

# 平成26年定例監査報告書

(平成25年度執行分)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
平成26年定例監査（平成25年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成26年9月9日

東京都監査委員	高橋かずみ
同	野上純子
同	友渕宗治
同	筆谷勇
同	金子庸子

# 目 次

第1	監 査 の 概 要	1
第2	監 査 の 結 果	2
第3	重 点 監 査 事 項	8
第4	東京都財務諸表等の監査	17
第5	監 査 の 結 果 (各局別)	27
	主 税 局	29
	生 活 文 化 局	34
	オリンピック・パラ リンピック準備局	35
	都 市 整 備 局	38
	環 境 局	40
	福 祉 保 健 局	42
	病 院 経 営 本 部	46
	産 業 労 働 局	49
	中 央 卸 売 市 場	58
	建 設 局	61
	港 湾 局	75
	交 通 局	100
	水 道 局	106
	下 水 道 局	115
	教 育 庁	121
	選挙管理委員会事務局	126

# 第 1 監査の概要

## 1 監査の目的

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づき、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、平成 26 年定例監査を実施した。

## 2 監査の対象

平成 25 年度における都の事務及び事業の全般を対象とした。

あわせて、平成 25 年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

## 3 監査の期間

平成 26 年 1 月 6 日（月）から同年 9 月 4 日（木）まで  
局別の現地監査期間は、別表 1 のとおりである。

## 4 監査実施状況

全 28 局を対象として、表 1 のとおり、監査を実施した。

局別の現地監査場所は、別表 2 のとおりである。

(表 1) 監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率
本庁	141	141	100%
事業所	738	304	41.2%
計	879	445	50.6%

## 5 監査の観点

合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行った。

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表2のとおり、16局に対し、84件の指摘を行った。

指摘事項の一覧は別表3のとおりである。

指摘金額は3億3,356万余円であり、このうち、経費の削減や収入漏れなどを指摘したものが163万余円である。

(表2) 指摘事項局別件数

		歳入	歳出	財産	その他	計	うち重点 監査事項	
							土木	局別
1	主税局	3				3		
2	生活文化局		1			1		
3	オリンピック・パラリンピック準備局		1		1	2		
4	都市整備局		2			2		
5	環境局		1			1		
6	福祉保健局	1	4			5		1
7	病院経営本部		5			5		1
8	産業労働局	2	5	1	2	10		1
9	中央卸売市場		4			4		
10	建設局		11			11	9	
11	港湾局		11			11	3	
12	交通局		4		3	7	5	
13	水道局		6		4	10	4	
14	下水道局		6			6	6	
15	教育庁	1	2		2	5		1
16	選挙管理委員会事務局		1			1		
	計	7	64	1	12	84	27	4

## 2 主な指摘事例

### (1) 指定管理業務にかかる年間の収支状況報告が誤っていたもの

**駒沢オリンピック公園総合運動場の管理運営について、指定管理者が提出した事業報告書に記載されている事業別の収支差額など4つの項目で、約1,500万円が誤って記載されていた。**

オリンピック・パラリンピック準備局は、駒沢オリンピック公園総合運動場の管理運営について、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団を指定管理者として施設の管理運営を行わせている。

法人は、「駒沢オリンピック公園総合運動場の管理運営に関する基本協定」に基づき、施設の管理運営業務、利用者に対するサービス提供事業、スポーツ振興事業、自主事業を行っている。

局は、基本協定に基づき、四半期ごとに、「四半期報告書」により、管理運営業務の実施状況、利用料金、事業収入などの収支状況等を、毎年度終了後には、「事業報告書」により、年間の管理運営業務の実施状況及び収支状況の報告を、事業ごとの内訳を付して、法人から報告を受けている。

そこで、事業報告書について見ると、法人の支出金額を計上していないことなどにより、自主事業の収支差額など4つの項目で約1,500万円が誤って記載されていた。

局は、四半期報告書により収支状況を確認しながら、事業別の収支差額などが誤っている事業報告書を収受しており、指定管理者の収支状況等の確認・検証が十分でないこととなる。

このため、局に、指定管理者から収支状況等を適正に報告させるとともに、報告内容を確認・検証するように求めた。

（２）人工呼吸器の保守点検を実施したか適切に確認していなかったもの

**病院は、借り入れた機器について保守点検が実施されているかを確認しなければならないが、病院が借り入れている人工呼吸器について適切に確認していなかった。**

医療法等によると、病院は医療機器の安全管理のための体制確保を行うこととされており、借り入れた機器についても保守点検を実施することとされている。

しかしながら、病院が借り入れている人工呼吸器について、保守点検が行われたか確認していない事例等が見受けられた。

- ① 小児総合医療センターは、借入契約において、保守点検を行うこととしているものの、点検の予定時期、間隔等と保守点検報告書の提出について定めていない。

この結果、病院は、人工呼吸器について保守点検が実施されたか確認していない。

- ② 駒込病院は、借入契約において、保守点検を行い、保守点検報告書を病院に提出することとしているものの、点検の予定時期、間隔等について定めていない。また、保守点検報告書が保存されていない。

この結果、保守点検が適切に実施されたか確認できない状態となっている。

- ③ 多摩総合医療センターは、借入契約において、保守点検を行い、保守点検報告書を病院に提出することとしているが、点検の予定時期、間隔等について定めていない。

この結果、病院は保守点検報告書の提出を受けているものの、予定時期に保守点検を行ったかを確認できない状態となっている。

（3）緊急補修を要する道路の損傷について、道路巡回日報に記載されていなかったもの

建設事務所では、道路の破損等を早急に発見し応急的に補修を行うため、道路巡回を行っているが、所轄警察署からの連絡に基づき緊急補修を行う必要があると判断した道路の損傷が、道路巡回日報に記載されていなかった。

第一建設事務所は、南青山の都道について、所轄警察署からの連絡に基づき現地を確認したところ、複数箇所でも路面に亀裂が生じているなど、損傷が激しく、緊急に補修する必要があると判断したため、「路面補修工事緊急施行特例都道赤坂杉並線（第413号）港区南青山2丁目地内」（工期：平成25.5.24～7.16、契約金額2,205万円）を実施している。

一方、この道路は、所が、道路巡回委託契約により、受託者に道路の巡回点検を行わせているが、道路巡回点検日報にはこの損傷について記載されていなかった。

道路管理部は、委託による道路巡回について、道路巡回点検委託マニュアルにより定めているものの、受託者が自ら対応できない規模の損傷を発見した場合については、マニュアル等では道路巡回点検日報に記載しなければならないと明記はされていないことから、所は道路巡回点検日報への記載を必ずしも求めていなかったとしている

しかしながら、緊急補修を要する道路の損傷について、道路巡回日報に記載されないことは適切でない。

そこで、重大な道路の損傷についても道路巡回日報に記載されるよう道路巡回点検委託マニュアルと仕様書を見直すよう求めた。



(4) 校舎の外壁診断を実施した部署が外壁の危険度を学校に連絡しなかったもの

東部学校経営支援センターが実施した調査により、高等学校の校舎の外壁に安全対策の実施と補修が必要であると判定された箇所があったが、センターは学校にこれを連絡しなかったため、学校が必要な安全対策を実施できなかった。

東部学校経営支援センターは、建築基準法に基づき、各学校の校舎等の外壁について、定期的な診断を委託により実施している。

診断の結果、墨田工業高等学校の校舎等の外壁に、第三者被害の可能性があり安全対策の実施と補修が必要であると判定された箇所があり、この近辺を生徒が通行しているため、学校は安全対策を行う必要があった。

しかし、センターは学校に調査結果を連絡しておらず、学校は安全対策の実施ができなかった。

(5) 長期欠席の原因や、指導・対策の内容について記録していなかったもの
--------------------------------------

都立高等学校において、長期欠席が主な原因で転・退学に至った生徒について、長期欠席に至った原因や学校が講じた指導・対策の内容について記録がなく、校長が長期欠席の原因を把握し、指導・対策を行ってもなお、転・退学せざるを得ない状況であったか検証できない事例があった。

都立高等学校では、長期欠席により単位未履修となり、転・退学に至る事例が多いことから、転・退学の理由を把握し、その原因に応じた適切な指導・対策を行う必要がある。

転・退学に当たっては、生徒及び保護者が、転・退学願を校長あてに提出し、担任が副申書を添えて、校長に提出する。副申書は、生徒から転・退学の申請があったときに、担任が転・退学が適切であることを申し添えるものである。校長は、転・退学願及び副申書により、転・退学が適切であるかを判断し、転・退学を許可している。また、担任等から聞き取りしてきた内容を基に許可しているとしている。

学校は、一旦生徒に入学を許可したことから、生徒に転・退学を許可するには、必要な指導・対策を行ってもなお、転・退学せざるを得ない状況であったことを確認しておかなければならない。

したがって、転・退学に係る副申書には、

- ① 単位未履修など転・退学に直接結びつく理由
- ② ①の原因となった長期欠席に至った原因
- ③ 学校が講じた指導や対策の内容

について具体的に記載し、転・退学に至った原因・理由・指導内容を客観的に検証することができるようにしておく必要がある。

しかしながら、町田（定時制）、日野、東大和南及び若葉総合高等学校において、長期欠席が主な原因と認められる転・退学に係る副申書に、長期欠席に至った原因や学校が講じた指導・対策の内容についての具体的な記載が不足している事例があった。このため、校長が長期欠席の原因を把握し、指導・対策を行ってもなお、転・退学せざるを得ない状況であったと判断したことの検証ができない状況となっている。

### 第3 重点監査事項

重点監査事項として、次の項目を設定し、重点監査事項ごとに観点を定めた上で、局ごとに重点監査事項と具体的なテーマを選定することとした。

#### 平成26年定例監査重点監査事項

- 土木建造物の維持管理
- 業務委託
- 業務の内部統制
- 収入管理・滞納整理
- 現預金管理
- リース契約
- 土地の利活用

監査の実施に当たっては、表3のとおり、13の局について、事業内容に応じて重点監査事項を選定し、具体的なテーマを設定した。

ただし、土木建造物の整備・管理を所管する局については「土木建造物の維持管理」を選定した。

監査の結果、9局に対し、31件の指摘を行った。

(表3) 局別重点監査事項一覧

	局	選定した重点監査事項	テーマ	指摘件数
1	生活文化局	リース契約	—	0
2	都市整備局	事業実施部門の外部委託	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターへの委託	0
3	環境局	事業実施部門の外部委託	公益財団法人東京都環境公社への委託	0
4	福祉保健局	リース契約	—	1
5	病院経営本部	リース契約	—	1
6	産業労働局	事業実施部門の外部委託	公共職業訓練の民間委託	1
7	中央卸売市場	収入管理	使用料等徴収金	0
8	建設局	土木建造物の維持管理	道路施設・橋梁・水門	9
9	港湾局	土木建造物の維持管理	港湾施設・海岸保全施設	3
10	交通局	土木建造物の維持管理	都営地下鉄等のトンネル・駅・橋梁等	5
11	水道局	土木建造物の維持管理	浄水場施設	4
12	下水道局	土木建造物の維持管理	下水道管路施設	6
13	教育庁	債権管理	教職員の給与等の返還金	1
	計			31

## 1 土木構造物の維持管理

### (1) 目的

中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故、高速道路上の「跨道橋（こどうきょう）」点検未実施など、土木構造物にかかる安全管理が社会的な課題となっていることから、都が管理する土木構造物について、都民の安全を確保できない事例がないか検証した。

#### 土木構造物の例

道路（道路法によらない道路状の構造物を含む、道路附属設備を含む）
隧道（附属設備を含む）
橋梁（附属設備を含む）
河川管理施設（ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、調節池等）
港湾施設（防波堤、航路、泊地、係留施設、臨港道路）
海岸保全施設（水門、防潮堤、護岸、陸閘、閘門、排水機場）
水道施設（給水管、配水管、本管、配水地、浄水施設）
下水道施設（下水道管、人坑、公共ます、ポンプ所、水再生センター）

### (2) 監査の方法

建設局、港湾局、交通局、水道局、下水道局が所管する土木構造物のうち、監査対象とするものを選定し、次に掲げる着眼点により、監査を行った。

#### 着眼点

- |                                  |
|----------------------------------|
| ① 必要な構造物について必要な項目を点検しているか        |
| ② 点検結果を維持補修に活かしているか              |
| ③ 点検以外に維持補修の必要性を組織的に把握しているか      |
| ④ 必要に応じて速やかに、維持補修を行っているか         |
| ⑤ より経済的・効率的な維持補修の実施方法がないか        |
| ⑥ 計画修繕は実際の老朽化に応じて適切な時期に行われているか   |
| ⑦ 保守点検、維持補修、計画修繕は適正な手続により行われているか |

### (3) 監査の実施状況

表4のとおり、局ごとに対象とする施設を選定した。

(表4) 局別の監査実施状況

No.	局名	対象施設
1	建設局	道路施設（トンネル、擁壁等）、橋梁、水門等の治水施設
2	港湾局	港湾施設（岸壁、栈橋、橋りょう構造物等） 海岸保全施設（外郭防潮堤、内部護岸等）
3	交通局	都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーにおける土木構造物 （トンネル、駅、通風口、開口部、高架橋、橋梁、土留）
4	水道局	浄水場施設
5	下水道局	下水道管路施設

### (4) 監査の結果

各局では、概ね、次の手順により、土木構造物の維持管理を行っている。

#### 土木構造物の維持管理に係る業務

日常点検	外観の目視により日常的（毎日、月に1度など）に行う。
定期点検	技術者が目視に加えて点検機器を用いるなどして行う。
その他	利用者等から異常の通報を受けて、異常個所を把握し、確認する。
異常時点検	異常発見時に、状況を確認する。
維持修繕	異常発見時に行う。
計画修繕	年数の経過に伴い機能維持のために計画的に行う。

これらの業務について、「(2) 監査の方法」に記載した着眼点等により監査を行い、5局に対し、27件の指摘を行った。

指摘事項を類型別に整理すると、表5のとおりであり、ア～イのように各種点検の結果を記録していなかったために点検を実施したかわからないもの、ウのように定期点検の報告書に誤りがあるもの、エのように異常発見時の判断を記録していないために対処が適切であったか検証できないもの、オのように軽微な故障への対応が行われていなかったものなど、改善を要する点が認められたものの、利用者の安全を害するような事項については指摘する事項はなかった。

(表5) 工事に係る類型別指摘状況

区分	指摘件数
ア 日常点検の結果を記録していないもの	3
イ 定期点検を実施していないもの	3
ウ 委託により行った定期点検の報告内容に誤りがあるもの	4
エ 異常発見時における点検の結果を記録していないもの	3
オ 故障への対処を行っていなかったもの	3
カ 修繕工事の事務処理が適正でないもの等	11
計	27

(5) 主な指摘事例

ア 日常点検の結果を記録していないもの

定期巡回を行うべき83の道路施設について結果を記録していなかったもの

建設局 指摘事項(1)ア P. 61

建設局は、道路施設(トンネル、擁壁等)について、「道路施設点検調査要領書」に基づき、5年に1度、委託により、目視及び点検機器を用いて、定期点検を行っている。

点検の結果、損傷が大きく、道路利用者に影響を与える可能性があるものについては、応急処置後、必要に応じて対策工事を行うが、対策工事を完了するまでの間は、要領書に基づき、年に1度、定期巡回を行う。また、中程度の損傷のものについても、2年に1度定期巡回を行う。

しかしながら、第六建設事務所及び北多摩南部建設事務所は、定期巡回を行うべき83の道路施設において、定期巡回の結果を記録していなかった。

この結果、要領書に基づく定期巡回を実施したと認めることができない。

## 海岸保全施設の一般点検の結果を対象施設の点検項目ごとに記録していなかったもの

港湾局 指摘事項（１）イ P. 77

東京港建設事務所は、海岸保全施設（外郭防潮堤、内部護岸等）の維持管理を行っている。これらの施設の維持管理には、施設の状態を的確に把握する必要があるが、そのためには定期的な点検と点検結果の蓄積が重要である。

所は、「港湾構造物点検マニュアル」に基づき、1か月に1度程度、目視により外観を点検する一般点検を委託により行っている。

しかしながら、「港・港南地区海岸保全区域護岸等巡回点検業務委託」及び「江東・中央地区海岸保全区域護岸等巡回点検業務委託」は、点検マニュアルに定める項目を漏れなく点検するものではなく、また、点検結果の報告が、対象施設の点検項目ごとではなく、点検箇所ごとに異常の有無と異常箇所の内容を報告するものとなっていた。

この結果、マニュアルに基づく一般点検を実施したと認めることができない。

### イ 定期点検を実施していないもの

## 浄水場施設について定期点検を実施していなかったもの

水道局 指摘事項（１）イ・ウ P. 106

水道局では、「水道施設点検要領」に基づき、浄水場施設の定期点検を年2回実施している。

しかしながら、東村山浄水場では、沈殿池など一部の施設について平成25年度の第1回目の点検を行っていなかった。

また、小作浄水場では、平成25年度の定期点検を2回とも実施していなかった。

## ウ 委託により行った定期点検の報告内容に誤りがあるもの

トンネルの照明設備の月次点検で実際と異なる故障箇所数が報告されていたもの

建設局 指摘事項（１）オ（ウ） P. 67

南多摩東部建設事務所は、委託により、小山内裏トンネル、綾部原トンネルなどの照明設備の月次点検を行っている。

所は、小山内裏トンネルの照明設備改修工事を平成26年1月から実施し、同トンネルの照明設備は1月以降、故障個所が5か所程度に減少しているにもかかわらず、月次点検では、依然として17か所が故障していると報告されていた。

また、綾部原トンネルについても実際と違う故障箇所数が報告されていた。

## エ 異常発見時における点検の結果を記録していないもの

「港湾構造物点検マニュアル」に基づく各種点検の結果を適正に記録していないもの

港湾局 指摘事項（１）ア P. 76

東京港管理事務所及び東京港建設事務所は、港湾施設（岸壁・栈橋等）及び海岸保全施設（外郭防潮堤、内部護岸等）について、「港湾構造物点検マニュアル」に基づき、各種点検を行っている。

しかしながら、

- ① 災害発生後、緊急に目視により外観を点検する異常時点検では、施設ごと点検項目ごとに報告書に結果を記載すべきところ、異常箇所についてのみ記載している。
- ② 異常発見時に施設補修部署が行う異常時点検では、補修の可否を判断し、その内容を報告書に追記すべきところ、これをしていない。
- ③ 施設補修部署が異常の進行状況を定期的に把握するために行う定期点検では、港湾施設については報告書がなく、海岸保全施設については施設ごと点検項目ごとに結果を報告書に記載すべきところ、異常箇所についてのみ記載している。

この結果、各所はマニュアルに基づくこれらの点検を実施したと認めることができない。



## オ 故障への対処を行っていないかったもの

### 浄水場の建築物壁面のひび割れについて補修を行っていないもの

水道局 指摘事項（１）ア P. 106

水道局では、「水道施設点検要領」に基づき、浄水場施設の定期点検を年２回実施している。

しかしながら、金町浄水場では、平成２５年１２月の定期点検において、凝集剤注入所地下１階壁面の長さ３ｍのひび割れについて早急な対応が必要とされているが、補修を行っていない。

これは、平成２３年９月の定期点検以来、状況が悪化しているにも関わらず、２年以上補修を行っていないかったものである。

### 故障処理作業を適切に行ったか確認できないもの

下水道局 指摘事項（２） P. 116

下水道局では、業務履歴検索システムにより、出張所が、管路破損や故障の状況、補修工事や処理の内容を入力し、下水道事務所が確認する仕組みとしている。

しかしながら、千代田出張所の５件、港出張所の２件の故障処理作業については、出張所の入力内容が不十分であったため、中部下水道事務所では、処理作業が適切に行われたか確認できない状態となっていた。

カ 修繕工事の事務処理が適正でないもの等

土木構造物の維持管理に必要な工事の実施に当たり、表6のとおり、工事費の所属年度の誤りなど事務処理の誤りが見受けられた。

(表6) 修繕工事の事務処理が適正でなかった事項

局	指摘件名	概要	掲載頁
建設局	(1) 道路施設の点検等について オ 立体交差及びトンネル設備保守委託について (ア) 積算を適切に行うべきもの	消火器更新の 過大積算	P. 66
交通局	(1) 適正な所属年度により支出すべきもの	維持修繕工事 費の所属年度 違い	P. 100
交通局	(2) 土木工事工種別単価請負工事について ア 交通誘導警備業務を適正に実施すべきもの	工事に係る法 令順守	P. 101
交通局	(2) 土木工事工種別単価請負工事について イ 道路使用許可を適正に受けたことを確認した上 で道路上での作業を実施すべきもの	工事に係る法 令順守	P. 102
交通局	(3) 防火管理体制を適正にすべきもの	消防設備管理	P. 102
交通局	(4) 高所作業における転落防止策を適正に講じるべき もの	工事に係る法 令順守	P. 103
下水道局	(1) 管きょ維持補修工事について ア 適正な所属年度により工事代金を支払うべきも の	維持修繕工事 費の所属年度 違い	P. 115
下水道局	(1) 管きょ維持補修工事について イ 工事請負契約を適正に締結すべきもの	他業者に工事 を行わせる前 提で施工指示	P. 115
下水道局	(4) 公共ます設置の承認工事に係る事務手続を適切に行 うべきもの	事務処理に不 備	P. 118
下水道局	(5) 工事変更に係る事務手続を適正に行うべきもの	工法や施工時 間の変更手続 不備	P. 119

## 2 その他

その他の重点監査事項に係る指摘は表7のとおりである。

(表7) 重点監査事項に係る指摘一覧

重点監査事項	局	指摘件名	掲載頁
事業実施部門 の外部委託	産業 労働局	(1) 業務委託の履行を確認し代金の支払を行うべきもの	P. 49
債権管理	教育庁	(1) 教職員の給与の過払い等について効果的な債権回収を行うよう指導を徹底すべきもの	P. 121
リース契約	福祉 保健局	(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	P. 42
	病院経営 本部	(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	P. 46

## 第4 東京都財務諸表等の監査

### 1 監査の目的

平成25年度東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

### 2 監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び15特別会計）の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 平成26年8月4日から同月6日まで
- ② 東京都財務諸表 平成26年8月25日

### 3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認

ア 「財産に関する調書」との突合

イ 当期の増減について関係書類（購入原議等）との照合（抽出による）

ウ 減価償却計算に関する検証（抽出による）

- (7) 決算整理手続の確認

不納欠損引当金、貸倒引当金、退職給与引当金及び賞与引当金について、計上額や算定の根拠となる計数を確認

- (8) 特異科目の検証

特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を検証

#### 4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

(別表1) 局別実地監査期間

No.	局名	実地監査	補足監査
1	知事本局(注1)	平成26年5月19日及び21日	
2	青少年・治安対策本部	平成26年5月20日及び22日	
3	総務局(注2)	平成26年5月9日から21日まで	
4	財務局	平成26年4月14日から18日まで	平成26年6月16日
5	主税局	平成26年2月5日から3月10日まで	平成26年6月16日及び17日
6	生活文化局	平成26年1月14日から31日まで	平成26年6月16日及び17日
7	オリンピック・パラリンピック準備局(注3)	平成26年5月23日から6月4日まで	
8	都市整備局	平成26年2月14日から3月7日まで	平成26年6月16日
9	環境局	平成26年4月11日から22日まで	平成26年6月16日
10	福祉保健局(注2)	平成26年5月8日から29日まで	
11	病院経営本部	平成26年4月25日から5月29日まで	
12	産業労働局	平成26年5月15日から30日まで	
13	中央卸売市場	平成26年1月14日から31日まで	平成26年6月16日及び17日
14	建設局	平成26年4月7日から6月11日まで	平成26年6月16日及び17日
15	港湾局	平成26年4月7日から5月12日まで	平成26年6月16日及び17日
16	会計管理局	平成26年3月3日から6日まで	平成26年6月16日
17	東京消防庁	平成26年1月16日から30日まで	平成26年6月16日及び17日
18	交通局	平成26年4月8日から5月7日まで	平成26年6月16日
19	水道局	平成26年1月16日から2月17日まで	平成26年6月16日及び17日
20	下水道局	平成26年1月15日から2月6日まで	平成26年6月16日及び17日
21	教育庁(注2)	平成26年4月24日から6月6日まで	
22	警視庁(注2)	平成26年4月9日から4月21日まで	平成26年6月16日及び17日
23	選挙管理委員会事務局	平成26年2月27日及び3月3日	平成26年6月16日
24	人事委員会事務局	平成26年3月5日	平成26年6月16日
25	監査事務局	平成26年2月28日	平成26年6月17日
26	労働委員会事務局	平成26年3月11日	平成26年6月17日
27	収用委員会事務局	平成26年3月7日	平成26年6月17日
28	議会局	平成26年3月3日及び4日	平成26年6月13日

(注1) 平成26年7月16日から政策企画局

(注2) 八丈支庁管内の事業所は平成26年5月13日、15日及び16日

(注3) 平成25年12月31日までスポーツ振興局、平成26年1月1日から現局名

(別表2) 局別実地監査場所

No.	局名	本庁の部	事業所	
1	知事本局	総務部、地方分権推進部、外務部、基地対策部、政策部、計画調整部、国家戦略特区推進部	7	
2	青少年・治安対策本部	総合対策部	1	
3	総務局	総務部、復興支援対策部、行政改革推進部、情報システム部、首都大学支援部、人事部、行政監察室、行政部、総合防災部、統計部、人権部	11 八丈支庁	1
4	財務局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	4	
5	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5 千代田・中央・文京・台東・墨田・品川・渋谷・杉並・練馬・足立・葛飾・八王子各都税事務所、都税総合事務センター	13
6	生活文化局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	6 消費生活総合センター、計量検定所、東京ウィメンズプラザ	3
7	オリンピック・パラリンピック準備局	総務部、スポーツ事業部、スポーツ祭東京推進部、招致推進部	4	
8	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部及び都営住宅経営部	7 第一区画整理事務所、第二区画整理事務所、再開発事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所、東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所	7
9	環境局	総務部、環境改善部、都市エネルギー部、都市地球環境部、自然環境部、資源循環推進部	6 多摩環境事務所、廃棄物埋立管理事務所	2
10	福祉保健局	総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部	9 監察医務院、府中・青梅・板橋各看護専門学校、多摩小平保健所、島しょ保健所、島しょ保健所八丈出張所、西多摩福祉事務所、板橋・東村山各ナーシングホーム、萩山実務学校、誠明学園、児童相談センター、品川・杉並・小平・足立・世田谷各児童相談所、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター城北分園、府中療育センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、健康安全研究センター、芝浦食肉衛生検査所、動物愛護相談センター	27

No.	局名	本庁の部	事業所
11	病院経営本部	経営企画部、サービス推進部	2 広尾・大塚・駒込・墨東・神経・松沢各病院、多摩総合医療センター、小児総合医療センター 8
12	産業労働局	総務部、商工部、金融部、金融監理部、観光部、農林水産部、雇用就業部	7 皮革技術センター、皮革技術センター台東支所、農業振興事務所、森林事務所、島しょ農林水産総合センター、労働相談情報センター、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校、中央・城北職業能力開発センター赤羽校、城南職業能力開発センター、城南職業能力開発センター大田校、城東職業能力開発センター、城東職業能力開発センター江戸川校、城東職業能力開発センター足立校、城東職業能力開発センター台東分校、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター府中校、東京障害者職業能力開発校 18
13	中央卸売市場	管理部、事業部、新市場整備部	3 築地市場、食肉市場、大田市場、豊島市場、淀橋市場、足立市場、板橋市場、世田谷市場、北足立市場、多摩ニュータウン市場、葛西市場 11
14	建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援・人材育成センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所 15
15	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5 東京港管理事務所、東京港建設事務所、調布飛行場管理事務所 3
16	会計管理局	管理部	1
17	東京消防庁 (注1)	企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部、	8 消防学校、消防技術安全所 臨港・ <u>赤坂</u> ・大井・ <u>大森</u> ・ <u>目黒</u> ・玉川・ <u>中野</u> ・ <u>豊島</u> ・ <u>赤羽</u> ・尾久・ <u>西新井</u> ・ <u>本田</u> ・小岩・ <u>武蔵野</u> ・調布・東村山・ <u>北多摩西部</u> ・ <u>福生</u> ・秋川・板橋各消防署 22
18	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	7 五反田・日比谷・巣鴨・上野御徒町駅務管理所、西馬込・高島平乗務管理所、日暮里・舎人営業所、自動車工場、品川・渋谷・巣鴨・北・南千住・深川自動車営業所、馬込・志村・木場車両検修場、電気総合管理所、浅草線・三田線電気管理所、工務事務所、馬込・志村・大島保線管理所 24
19	水道局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部 調整部、施設部	9 中央・東部第一・東部第二・西部・南部・北部各支所、千代田・豊島・江東・葛飾・杉並・新宿・大田・品川・世田谷・渋谷各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、玉川・小作・三郷各浄水場、東部・西部各建設事務所 30

(注) 下線の各消防署の監査については、近隣の会場として集合監査を実施した。



No.	局名	本庁の部	事業所	
20	下水道局	総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、技術部（北多摩一号水再生センター、南多摩水再生センター、北多摩二号水再生センター、浅川水再生センター、多摩川上流水再生センター、八王子水再生センター及び清瀬水再生センターを含む。）	8 中部下水道事務所（芝浦水再生センターを含む。）、北部下水道事務所（三河島水再生センターを含む。）、東部第一下水道事務所（砂町水再生センター、東部スラッジプラント及び有明水再生センターを含む。）、東部第二下水道事務所（中川水再生センター、小菅水再生センター及び葛西水再生センターを含む。）、西部第一下水道事務所（落合水再生センター及び中野水再生センターを含む。）、西部第二下水道事務所（みやぎ水再生センター、新河岸水再生センター及び浮間水再生センターを含む。）、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター（南部スラッジプラントを含む。）、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所	24
21	教育庁	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部	6 多摩教育事務所、東部・中部・西部各学校経営支援センター、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、八丈出張所、大崎・八潮・田園調布・蒲田・大田桜台・駒場・松原・新宿山吹・西・大泉・大泉桜・板橋・桐ヶ丘・飛鳥・白鷗・忍岡・青井・墨田川・日本橋・深川・富士森・日野・南平・町田・小川・昭和・武蔵村山・東大和南・福生・秋留台・清瀬・国立各高等学校、赤羽商業高等学校、北豊島・荒川・墨田・葛西・小金井・田無各工業高等学校、多摩科学技術高等学校 農産高等学校、世田谷・杉並・若葉各総合高等学校、立川国際中等教育学校、白鷗・大泉各高等学校附属中学校、葛飾盲学校、大塚ろう学校、城北・村山・羽村・王子第二・調布・水元・港・白鷺・板橋・田無・品川各特別支援学校、あきる野・府中けやきの森・志村各学園	71
22	警視庁	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	9 万世橋・愛宕・高輪・東京湾岸・荏原・池上・世田谷・碑文谷・原宿・四谷・高井戸・本富士・下谷・蔵前・千住・綾瀬・本所・葛飾・小松川・小平・三鷹・青梅・八王子・王子・八丈島各警察署	25
23	選挙管理委員会事務局		1	
24	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2	
25	監査事務局		1	
26	労働委員会事務局		1	
27	収用委員会事務局		1	
28	議会局	管理部、議事部、調査部	3	

(注) 下線の各学校の監査については、近隣の学校を会場として集合監査を実施した。

(注) 下線の各警察署の監査については、近隣の警察署を会場として集合監査を実施した。

(別表3) 指摘事項一覧

局名	No.	指摘事項件名
主税局	1	(1) 同一画地の認定について ア 同一画地の認定を適正に行うべきもの
	2	(1) イ 同一画地の認定を適正に行うべきもの
	3	(2) 土地の用途の認定を適正に行うべきもの
生活文化局	4	(1) 印刷物の契約を適正に行うべきもの
オリンピック・パラリンピック準備局	5	(1) 指定管理者から適正な事業報告を求め、内容の確認・検証を行うべきもの
	6	(2) 高所作業における安全を確保するよう受注者を適切に指導、監督すべきもの
都市整備局	7	(1) 繰越に係る手続を適正に行うべきもの
	8	(2) 契約内容の変更を適正に行うべきもの
環境局	9	(1) 仕様書を適切に定めるとともにその適正な履行を求めるべきもの
福祉保健局	10	(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの
	11	(2) 都立看護専門学校の授業料の減免を適正に行うべきもの
	12	(3) 土壤汚染調査委託契約を適正に行うべきもの
	13	(4) 点検委託契約について ア 建物・設備管理を適正に行うべきもの
	14	(4) イ 不良箇所に対する対応を速やかに行うべきもの
病院経営本部	15	(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの
	16	(2) 借り入れている人工呼吸器の安全管理について ア 仕様書に保守点検の事項を定め、保守点検が適切に実施されていることを確認すべきもの
	17	(2) イ 保守点検が適切に実施されていることを確認すべきもの
	18	(2) ウ 保守点検に係る予定時期等を把握した上で、適切に保守点検の実施を確認すべきもの
	19	(3) 購入契約に係る検査を適正に行うべきもの
産業労働局	20	(1) 業務委託の履行を確認し代金の支払を行うべきもの
	21	(2) 債権管理を適正に行うべきもの
	22	(3) 職業能力開発センター施設設備使用に係る実費の徴収を適正に行うべきもの
	23	(4) 林道維持管理工事について ア 即時性のない案件を単価の割増しがない別契約により施工すべきもの
	24	(4) イ 履行期限の延長に係る事務処理及び完了検査を適正に行うべきもの
	25	(4) ウ 指示工事の中止について適正に意思決定を行い書面で通知すべきもの
	26	(5) 業務実績に応じて適正に契約変更すべきもの
	27	(6) とうきょう元気農場事業について ア 利用規程に利用申込み等の手続に関する定めを整備し都と利用者との法律関係を明確にすべきもの
	28	(6) イ 規格に適合しない農産物の取扱いについて仕様書に定めるべきもの
	29	(6) ウ 施設及び備品の管理を適正に行うべきもの
中央卸売市場	30	(1) 工事の積算を適正に行うべきもの
	31	(2) 契約事務を適正に行うべきもの
	32	(3) 契約手続を適正に行うべきもの
	33	(4) 消防用機械器具等を適正に維持管理すべきもの

局名	No.	指摘事項名
建設局	34	(1) 道路施設の点検等について ア 道路施設の定期巡回を適正に実施すべきもの
	35	(1) イ 道路施設の詳細点検を実施しないと判断したことについて記録すべきもの
	36	(1) ウ 委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの
	37	(1) エ 委託調査に係るデータの確認を適切に行うべきもの
	38	(1) オ 立体交差及びトンネル設備保守委託について (ア) 積算を適切に行うべきもの
	39	(1) オ (イ) トンネルの照明設備を適切に修理すべきもの
	40	(1) オ (ウ) 履行確認を適正に行うべきもの
	41	(2) 橋りょうの点検等について ア 橋りょうの定期巡回を適正に実施すべきもの
	42	(2) イ 委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの
	43	(3) 道路巡回点検委託実施マニュアル及び当該契約の仕様書を見直すべきもの
	44	(4) 総価契約により施工すべきもの
	港湾局	45
46		(1) イ 外郭防潮堤及び内部護岸の一般点検を適正に行うべきもの
47		(1) ウ レインボーブリッジの日常点検を適正に行うべきもの
48		(2) 単価契約工事について ア 指示を適正に行うべきもの
49		(2) イ 検収を適正に行うべきもの
50		(2) ウ 単価契約工事の運用を適切に行うべきもの
51		(2) エ 単価契約工事の適正な執行について指導を行うべきもの
52		(3) 工事監督補助業務委託を適切に行うべきもの
53		(4) 業務委託結果を活用し、道路等の管理を適切に行うべきもの
54		(5) ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託を適切に行うべきもの
55		(6) 保守点検委託契約の履行確認を適正に行うべきもの
交通局	56	(1) 適正な所属年度により支出すべきもの
	57	(2) 土木工事工種別単価請負工事について ア 交通誘導警備業務を適正に実施すべきもの
	58	(2) イ 道路使用許可を受けたことを確認した上で道路上の作業を実施すべきもの
	59	(3) 防火管理体制を適正にすべきもの
	60	(4) 高所作業における転落防止策を適正に講じるべきもの
	61	(5) 複数単価契約を適正に締結すべきもの
	62	(6) 貯蔵品の管理を適正に行うべきもの
水道局	63	(1) 浄水場の維持管理について ア 要補修箇所への対応を速やかに行うべきもの
	64	(1) イ 点検を適切に行うべきもの
	65	(1) ウ 点検計画を策定し、点検を実施すべきもの
	66	(1) エ 点検及びその後の対応を適切に行うよう指導すべきもの
	67	(2) 多摩水道維持補修工事請負単価契約について ア 単価契約工事に係る進捗状況の管理等を適切に行うべきもの
	68	(2) イ 単価契約工事に係る完了検査を適正に行うとともに受託者の指導を適切に行うべきもの
	69	(3) 給水装置工事事務の進行管理の確認等を適切に行うべきもの
	70	(4) 還付未済金の管理を適切に行うべきもの
	71	(5) 契約変更における契約変更金額の算出を適切に行うべきもの
	72	(6) 研修補佐業務委託を適切に行うべきもの

局名	No.	指摘事項件名
下水道局	73	(1) 管きょ維持補修工事について ア 適正な所属年度により工事代金を支払うべきもの
	74	(1) イ 工事請負契約を適正に締結すべきもの
	75	(2) 業務実施状況に係るデータ入力の確認を適切に行うべきもの
	76	(3) 流域下水道幹線保安作業に係る指示を適正に行うべきもの
	77	(4) 公共ます設置の承認工事に係る事務手続を適切に行うべきもの
	78	(5) 工事変更に係る事務手続を適正に行うべきもの
教育庁	79	(1) 教職員の給与の過払い等について効果的な債権回収を行うよう指導を徹底すべきもの
	80	(2) 建物の外壁に係る定期的な診断について ア 建物の外壁に係る点検結果を速やかに通知すべきもの
	81	(2) イ 建物の外壁に係る点検結果に基づき適切に安全対策を講じ、速やかに補修を実施すべきもの
	82	(3) 都立学校公開講座の実費の管理を適正に行うべきもの
	83	(4) 長期欠席者の転・退学に係る指導内容等を具体的に記録すべきもの
選挙管理委員会事務局	84	(1) 必要な許可を有する相手方と契約すべきもの

## 第5 監査の結果（各局別）



## 主 税 局

### 1 指摘事項

(都税)

#### (1) 同一画地の認定について

固定資産税及び都市計画税の課税は、地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項に基づき総務大臣が定める「固定資産評価基準」（昭和38年自治省告示第158号）及び都において定める「東京都固定資産（土地）評価事務取扱要領」（昭和38年5月22日付主課固発第174号）（以下「固定資産評価基準」及び「東京都固定資産（土地）評価事務取扱要領」を「基準等」という。）により評価した土地の価格を基礎として行われる。

土地の評価は、これらの基準等により、原則として、土地（補充）課税台帳に登録された1筆の土地を一画地として評価すること（「一筆一画地の原則」）とされている。

しかし、複数の筆の周囲を塀等で囲うなどして、隣接する複数の筆が一体として利用されているときには、それぞれの筆を一画地として評価すると、結果として一体利用している土地全体の利用価値が土地の価格に適切に反映されず、土地相互間の評価の不均衡をもたらす場合がある。そのため、基準等では、隣接する2筆以上の土地について、その形状、利用状況等から見て、これらを合わせる必要がある場合においては、その一体をなしている土地全体を一画地として認定し評価することとしている。これにより、個々の筆の価格は一画地の一部として均一に評価されることとなる。

ところで、墨田都税事務所及び練馬都税事務所における固定資産税及び都市計画税の課税状況について見たところ、監査日（平成26. 2. 7及び2. 27）現在、その形状、利用状況等から見て、一体をなしていると認められる複数の筆を同一画地として認定し評価していない事案が、以下のとおり認められた。

#### ア 同一画地の認定を適正に行うべきもの

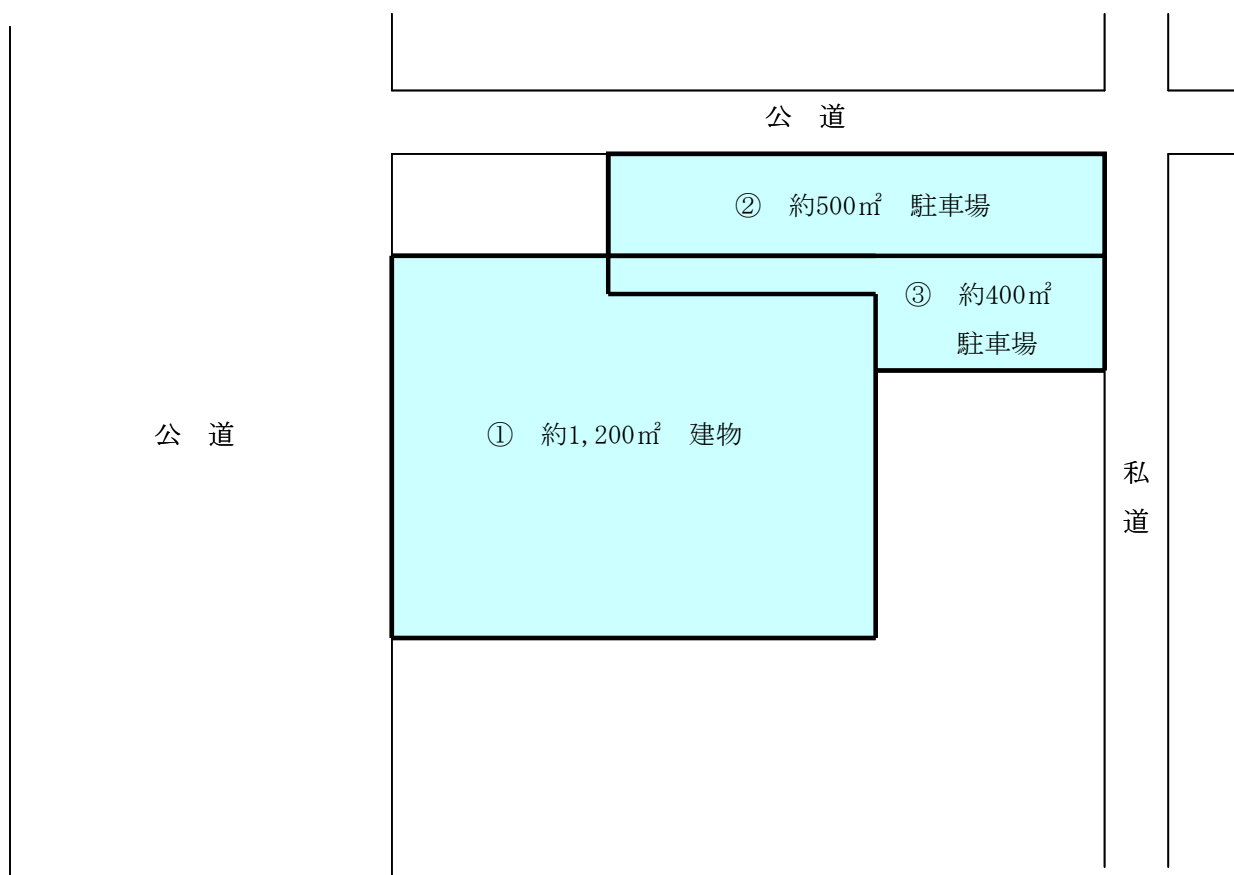
図1の①、②及び③の3筆の土地は、建物1棟とその建物で行っている事業用の駐車場として使用されており、一体として利用されているにもかかわらず、同一画地として認定していないのは適正でない。

この結果、表1のとおり、固定資産税・都市計画税59万1,400円が課税超過となっている。

所は、同一画地の認定を適正に行われたい。

(墨田都税事務所)

(図1) 現況略図



(表1) 税額正誤表

(単位：円)

年度	正税額	既税額	差 額
平成21年度	5,240,400	5,310,900	△ 70,500
平成22年度	5,350,300	5,476,000	△ 125,700
平成23年度	5,180,300	5,355,700	△ 175,400
平成24年度	5,098,800	5,209,700	△ 110,900
平成25年度	5,083,400	5,192,300	△ 108,900
計	25,953,200	26,544,600	△ 591,400

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算。

地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定。



イ 同一画地の認定を適正に行うべきもの

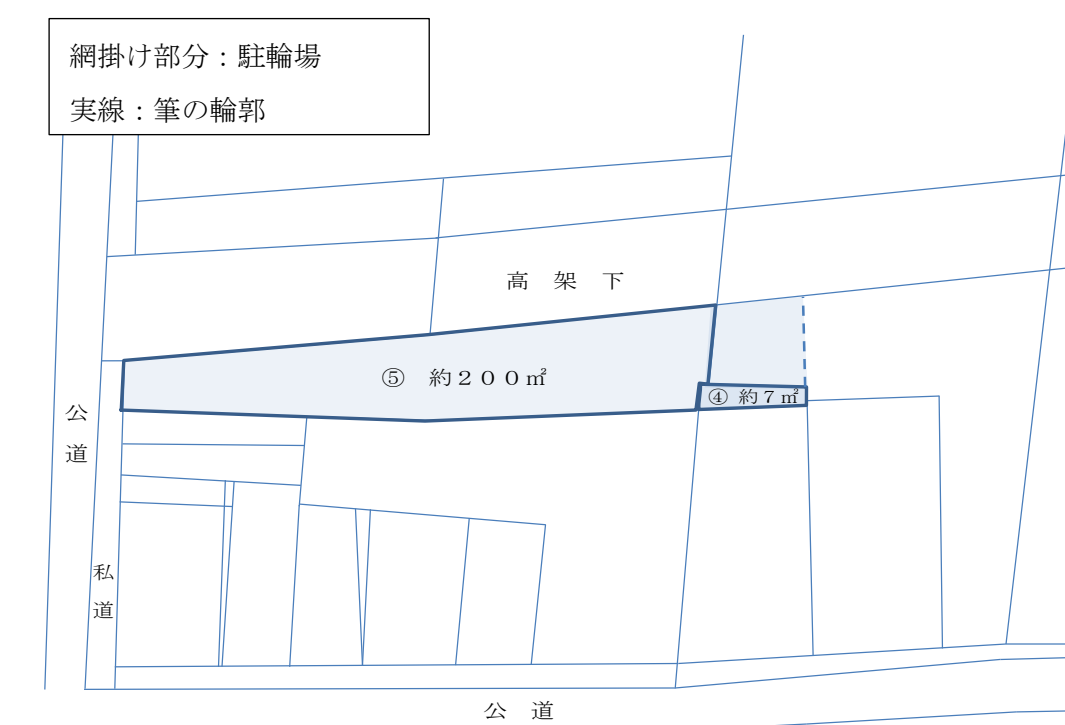
図2の④の狭小な土地（面積：約7㎡）は、駐輪場の一部として、隣地⑤と合わせて使用されており、④⑤は一体として利用されているにもかかわらず、同一画地として認定していないのは適正でない。

この結果、表2のとおり、固定資産税・都市計画税1万8,400円が課税超過となっている。

所は、同一画地の認定を適正に行われたい。

(練馬都税事務所)

(図2) 現況略図



(表2) 税額正誤表

(単位：円)

年度	正税額	既税額	差 額
平成21年度	746,100	731,600	14,500
平成22年度	792,800	786,100	6,700
平成23年度	773,500	786,100	△ 12,600
平成24年度	769,400	782,900	△ 13,500
平成25年度	769,400	782,900	△ 13,500
計	3,851,200	3,869,600	△ 18,400

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算。

地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定。

(2) 土地の用途の認定を適正に行うべきもの

固定資産税等の課税において、住宅用家屋の敷地、住宅用家屋の敷地と一体となっている庭や自家用駐車場等は、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2により「住宅用地」として認定され、業務用家屋の敷地、駐車場、資材置場、空地等は「非住宅用地」とされる。

住宅用地については、課税標準の特例措置により、例えば、一般住宅用地の場合には、固定資産税が1/3、都市計画税が2/3に軽減されるなど、認定の有無により税負担に差異が生じるものであり、土地の所有者（所有者が自ら土地を利用していない場合でも同様）は、土地が所在する区にある都税事務所（土地係）に対して、申告が必要となる事由が生じた年の翌年の1月31日までに申告しなければならない。（地方税法384条、東京都都税条例（昭和25年条例第56号）136条の2・136条の3）

また、都税事務所としては、申告が適正になされなかった場合でも、土地課税台帳等の書類確認や現地調査により、毎年1月1日現在の土地の状況を把握し、利用実態に見合った認定を行い、課税する必要がある。

ところで、足立都税事務所において、土地の課税状況について見たところ、所は、Aが所有する土地のうち、一般貸付駐車場に用いられている土地（図3中⑥の部分）を「住宅用地」として認定している。

しかしながら、この⑥の部分については、周囲がブロック塀で囲われており、監査日（平成26.2.17）現在、駐車場利用者を募集していることが認められた。

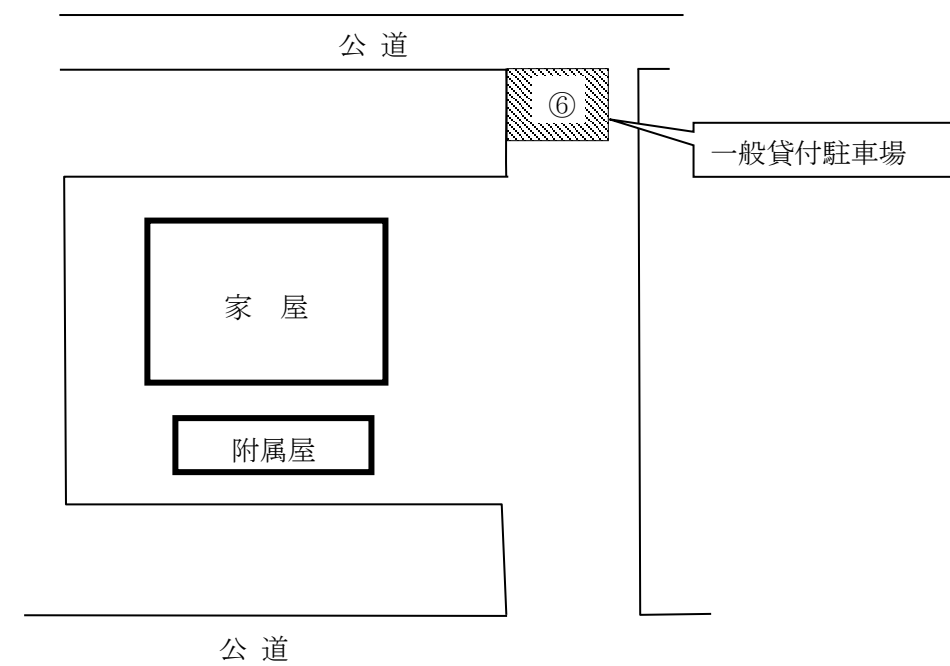
これは、所が課税のため把握している現況と、保有している住宅地図との上で、⑥の部分に違いが生じていたにもかかわらず、所有者からの申告がなされず、また、所が実施した現地調査等においても発見できなかったことによるものであり、所が、課税上、当初の「住宅用地」の認定のままとしていたことは、適正でない。

この結果、表3のとおり、固定資産税・都市計画税6,900円が課税不足となっている。

所は、土地の用途の認定に当たり必要な確認を行い、認定を適正に行われたい。

（足立都税事務所）

(図3) 現況略図



(表3) 税額正誤表

(単位：円)

年度	正税額	既税額	差 額
平成22年度	429,200	427,200	2,000
平成23年度	423,100	421,400	1,700
平成24年度	396,400	394,800	1,600
平成25年度	392,800	391,200	1,600
計	1,641,500	1,634,600	6,900

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算。

地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定。

生活文化局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 印刷物の契約を適正に行うべきもの

都民生活部は、平成25年度、旅券申請案内の印刷のための契約を、表1のとおり締結した。

随意契約によることが出来る印刷物の契約は、東京都契約事務規則（昭和39年規則第125号）により、予定価格が100万円を超えない場合である。

ところで、旅券申請案内の印刷に係る契約について見たところ、部は、第1回目を11万6千部印刷するとして随意契約とし、一方、第2回目は、33万500部印刷することから予定価格が100万円を超えるために入札としていた。

確認したところ、部は、第2回目の印刷の起案を、第1回目の印刷物の納入（履行期限：平成25.6.21）を待たずに、平成25年6月7日に行っていた。

両件の契約については、表2のとおり、配布先のうち旅券課ほか2か所が同一であること、また、印刷物の内容も同一であることから、1回にまとめて競争入札とすべき契約である。

結果として、第1回目の契約は、第2回目と比較して単価が約0.25円高く、契約金額が2万9,232円（監査事務局試算）過大となっている。

部としては、旅券申請案内に係る印刷物の契約について、計画的に発注を行うべきであったにもかかわらず、契約を合理的な理由もなく分けたことは、不経済となり、適正でない。

部は、印刷物の契約を適正に行われたい。

(都民生活部)

(表1) 旅券申請案内の印刷

(単位：部、円)

	印刷部数	予定価格	契約金額	契約方法	起案年月日	契約年月日	履行期限	単価
第1回	116,000	669,900	386,106	随意契約	5月9日	5月21日	6月21日	3.33
第2回	330,500	1,249,290	1,016,783	競争入札	6月7日	7月19日	8月5日	3.08
計	446,500	1,919,190	1,402,889				差額	0.25

(表2) 旅券申請案内の配布先

(単位：部)

	第1回	第2回	計
旅券課（新宿）	80,000	40,000	120,000
有楽町分室	20,000	8,000	28,000
池袋分室	16,000	18,000	34,000
区市町村	-	264,500	264,500
計	116,000	330,500	446,500

## 1 指摘事項

(歳出)

### (1) 指定管理者から適正な事業報告を求め、内容の確認・検証を行うべきもの

スポーツ推進部は、駒沢オリンピック公園総合運動場の管理運営について、「東京都体育施設条例」(平成元年条例第109号)に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)で定める「指定管理者制度」を活用し、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団を指定している。

部は、当該施設が適切に管理運営されたことを確認するため、「駒沢オリンピック公園総合運動場の管理運営に関する基本協定」(以下「協定」という。)に基づき、「月次報告書」(毎月の業務の実施状況)、「四半期報告書」(管理運営業務の実施状況、利用料金、事業収入などの収支状況)等を提出させ、常に業務の実施状況、収支状況を把握することとしている。また、毎年度終了後、指定管理者から「事業報告書」の提出を受け、年間の管理運営業務の実施状況、収支状況等管理の実態を把握するために必要な事項を把握することとしている。

指定管理者は、協定に基づき、施設の管理運営業務、施設の「利用者に対するサービス提供事業」、「スポーツ振興事業」を行い、そのほかに、施設の有効活用のため、創意工夫により企画する「自主事業」を実施することができる。これらの全事業について、事業別の内訳を明らかにし、「事業報告書」により報告することになっている。

部が指定管理者へ支払う指定管理料は、指定管理者があらかじめ事業計画において示した経費から、施設利用料などの収入と、指定管理者が独自に行うスポーツイベントなどの「自主事業」及び駐車場の運営等の「利用者に対するサービス提供事業」(以下「自主事業等」という。)から得た収入を、控除して支払うと決められている。このため、自主事業等からの収入は、今後の指定管理料に影響する可能性があることから、部は、適正な内容の事業報告を求める必要がある。

ところで、平成26年5月30日、指定管理者が部に提出した「事業報告書」について、総括表である「四半期別収支計画書・実績報告書」と事業別の内訳である「業務実施計画書・報告書」とを照合したところ、表1のとおり、転記の誤りや計上漏れ、計上誤りにより、「事業報告書」の金額が誤っていることが認められた。

- ① 「自主事業」の内訳において、「テニスコートリニューアルイベント」ほか1事業が記載されておらず、他に計上誤り等があることから、総括表、内訳とも収支差額が△659万4,840円であるところ、1万2,475円と報告されている。
- ② 「利用者に対するサービス提供事業」の内訳において、自動販売機ほか2事業の支出金額が報告されず、2事業の支出金額の報告が誤っており、総括表、内訳とも収支差額が3,682万9,391円であるところ、4,038万2,955円と報告されている。
- ③ 総括表における「指定管理料への繰入額」(注)について、各四半期全ての金額を誤っており、繰入額合計は3,023万4,551円であるところ、3,427万3,070円と報告

されている。

- ④ 「スポーツ振興事業」の内訳において、支出金額の計上誤りが複数あることから、収支差額が△66万5,685円であるところ、45万4,085円と報告している。

以上のように、部は、四半期ごとに収支状況等を確認しながら、報告書内の金額が誤っていたり報告漏れとなっている事業報告書を収受しており、このことは、各報告書における収支状況等の確認・検証が不十分であることを示していることから、指定管理者の実態を適正に管理しているとは言えない。

部は、指定管理業務に係る収支状況等の管理の実態を把握できるよう、適正な事業報告を求め、また、適切に内容の確認・検証を行われたい。

(スポーツ推進部)

(表1)「事業報告書」の収支状況の報告内容

(単位：円)

報告書における項目名		正 (A)	誤 (B)	差引 (A-B)
自主事業等	①「自主事業」の収支差額	△ 6,594,840	12,475	△ 6,607,315
	②「利用者に対するサービス提供事業」の収支差額	36,829,391	40,382,955	△ 3,553,564
③指定管理料への繰入額(注)		30,234,551	34,273,070	△ 4,038,519
④「スポーツ振興事業」の収支差額		△ 665,685	454,085	△ 1,119,770

(注) 指定管理料への繰入額  
指定管理料から控除して支払う自主事業等から得た収入(①+②=③)

(その他)

(2) 高所作業における安全を確保するよう受注者を適切に指導、監督すべきもの

スポーツ推進部は、「若洲海浜公園ヨット訓練所艇庫新築その他工事(その2)」(契約金額: 8,650万3,200円、契約期間: 平成25.8.5~平成26.1.30、契約相手方: A)を締結している。

ところで、艇庫における「2階バルコニー防水工事」及び艇庫の屋上における「笠木受けプレート取付工事」の施工状況について見たところ、2m以上の高さの高所作業であるにもかかわらず、工事の受注者は、転落防止措置である安全帯の使用等、墜落災害を防止するために必要な措置を講じていない状況が認められた。

これらは、危険な作業であり、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第519条の規定に反している。

部は、高所作業における安全を確保するよう、受注者を適切に指導、監督されたい。

(スポーツ推進部)

#### 労働安全衛生規則 第519条

- 1 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い」という。)を設けなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

## 都 市 整 備 局

### 1 指摘事項

(歳出)

#### (1) 繰越に係る手続を適正に行うべきもの

第一区画整理事務所で契約している工事契約のうち、当初契約の工期が平成24年度であったものを平成25年度に変更しているものについて見たところ、街路築造工事及び盛土工事(24晴-3)ほか5件(合計契約金額:4億2,227万128円)について、平成25年度への繰越分につき、平成25年度予算を充てて支出しているものが認められた。

これについて市街地整備部及び所は、部と所で工事の進行管理及び予算執行について調整し、平成24年度の決算見込みを作成する平成24年11月末時点では、繰越額は議決された繰越明許費の予算額内に収まると見込んでいたが、他企業工事の影響等による工事進捗の遅れにより翌年度にまたがる工期変更を行ったため、見込みよりも繰越額が多額となったところ、所は当該工事について、繰越の手続を取らなかったとしている。

しかしながら、所が当該工事について繰越の手続を取ることなく、平成25年度予算を充てて2億4,246万2,878円を支出したことは適正ではない。また、部は所における工事の進行及び予算執行の管理をより一層適切に行うべきである。

部及び所は、工事の進行及び予算執行の管理を密接に連携して行い、繰越に係る手続を適正に行われたい。

(市街地整備部)

(第一区画整理事務所)

#### (2) 契約内容の変更を適正に行うべきもの

東部住宅建設事務所は、建替を予定している都営住宅21団地について、建替計画素案の作成を目的として、平成25年度に「都営住宅団地基本調査(その1)」委託契約(契約金額:300万3,000円、契約日:平成25.4.23、履行期限:平成25.8.5)をAと締結している。

その委託内容は、表1のとおりであり、このうち計画素案配置図(以下「配置図」という。)については、調査対象団地ごとに3案ずつ作成、また、事業スケジュール及び建替計画(以下「事業スケジュール等」という。)については、調査対象団地ごとに1案ずつ作成することとしている。

ところが、成果品について見たところ、21団地のうち、配置図を3案作成したのは5団地のみで16団地は1案のみであったこと、また、事業スケジュール等を作成したのは配置図を3案作成した5団地のみであったことが確認された。

本来であれば、所は仕様書に定める数量の成果品を提出させるべきであるが、実際に提出された成果品の数量について、所は、以下のように説明している。



ア 局の都営住宅建替事業では、原則建替後に100戸以上確保できる団地を建替対象としていることから、受託者が調査により、建替後に100戸以上確保することが困難であるとした場合には配置図の3案作成は不要であるとの説明を、調査前に受託者に行った。

イ 調査の結果、受託者から、敷地狭小などの理由により100戸以上確保することが困難である16団地については、配置図の提出は1案のみとするとともに、事業スケジュール等は省略したい旨の協議があり、所はこれを受託者と口頭で了承した。

しかしながら、成果品の数量変更について、所は、文書による正規の意思決定手続を経ておらず、また、変更に伴う契約金額の検証も行っていないことは適正でない。

所は、契約内容の変更を適正に行われたい。

(東部住宅建設事務所)

(表1) 仕様書に定める委託内容

項目	内容	成果品
① 現況の調査分析	計画地の位置、道路現況、土地利用現況、既存都営住宅の現況及び近隣の現況、旧国有地の有無等	建替団地基本調査報告書
② 計画条件の調査と設定	各計画地の上位計画、法的制限、各種開発手法、開発許可条件、外構計画、法規チェックリスト、消防法等、各種開発手法	
③ 建替事業素案の検討	<u>事業スケジュール、建替計画</u> (除却住棟・建設住棟の年度別計画、駐車・駐輪場計画、住戸型別供給割合)、搬出入路計画	
④ 建替計画素案の作成	案内図、現況住棟図、道路計画図、 <u>計画素案配置図 (3案)</u> 、日影図、現況・計画素案重ね図	打合せ記録及び折衝記録等
⑤ その他	関係諸官庁との協議・調整及び提出書類の作成、打合せ記録及び折衝記録の作成、業務の遂行に必要な資料の収集及び整理、都担当者の指示による作業	

(注) アンダーラインは、報告書において仕様書に定める内容と異なっているもの

## 環 境 局

### 1 指摘事項

(歳出)

#### (1) 仕様書を適切に定めるとともにその適正な履行を求めるべきもの

自然環境部は、都内のカラスの生息数を減らすため、表1のとおり3件の単価契約を締結し、カラスの捕獲・処分及び巣の撤去等を行っている。

表1の項番1の契約は、都があらかじめ設置したトラップ（捕獲用カゴ）によるカラスの捕獲・処分を行うため、受託者がトラップを巡回し、トラップの清掃・点検、餌の補給等（以下「巡回作業」という。）と捕獲したカラスの処分を行う内容となっており、カラスの処分数に応じて支払いを行うものである。

表1の項番2及び項番3の契約は、都が指定した公園等（都内東部は項番2、西部は項番3の契約）に営巣された巣の撤去等を行うため、受託者が巣の撤去及び卵・ヒナの捕獲・処理（以下「捕獲作業等」という。）を複数回行う内容となっており、巣の撤去数及び卵・ヒナの処分数と作業の困難さに応じて支払を行うものである。

これらの契約について見たところ、以下のとおり適切でない点が認められた。

#### ア トラップによるカラスの捕獲・処分（表1項番1の契約）について

(ア) 巡回作業の回数について、仕様書ではトラップごとに3日～4日程度に1回の割合の実施を基本とすることが規定されている。これにより年間を通じて延べ4,914～6,534回程度の巡回を行う内容の仕様となっているが、巡回実績を見ると当初の下位想定（4日に1回）の6割程度である2,792回にとどまっている。

(イ) トラップ内のカラスの年間の処分数の合計と捕獲数の合計を見ると、処分数（4,387件）が捕獲数（4,278件）を上回っている。部は、処分数には年度当初に都から囿として提供したカラスの数が含まれているとしているが、囿用カラスの経費の取扱いについて仕様書において明確になっていない。

#### イ 公園等の巣の撤去等（表1項番2・3の契約）について

(ア) 捕獲作業等の回数について、仕様書では複数回行うことを基本とすることが規定されているが、作業実績を見ると、表1の項番2の契約では、都が指定した場所17箇所中、捕獲作業等1回のみ箇所が7か所、1回も捕獲作業等が行われていない箇所が6か所、表1の項番3の契約では、18か所中、1回のみ箇所が8か所の実施にとどまっている。

(イ) 捕獲作業等の実施時期については、表2のとおり7月に撤去された巣には卵やヒナがない結果となっている。

仕様書では受託者が施行計画書を提出することが規定され、提出された施行計画書には主に4、5月の実施が計画されていた。しかし、計画とは異なり7月においても作業が行われたため、カラスの生息数を減らすという事業効果が十分に見込めない実施状況となったものである。

(ウ) 巣の撤去作業のうち「ザイル、登降機（木登り機）などの補助道具や高所作業車を使用しなければ巣の撤去が行えない作業」（困難作業）については、表1のとおり標準作業に比べて高い単価を設定している。

この困難作業か否かの判断について、部は、標準作業においても高所作業車を使用する場合もあることから作業の状況に応じて受託者の申請に基づく個別協議により判断することとしている。このため、困難作業の単価で支出したことが適正なのか不明確となっている。

以上のとおり、これら3件の契約いずれにおいても、仕様書が明確でないことや仕様書に従って履行がなされているか書類等により確認できないことが認められ、適切でない。

部は、仕様書を適切に定めるとともに、受託者に対し仕様書に沿った適正な履行を求められたい。

(自然環境部)

(表1) カラスの捕獲処分及び巣撤去等の委託

(単位：円)

番号	件名 (契約期間)	巡回又は作業場所	委託内容	推定総金額	単価	契約の相手方
1	カラスのトラップ捕獲等作業委託 (平成25.4.1～平成26.3.31)	公園等32施設内のトラップ54か所	カラスの捕獲及び処分、餌補給等のトラップ管理	14,809,410	カラス処分 1羽 2,100	A
2	カラスのねぐら繁殖抑制事業委託その1 (平成25.4.1～7.31)	公園等17か所 (都内東部)	巣の撤去、卵・ヒナの処分	2,975,962	巣撤去(標準) 1巣 4,800 巣撤去(困難) 1巣 11,500 け又は卵処分 1羽・個250	B
3	カラスのねぐら繁殖抑制事業委託その2 (平成25.4.1～7.31)	公園等18か所 (都内西部)	巣の撤去、卵・ヒナの処分	2,832,375	巣撤去(標準) 1巣 8,000 巣撤去(困難) 1巣 10,000 け又は卵処分 1羽・個300	C

(表2) 巣撤去にかかる計画及び実績

契約		カラスのねぐら繁殖抑制事業委託その1					カラスのねぐら繁殖抑制事業委託その2					
月		4月	5月	6月	7月	計	4月	5月	6月	7月	計	
仕様		17か所について捕獲作業等複数回					18か所について捕獲作業等複数回					
捕獲作業等計画 (か所)		17	17	0	0		8	9	1	0		
実績	作業箇所 (か所)	3	4	6	5	11	3	13	8	3	18	
	(作業箇所のうち1回のみのところ)					(7)						(8)
	1回も捕獲作業等を行っていないところ					6						0
	巣撤去 (巣)	5	19	19	24	67	36	126	49	7	218	
	ヒナ処分 (羽)	7	17	21	0	45	38	121	12	0	171	
卵処分 (個)	10	5	6	0	21	46	57	0	0	103		

(注) 作業箇所については重複があるため各月の合計が計にはならない。

## 福 祉 保 健 局

### 1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

#### (1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

リース契約の積算については、総務局が毎年作成する「情報システム関係の単価基準等について」(以下「単価基準等」という。)に基づくものとされており、単価基準等では、リース料について、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出することなどが示されている。

ところで、府中看護専門学校、青梅看護専門学校及び芝浦食肉衛生検査所におけるリース契約について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 府中看護専門学校における「東京都立府中看護専門学校OA室用サーバー及びプリンターの借入れ」契約(契約金額：73万7,100円、リース契約期間：平成25.4.1～平成30.3.31)では、契約目途額の算出において、積算内訳が、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出しておらず、月額リース料の金額のみの表示となっている。

イ 青梅看護専門学校における「OA室用サーバー外1件の借入れ」契約(契約金額：59万2,200円、リース契約期間：平成25.4.1～平成30.3.31)では、契約目途額の算出において、積算内訳が、月額リース料の金額のみの表示となっている。また、「ネットワークハードディスク等の借入れ」契約(契約金額：222万9,150円、リース契約期間：平成25.9.1～平成30.3.31)では、リース料とは別途算出する月額保守料の積算資料がなく、算出根拠が確認できない。

ウ 芝浦食肉衛生検査所における「ガスクロマトグラフ質量分析装置の借入れ」契約(契約金額：797万5,800円、リース契約期間：平成21.2.1～平成26.1.31)及び「超高速液体クロマトグラフの借入れ」契約(契約金額：765万3,240円、リース契約期間：平成23.4.1～平成28.3.31)では、契約目途額の算出において、積算内訳が、月額リース料の金額のみの表示となっている。

学校及び所は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(府中看護専門学校)

(青梅看護専門学校)

(芝浦食肉衛生検査所)

(歳入)

#### (2) 都立看護専門学校の授業料の減免を適正に行うべきもの

都立看護専門学校では、「東京都立看護専門学校条例」(昭和52年東京都条例第78号)第8条及び「東京都立看護専門学校授業料等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関する取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に基づき、生活保護受給世帯の者や生活保護受給世帯と同程度の

世帯の者等に対して、授業料の減免を行っている。

各学校では、授業料の減免を希望する者から減免申請書が提出された場合、取扱要綱等に従い、減免の事務手続を行っている。

減免申請に際しては、対象生徒が所得等の収入額を申請することとなっているが、対象者であっても、「東京都看護師等修学資金」(注)(以下「修学資金」という。)の貸与を受ける生徒は、収入申請額にその貸与金を合算して申請することとなっており、その合算額が減免対象の収入基準額を上回る場合は、授業料減免の対象外となる。

ところで、青梅看護専門学校における授業料減免の事務手続について見たところ、学校は減免申請者Aに対し平成25年6月28日付けで授業料免除の許可を行っているが、Aは修学資金の貸与を受けており、貸与額を含めた収入額が収入基準額を上回るため、授業料の免除を受けられない生徒であることが認められた。

これは、Aが授業料減免申請の際、修学資金を申請中(平成25年4月)であるにもかかわらず、その旨を記載せず減免申請したことが原因である。

しかし、修学資金の申請は学校を通じて行われるものであり、学校は、修学資金貸与決定を把握できることから、Aに対する授業料減免は不許可とすべきであったにもかかわらず、確認審査を行わないまま、授業料免除の許可を行ったことは適正でない。

学校は、授業料の減免を適正に行うとともに、免除とした授業料(10万6,300円)を徴収されたい。

(青梅看護専門学校)

(注) 都内の看護師等養成施設に在学し、将来都内で看護業務に従事する意思があり、経済的理由により修学が困難な方に対し、修学資金を貸与(貸付)することにより修学を容易にし、都内の看護職員の確保等を図ることを目的とした制度である。

(歳出)

### (3) 土壤汚染調査委託契約を適正に行うべきもの

医療政策部は、北多摩看護専門学校の仮設校舎建設用地について、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)及び東京都土壤汚染対策指針(平成22年東京都告示第696号)により土壤汚染の有無を把握することを目的として、「東京都北多摩看護専門学校仮設校舎土壤汚染調査(概況調査)委託」(契約金額:135万4,500円、契約期間:平成25.12.26~平成26.2.28、以下「当初契約」という。)をBと契約締結している。

また、部では、調査の追加部分を「東京都北多摩看護専門学校仮設校舎土壤汚染調査(概況調査)(追加調査)委託」(契約の相手方:B、契約金額:20万6,850円、契約期間:平成26.1.27~平成26.2.28、以下「追加契約」という。)として契約締結している。

部によると、追加契約を行った理由は、当初契約において、特記仕様書に記載されている土壌分析項目のうち、表1のとおり、第3種特定有害物質の調査項目としている「有機リン」を「ポリ塩化ビフェニル」に変更したこと及び各調査数量も変更したことによるものであるとしている。

しかしながら、このような変更が生じた場合は、追加契約によるのではなく、当初契約において、契約変更にて対応すべきであり、契約変更事務手続を行っていないことは適正でない。

部は、土壌汚染調査委託契約を適正に行われたい。

(医療政策部)

(表1) 調査項目と数量

(単位：箇所、検体)

項目		当初契約	追加契約
試料採取		25	1
分析試験	第1種特定有害物質(11種類) 表層土ガス調査	17	1
	第2種特定有害物質(9種類) 溶出量試験	17	2
	第2種特定有害物質(9種類) 含有量試験	17	2
	第3種特定有害物質(1種類) 溶出量試験(有機リン)	17	—
	第3種特定有害物質(1種類) 溶出量試験(ポリ塩化ビフェニル)	—	19

#### (4) 点検委託契約について

健康安全研究センター及び動物愛護相談センターは、建物等管理において、施設の各種点検委託を行い、安全管理や施設保全に努めている。

ところで、各センターにおいて、各種点検委託契約について見たところ、以下の適正でない状況が認められた。

##### ア 建物・設備管理を適正に行うべきもの

健康安全研究センターは、「東京都健康安全研究センター建物・設備管理委託」(契約金額：4,326万円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31)を契約締結し、仕様書において冷房・冷凍装置の保守点検を年2回行うことを定めている。

ところで、本契約における保守点検報告書を見たところ、年2回点検のいずれにおいても仕様書で指定しているファンコイル406か所のうち、4か所については、点検を行っていないまま履行確認を行っており適正でない。

センターは、建物・設備管理を適正に行われたい。

(健康安全研究センター)

##### イ 不良箇所に対する対応を速やかに行うべきもの

動物愛護相談センターは、「消防用設備等点検業務委託(城南島出張所)」(契約金額：29万4,000円、契約期間：平成25.6.24～平成26.2.28)を契約締結し、総合点検と外観・機能点検を委託している。

ところで、センターでは、平成25年7月の総合点検において、ハロゲン化物消火設備の不

良が報告され、さらに平成26年1月の外観・機能点検でも同様の報告がされているものの、  
監査日（平成26. 5. 12）現在においても補修が行われていない。

センターは、不良箇所に対する対応を速やかに行われたい。

（動物愛護相談センター）

## 病院経営本部

### 1 指摘事項

(重点監査事項)

(支出)

#### (1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

リース契約の積算については、総務局が毎年作成する「情報システム関係の単価基準等について」(以下「単価基準等」という。)に基づくものとされている。単価基準等では、リース料について、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出すること、また、リースにより調達されるパソコン本体及びソフトの参考価格が示されている。

ところで、各病院におけるリース契約について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 広尾病院における「電子レセプト点検システム機器の借入れ」契約(契約金額(リース期間計): 869万4,000円、リース期間: 平成25.4.1~平成30.3.31)では、契約目途額の算出において、積算内訳が、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出しておらず、月額リース料の金額のみの表示となっている。

イ 広尾病院における「栄養管理システム機器及びソフトの借入れ」契約(契約金額(リース期間計): 1,663万2,000円、リース期間: 平成25.10.1~平成30.9.30)では、契約目途額の算出において、リース料とは別途積算した5年分の保守料にリース料率を乗じている。このため、リース期間全体で積算額15万2,100円(監査事務局試算)が過大となっている。

ウ 墨東病院における「病理・細胞診検査業務支援システムの借入れ」契約(契約金額(リース期間計): 3,147万4,800円、リース期間: 平成25.3.1~平成30.2.28)では、契約目途額の算出において、リース料の積算の基礎となる物件価格及び初期導入費用の算出根拠書類が保存されていない。

また、パソコン本体及びソフトの価格については、特段の理由なく、単価基準等により示された参考価格を超えている。このため、リース期間全体で積算額47万4,420円(監査事務局試算)が過大となっている。

各病院は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(広尾病院)

(墨東病院)

#### (2) 借り入れている人工呼吸器の安全管理について

医療法(昭和23年法律第205号)第6条の10、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の11第2項第3号、厚生労働省医政局から通知された「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」(医政指発第0330001号・医政研発



第0330018号。以下「通知」という。)では、医療機器の安全管理のための体制確保に係る病院の取組みが求められている。また、通知では、安全管理の対象となる医療機器には、病院が所有するものに加えて借り入れているものも含まれており、病院は、これらの医療機器の保守点検が適切に実施されているかを確認することとされている。

ところで、各病院は、安全管理の対象となる医療機器のうち医師の診断により患者が使用する人工呼吸器について、医療機器専門業者(以下「賃貸人」という。)から借り入れる契約をしている。病院は、その責任において、借り入れた医療機器の安全を確保するため、契約により賃貸人に対し、保守点検の実施を義務付けている。その保守点検の実施確認について見たところ、次のとおり適切でない点が認められた。

ア 仕様書に保守点検の事項を定め、保守点検が適切に実施されていることを確認すべきもの

小児総合医療センターにおいて「人工呼吸器外1点の借入れ(単価契約)」(注1)(推定総金額:960万7,500円、契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31)の契約について見たところ、仕様書には、保守点検の予定時期、間隔、条件等(以下「予定時期等」という。)及び保守点検報告書の提出といった事項が定められていない。このため、病院は、賃貸人から保守点検の予定時期等や実施状況の報告を受けておらず、保守点検の実施の有無及び内容を確認していない。

病院は、仕様書に保守点検の事項を定め、保守点検が適切に実施されていることを確認されたい。

(小児総合医療センター)

(注1)「人工呼吸器外1点の借入れ」とは、在宅用小児成人用人工呼吸器及び陽圧式人工呼吸器の2点の借入れである。

イ 保守点検が適切に実施されていることを確認すべきもの

駒込病院において「自動圧調整CPAP装置の借入れ(単価契約)」(注2)(推定総金額:36万2,250円、契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31)の契約について見たところ、仕様書には賃貸人は定期保守点検終了の都度、報告書を作成し、患者の確認を受けた上で病院に提出することとしている。

しかしながら、病院は、規定されている保守点検報告書の提出を賃貸人から受けているとしているが、これは保存されておらず、賃貸人による保守点検の実施が確認できない状態となっている。

また、仕様書では保守点検の実施確認に必要な予定時期等に係る事項の定めがないため、保守点検報告書が保存されていたとしても、その保守点検が適切に実施されたかどうか確認できない状態となっている。

病院は、保守点検が適切に実施されていることを確認されたい。

(駒込病院)

(注2) 自動圧調整C P A P装置とは、睡眠時無呼吸症候群等の治療を目的として、気道閉塞の度合いに合わせた気圧の空気を気道へ送ることにより、無呼吸の発生を防ぐ人工呼吸器である。

ウ 保守点検に係る予定時期等を把握し適切に保守点検の実施を確認すべきもの

多摩総合医療センターにおいて「自動圧調整C P A P装置の借入れ(単価契約)」(推定総金額：730万5,375円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31)の契約について見たところ、仕様書では、賃貸人が、定期保守点検終了の都度、報告書を作成し、患者の確認を受けた上で病院に提出することと規定されているが、通知に基づく保守点検についての予定時期等の事項は、別途、保守点検業務に関する基本契約で定めるとしている。

しかしながら、病院は、保守点検業務に関する基本契約を締結していないため、賃貸人から保守点検報告書の提出を受けているものの、その保守点検が予定時期等に基づいて実施されたかどうか確認できない状態となっている。

病院は、保守点検に係る予定時期等を把握し、適切に保守点検の実施を確認されたい。

(多摩総合医療センター)

(3) 購入契約に係る検査を適正に行うべきもの

墨東病院では、救命救急センター業務支援システムの端末機として使用するデスクトップパソコン一式の購入契約(契約件名：救命救急センター業務支援システムクライアント端末の買入れ、契約期間：平成26.2.26～平成26.3.31、契約金額：492万4,500円)を締結している。

病院は、本契約の仕様書において、履行期限までにパソコン9台を、院内に既存の本システムネットワーク上で操作できるように設定することを定めている。

しかしながら、監査日(平成26.5.26)現在、パソコン9台が、病棟地下1階倉庫に納入時の梱包されたままの状態でも保管されており、履行が完了していないにもかかわらず、平成26年3月31日付けで検査完了とし、支払ったことは適正でない。

病院は、購入契約に係る検査を適正に行われたい。

(墨東病院)

## 産 業 労 働 局

### 1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

#### (1) 業務委託の履行を確認し代金の支払を行うべきもの

雇用就業部は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく公共職業訓練において、一部の訓練科目における就職支援業務を「平成25年度公共職業訓練における就職支援業務委託」（契約期間：平成25. 4. 1～平成26. 3. 31、契約金額：7, 993万9, 606円）によりAに委託して実施している。

委託内容は、受託者が、公共職業訓練の訓練生を対象に、①就職支援講習、求人紹介及び合同就職説明会を実施すること、②訓練生の就職状況（就職先、業種、職種、年齢、雇用形態など）に係る分析及び効果的な支援方法について報告することなどとなっている。

しかしながら、監査日（平成26. 5. 30）現在、訓練生の就職状況に係る分析及び効果的な支援方法について、報告がなされていないにもかかわらず、部は、履行期限の平成26年3月31日付けで履行確認し、委託代金を支払っていたことは適正でない。

部は、業務委託の履行を確認し、代金の支払を行われたい。

(雇用就業部)

(歳入)

#### (2) 債権管理を適正に行うべきもの

各職業能力開発センター及びセンターが所管する校（以下「センター等」という。）は公共職業訓練を行っており、訓練生に授業料を納めさせている。

授業料の徴収、滞納者への催告等に関する事務処理については、雇用就業部が定める「都立職業能力開発センター授業料事務の手引き」（以下「手引き」という。）に基づき、センター等が事務処理を行うこととしている。

この手引きによれば、滞納者への催告については、①文書催告、電話催告及び自宅訪問催告をいずれも半期に1回以上行うこと、②催告文書が返戻された場合など所在不明のときは、所在調査（住民票の確認等）を行うこととしている。また、催告を行った内容については、「授業料債権個人別管理簿」（以下「管理簿」という。）に記載することとしている。

ところで、平成25年度における城東職業能力開発センター江戸川校の管理簿等を確認したところ、表1のとおり、手引きどおりに文書催告等を行っていないものが認められた。

校は、債権管理を適正に行われたい。

(城東職業能力開発センター江戸川校)

(表1) 平成25年度における不適正な債権管理状況

滞納者	入校年月	滞納額 (円)	不適正な内容
B	平成24年4月	57,600	文書催告を半期に1回以上行っていない。 電話催告及び自宅訪問催告を行っていない。
C	平成23年4月	57,600	文書催告及び電話催告を行っていない。 自宅訪問催告を半期に1回以上行っていない。
D	平成23年4月	57,600	文書催告、電話催告、自宅訪問催告のいずれも行っていない。
E	平成22年4月	57,600	平成25年3月に催告文書が返戻されているにもかかわらず、所在調査を行っていない。
F	平成21年4月	57,600	文書催告、電話催告、自宅訪問催告のいずれも行っていない。
G	平成21年4月	57,600	文書催告、電話催告、自宅訪問催告のいずれも行っていない。

(3) 職業能力開発センター施設設備使用に係る実費の徴収を適正に行うべきもの

各職業能力開発センター及びセンターが所管する校（以下「センター等」という。）は公共職業訓練を行っており、このうち人材育成プラザを設置しているセンター等では、中小企業や事業主団体等が社員教育等を実施する場合に、その施設設備を使用させている。

東京都立職業能力開発センター条例（昭和46年条例第44号）は、施設設備の利用者は実費を負担することとし、センター等は、雇用就業部が定める「都立職業能力開発センター施設設備使用に関する事務処理要綱」（昭和57年3月31日付56労経職計第531号）に基づき、光熱水費のうち電気料相当分を利用者から徴収している。そのうち200ボルト電源を利用した場合の実費を利用人員10人（注）につき1時間当たり300円と定めている。

ところで、多摩職業能力開発センター府中校において、施設設備使用に係る実費の徴収について見たところ、表2のとおり、平成25年度において、200ボルト電源の利用に係る電気料の実費全件について、利用者から徴収しておらず、適正でない。

校は、職業能力開発センター施設設備使用に係る実費の徴収を適正に行われたい。

（多摩職業能力開発センター府中校）

（注）10人に満たない人数は切り上げる。

(表2) 徴収していない実費額

使用年月日	施設	単価 (円)	単位 (注)	時間 (時間)	使用料 (円)
平成25. 5. 31	実習室	300	11	5	16,500
平成25. 7. 4	〃	300	14	1	4,200
平成25. 7. 19	〃	300	3	4	3,600
平成25. 7. 23	〃	300	5	10	15,000
平成25. 7. 24	〃	300	4	2	2,400
平成25. 7. 25	〃	300	13	4	15,600
平成25. 7. 26	〃	300	13	4	15,600
平成25. 8. 7	〃	300	5	3	4,500
平成25. 8. 8	〃	300	7	4	8,400
平成25. 8. 9	〃	300	4	1	1,200
平成26. 2. 9	〃	300	5	3	4,500
平成26. 2. 28	〃	300	6	3	5,400
平成26. 3. 29	〃	300	6	6	10,800
合 計					107,700

(注) 単位とは、使用人員を10で除算し、小数を切り上げたものである。

(歳出)

(4) 林道維持管理工事について

林道規程（昭和48年4月1日付48林野道第107号林野庁長官通知）第6条によれば、林道の管理者は、その管理する林道の管理方法を定め、通行の安全を図るように努めなければならないと定められている。

森林事務所（以下「事務所」という。）は、林道の管理者として、所管する林道における小規模災害等の緊急対応をすることを目的として、表3の林道維持管理工事契約を、林務出張所の管轄区域ごとに締結している。

これらの契約は、複数の工事内容ごとに単価を定め、受託者に工事の施工を指示し、出来高に契約単価を乗じて代金を支払う単価契約である。

これらの契約の実施に当たり、事務所は「林道維持関係（単価契約）取扱基準」（平成22年11月10日付22産労農森第499号、以下「取扱基準」という。）を定め、林道の維持に関する単価契約の対象は即時性のある工事のみとしている。また、即時性の定義については、通常の見積り契約で施工すると①林道施設及び付属物の機能維持が困難である場合、②通行に重大な支障を及ぼす場合、③その他見積り契約での施工が不適切であり、早急な対応が必要と判断された場合の、いずれかに該当する場合としている。

ところで、表3の各契約における工事の実施状況について見たところ、以下のとおり、不適正な状況が認められた。

(表3) 林道維持管理工事の契約状況

(単位：円)

項番	所管	件名	契約期間	推定総金額	受託者
1	秋川 林務 出張所	秋川管内林道維持管理工事 (単価契約)	平成25. 5. 15 ～平成25. 9. 30	2, 419, 935	H
2		秋川管内林道維持管理工事その2 (単価契約)	平成25. 10. 1 ～平成26. 3. 31	2, 427, 495	
3	多摩川 林務 出張所	多摩川管内林道維持管理工事 (単価契約)	平成25. 5. 14 ～平成25. 9. 30	2, 472, 750	I
4		多摩川管内林道維持管理工事その2 (単価契約)	平成25. 10. 1 ～平成26. 3. 31	2, 474, 325	
5	浅川 林務 出張所	浅川管内林道維持管理工事 (単価契約)	平成25. 5. 15 ～平成25. 9. 30	2, 064, 468	J
6		浅川管内林道維持管理工事その2 (単価契約)	平成25. 10. 1 ～平成26. 3. 31	2, 431, 191	

ア 即時性のない案件を単価の割り増しがない別契約により施工すべきもの

取扱基準によれば、本件単価契約の対象は即時性のある工事のみとされている。

また、特記仕様書では「受託者は、機動力を有する作業班を常備し、契約締結の日から直ちに工事ができる体制を保持すること」と定めていることから、事務所は、積算に当たって人員確保の必要性を踏まえ、全ての工事の労務費を割り増ししている。

ところで、所は表3の各契約において林道の草刈りを指示しているが、即時性があつたとは認められない事例が、表4のとおり確認された。

表4の草刈りについては、林道の日常的な点検や過去の実績を踏まえて計画的に実施することが可能であるため、即時性のある工事のみを対象とする本件単価契約によって施工することは適切でない。

事務所は、即時性のない案件を単価の割り増しがない別契約により施工されたい。

(森林事務所)

(表4) 草刈りのうち即時性があつたとは認められない事例

(単位：円)

契約区分	指示日	林道名	実施面積	金額 (税込)
表3の項番5	平成25. 8. 8	駒木野林道・南郷林道	10, 572m <sup>2</sup>	888, 048
表3の項番1	平成25. 8. 16	盆堀林道・鋸山林道	6, 300m <sup>2</sup>	615, 195
表3の項番6	平成25. 10. 4	中の沢林道	296m <sup>2</sup>	29, 526
合 計				1, 532, 769

イ 履行期限の延長に係る事務処理及び完了検査を適正に行うべきもの

「浅川管内林道維持管理工事その2(単価契約)」(表3の項番6)では、平成26年2月10日の指示として、駒木野林道等の除雪及び倒木処理を平成26年2月14日までに行うよう指示している。

この指示の実施状況を工事記録写真で確認したところ、除雪については履行期限内に完了したものの、表5のとおり、駒木野林道倒木処理は平成26年2月22日に、南土代沢林道倒木処理は平成26年3月3日に行われており、履行期限を超過していることが認められた。

これは、除雪作業完了後に再度降雪があったため倒木処理の着手が遅れたことから、履行期限が超過したものであるが、このような場合には、履行期限の延長について適正に事務処理を行った上で、受託者に通知すべきである。

しかしながら、事務所は、履行期限の延長について事務処理することなく、また、履行期限までに工事が完了したのものとして完了検査を合格としていることは適正でない。

事務所は、履行期限の延長に係る事務処理及び完了検査を適正に行われたい。

(森林事務所)

(表5)履行期限内に完了しなかった指示の内容

(単位：円)

指示日	内容	指示数量	履行期限	記録写真の日付	金額(税込)
平成 26.2.10	駒木野林道倒木処理	1本	平成 26.2.14	平成26.2.22	11,025
	南土代沢林道倒木処理	2本		平成26.3.3	22,050
合 計					33,075

ウ 指示工事の中止について適正に意思決定を行い書面で通知すべきもの

「多摩川管内林道維持管理工事その2(単価契約)」(表3の項番4)における平成26年3月7日の指示書を見たところ、所が林道の除雪を指示し、受託者も事務所の指示を受けたとしているものの、当該工事は行われていないことが認められた。

このことについて、事務所は、当該工事の施工の必要がなくなったため中止し、その旨を受託者には口頭で通知したとしているが、中止に関しての意思決定及び当該工事の中止を書面で通知したことを確認できない。

事務所は、指示工事の中止について適正に意思決定を行った上で、書面で通知されたい。

(森林事務所)

(5) 業務実績に応じて適正に契約変更すべきもの

島しょ農林水産総合センターは、東京港管理事務所日の出庁舎において、島しょ地域等における農林水産業の振興のほか、同庁舎の管理を行っている。

ところで、センターは、庁舎の警備及び来庁者の案内を目的として、表6のとおり、警備業務委託契約を締結している。この契約は当初、閉庁日のみを業務の対象としていたが、所は、閉庁日に庁舎の定期清掃及び機器の保守点検を行うため、平成25年7月22日に、8月以降の毎月2回（合計16回）の閉庁日にも警備業務を行うとする契約変更をしている。

この閉庁日の警備業務実績について、警備業務日誌により確認したところ、16回中9回の実績であるが、センターは委託代金の全額を支出していることが認められた。

このことについて、センターは、機器保守点検のほとんどを閉庁日に実施できたことに伴い、閉庁日の警備業務は庁舎の定期清掃日のみの実施としたことによるものであり、受託者の都合によって警備業務日数を減らしたのではないため全額を支出したとしている。

しかしながら、警備業務実績のない日について代金を支出することは適正でなく、表7のとおり、契約変更によって警備日数を減じ、その日数に相当する金額8万1,900円（監査事務局試算）を減額すべきであった。

センターは、業務実績に応じて適正に契約変更されたい。

（島しょ農林水産総合センター）

（表6）警備業務委託契約の状況

区分	件名	契約期間	契約金額（円）	受託者
変更後 a	平成25年度東京港管理事務所日の出庁舎警備保安管理業務委託	平成25.4.1～ 平成26.3.31	5,229,216	K
当初 b			5,042,016	
契約変更額（閉庁日16日分の金額） a - b			187,200	

（表7）契約金額を変更すべき額の試算

区分	閉庁日1日当たり 単価（税込）	閉庁日警備業務 実施日数	金額
既支出額（誤） a	11,700円	16日	187,200円
実績見合の金額（正） b		9日	105,300円
差引（減額すべき額） a - b			81,900円

（注）閉庁日1日当たりの単価は、契約変更額187,200円を16日で除した金額である。



(財産)

(その他)

(6) とうきょう元気農場事業について

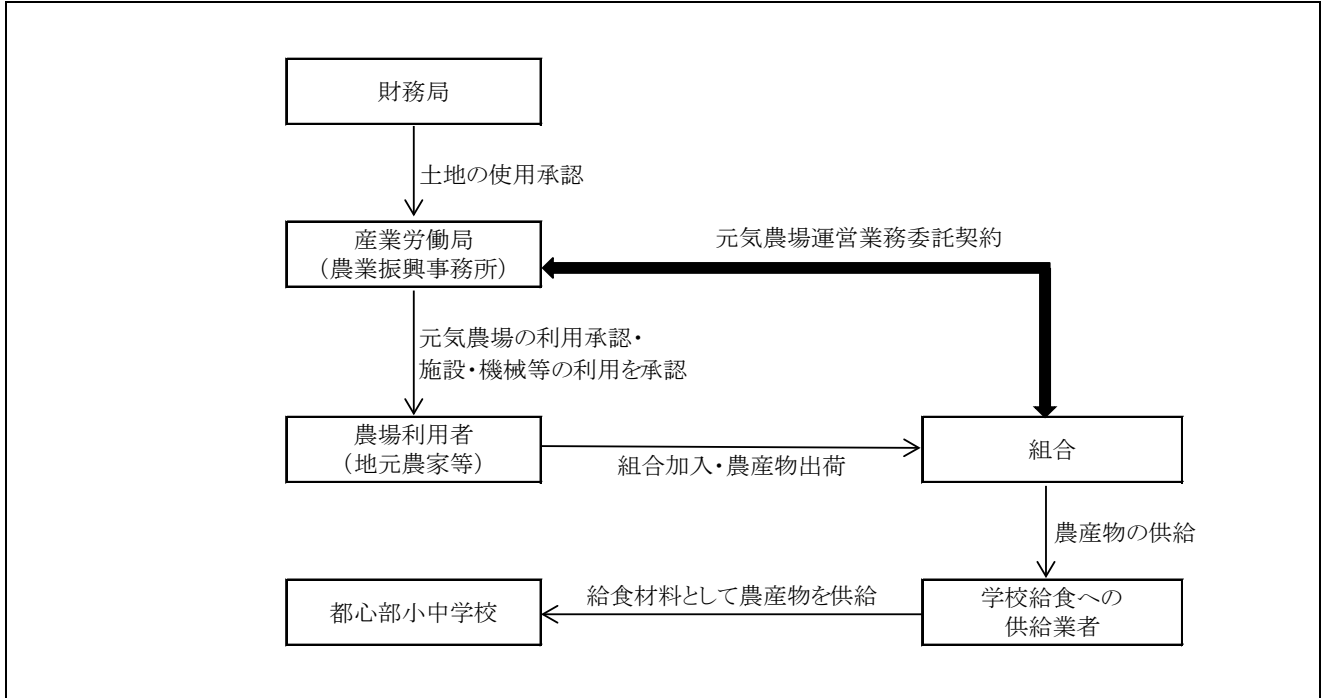
農業振興事務所は、島しょを除く都内地域において、農業に係る技術及び経営の支援等の事業を所管しており、その一事業として、都内農産物の地産地消の拡大を図ることを目的として「とうきょう元気農場事業」を行っている。

この事業は、図1のとおり、

- ① 産業労働局が財務局から、無償で所有地（所在地：八王子市大谷町ほか、面積：約8万1,950㎡）の使用承認を受け、所はその所有地を「とうきょう元気農場」（以下「農場」という。）として整備する
- ② 所は、この事業に賛同した地元農家等を農場利用者（以下「利用者」という。）とし、利用者は無償で農場を利用する
- ③ 所は、利用者で構成する組合と委託契約を締結し、組合は、利用者が生産・収穫した農産物を、供給業者を通して都心部の学校給食へ供給する（以下「農産物供給業務」という。）となっている。

ところで、この事業の運営状況について見たところ、以下のとおり不適正な状況が認められた。

(図1) とうきょう元気農場事業の仕組み



ア 利用規程に利用申込み等の手続に関する定めを整備し都と利用者との法律関係を明確にすべきもの

所は、農場の利用者に関する事項や利用に当たっての順守事項等について「とうきょう元気

農場利用規程」(平成25年4月1日付24農振振第804号、以下「利用規程」という。)を定めている。

ところで、利用申込み等の手続について確認したところ、利用規程によれば、利用者は、都が推進する「食の安全安心・地産地消拡大事業」の趣旨に賛同し、都心の学校給食の食材等の農産物の生産を行うものとする定められているが、利用申込み等の手続に関する定めがないだけでなく、都と利用者との法律関係が、農場の貸借の関係であるか、農産物の生産を委託している関係であるかが明確でない状況が認められた。

所は、利用規程に利用申込み等の手続に関する定めを整備し、都と利用者との法律関係を明確にされたい。

(農業振興事務所)

#### イ 規格に適合しない農産物の取扱いについて仕様書に定めるべきもの

委託契約のうち農産物の学校給食への供給管理業務について、仕様書では、受託者である組合は、①学校給食への供給計画を所と協議の上決定する、②供給計画に基づき供給管理を行う、③供給実績を毎月末に所に提出すると定められている。

ところで、組合は、利用者から出荷された農産物について、大きさや形状など学校給食の規格に適合する農産物と規格に適合しない農産物とを選別し、規格に適合する農産物を学校給食に供給しているが、規格に適合しない農産物については、仕様書に取扱いの定めがないことが認められた。

規格に適合しない農産物であっても、学校給食以外の流通を通じて地産地消を拡大できることから、こうした農産物の取扱いについても仕様書に定める必要がある。

所は、規格に適合しない農産物の取扱いについて、仕様書に定められたい。

(農業振興事務所)

#### ウ 施設及び備品の管理を適正に行うべきもの

「平成25年度食の安全安心・地産地消拡大事業とうきょう元気農場運營業務委託」(契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約金額：480万6,000円、以下「委託契約」という。)では、組合は、農産物供給業務のほか、都が所有する農場内の施設及び備品類の管理業務(以下「農場管理業務」という。)を行うこととしている。

ところで、とうきょう元気農場において、都が所有する農作業や集出荷に要する施設及び備品類について見たところ、以下のとおり、不適正な状況が認められた。

##### (ア) 委託契約における農場管理業務について

- a 組合の所有物であるパソコンは、農場管理業務の対象外であるにもかかわらず、その対象となっている。
- b 都が設置した仮設トイレ2基及び表8の項番1、3、4の施設が、農場管理業務の対象

から漏れている。

- c 農場管理業務対象の備品類について、契約期間終了時（年度末）の数量確認を行わせていない。

(イ) 利用規程における機械等の利用について

利用規程では、利用者は機械等の利用に当たっては利用管理簿に記帳すると定められているが、対象となる機械等44点のうち、トラクターなど4点しか利用管理簿が作成されていない。

(ウ) 財産管理について

監査日（平成26.5.29）現在、表8の施設が都の財産として財産情報システムに登録されていない。

所は、施設及び備品の管理を適正に行われたい。

（農業振興事務所）

（表8）財産登録から漏れている施設

項番	名称	規格及び数量	取得価格
1	農道	アスファルト舗装463.9m <sup>2</sup>	2,088,811円
2	たい肥場	コンクリート造 3基	729,051円
3	フェンス	H=1.8m L=160.1m 門扉含む	4,446,187円
4	水道施設	ステンレス鋼管40mm×1,162.1m	16,275,595円
5	かんがい配水管	ポリエチレン管40mm×1,198.6m	4,058,422円
合計			27,598,066円

（注）施設の名称は工事設計書における名称とした。

## 中央卸売市場

### 1 指摘事項

(支出)

#### (1) 工事の積算を適正に行うべきもの

多摩ニュータウン市場は、市場内の路面補修工事（契約金額：79万8,000円、契約期間：平成25.6.11～平成25.6.27、契約相手方：A）及び南門詰所前路面補修工事（契約金額：81万9,000円、契約期間：平成25.9.26～平成25.10.11、契約相手方：A）に係る契約を締結している。

積算における単価は、局積算基準を見ると、標準的な工事の単価は、局で定めた標準単価を採用し、標準単価にない場合は、次のアからウの順位で採用することになっている。

ア 建設資材定期刊行物

イ 公表価格（カタログ価格）

ウ 見積価格

ところで、積算に関して見たところ、いずれの工事についても、場内路面の不良箇所を補修する単純な工事であることから、局で定めた標準単価を採用すべきであったにもかかわらず、市場は見積価格を基に積算している。

また、南門詰所前路面補修工事について、市場が誤って実測面積（58㎡）と相違する数字（75㎡）を用いて設計したことにより、積算額が10万9,300円（監査事務局試算）過大なものとなっていた。

市場は、工事の積算を適正に行われたい。

(多摩ニュータウン市場)

#### (2) 契約事務を適正に行うべきもの

世田谷市場は、関連棟屋外便所漏水他補修工事（契約締結日：平成25.11.22、契約金額：78万7,500円、契約期間：平成25.11.22～平成25.12.13、契約相手方：B）に係る契約を締結している。

本件契約には5件の工事が含まれており、水道の漏水補修のように緊急に実施する必要がある工事（以下「緊急工事」という。）と排水管補修や食堂の排水管への点検口取付・高圧洗浄などのそうでないものが混在している。

ところで、契約書類に添付された工事記録写真及び市場の車両受付簿等の日付から、本件工事の主要な部分は、契約締結日前の平成25年11月16日に施工されていたことが確認された。

緊急工事については、工事が実施された日を基に契約手続を行うことが認められており、便所フラッシュバルブ漏水補修に関する工事については、それに該当する。

しかしながら、市場が、緊急工事を含む本件契約について、実際に工事が実施された日とは異なる日付で施工したとして契約手続を行ったことは、事後契約となり、適正でない。

市場は、契約事務を適正に行われたい。

(世田谷市場)

### (3) 契約手続を適正に行うべきもの

事業部は、世田谷市場南棟による電波障害が発生している地点（対象戸数：1戸）における東京スカイツリー完成後の変化の有無を調査するため、世田谷市場周辺部電波障害詳細調査委託（契約金額：13万6,500円、契約期間：平成25.8.13～平成25.8.30、契約相手方：C）に係る契約を締結している。

部は、契約の仕様として、調査ポイントを3点、調査アンテナの高さを12mとし、9放送局の受信状況を調査することとしている。

ところで、本件契約の履行状況を見たところ、仕様で示された調査ポイントとは異なる地点を調査した報告が提出されていた。

これは、調査ポイントのうち1点において、既存の電柱が支障となったことから必要な調査ができず、受託業者が部からの指示により、他の調査ポイント1点で調査アンテナの高さを変え、調査ポイントを3点確保したことによるものであった。

しかしながら、部は、調査ポイントの変更指示を行うにあたり、契約変更を行っておらず、部が、契約変更を行わないまま調査ポイントを変更したことは、適正でない。

部は、契約手続を適正に行われたい。

(事業部)

### (4) 消防用機械器具等を適正に維持管理すべきもの

事業部は、豊島市場外7か所に設置される自動火災報知設備等（契約金額：784万5,000円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約相手方：D）及び消防設備（契約金額：241万5,000円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約相手方：E）を適正に維持するため、経済性・効率性を高めるように、8市場を一括して点検保守委託契約を締結している。

各市場の場長は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理者であり、受託業者から提出された点検報告を基に、不具合な箇所については速やかに改修を行う必要がある。

ところで、点検を実施した専門業者から提出された機能点検報告書（平成25年6月から8月にかけて報告）について見たところ、事業部は、煙感知器の不良、火災報知器の不鳴動、検定不合格の消防用ホースの設置、バルブハンドルの破損（写真1）、泡消火設備の圧力計故障（写真2）・表示灯破損（写真3）など速やかな改善が求められる事項があるとの報告を受けたにもかかわらず、監査日現在（平成26.1.28）、各市場がどのような改善措置を講じたのか、その状況を把握していなかった。

淀橋市場及び北足立市場において、改善措置状況を確認したところ、監査日現在（平成26.

1. 20及び28)、使用が禁止されている消防用ホースが設置されていることが認められた。

各市場が、当該消防用ホースは消防法による検定が不合格で、消防法によるリコール制度の対象製品であるとの報告を受けていたにもかかわらず、そのまま設置していたことは、適正でない。

各市場は、消防用機械器具等を適正に維持管理されたい。

部は、自らが委託した点検の結果、不具合が報告された消防用機械器具等について、各市場に対し、速やかに改善するよう、適切な指導を行う必要がある。

部は、各市場に対して、消防用機械器具等の不具合を速やかに改善するよう、適切に指導されたい。

(淀橋市場)

(北足立市場)

(事業部)

(写真1)バルブハンドル破損



(写真2)泡消火設備圧力計故障



(写真3)泡消火設備表示灯破損



## 建 設 局

### 1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

#### (1) 道路施設の点検等について

道路管理部は、局が管理する道路施設（トンネル、擁壁等）を安全に保全していくために行う、各種の点検について、「道路施設点検調査要領書」（平成25年9月改訂 建設局道路管理部。以下「要領書」という。）を定めている。

点検の概要は、表1のとおりである。

各建設事務所では、所管の道路施設について、要領書に基づく各種点検を行い、道路施設の異常・損傷を早期に発見し、必要な措置を講ずるとともに、計画的に補修・補強を行っている。

また、要領書によれば、各種点検のうち、各建設事務所において5年に1回実施する定期点検では表2のとおり、点検結果を4つの判定区分にランク付けしており、ランク1（対応の検討）又はランク2（注意）とされた道路施設については、要領書に基づき、対策工事（補修工事、補強工事）を実施していない場合、原則として、徒歩により目視で行う定期巡回を実施することとなっている。

ところで、これらの道路施設について、要領書に基づく点検等が適正に実施されているか見たところ、次のとおり、改善を要する事例が認められた。

(表1)「道路施設点検調査要領書」による点検の概要

点検の対象	トンネル、擁壁等の道路施設	
所 管	各建設事務所	
点 検 の 種 別	定期点検	5年に1回定期的に行う点検。目視に加えて、点検機械・器具により行う。専門技術者により行うことを原則とし、各建設事務所は、「道路施設定期点検調査委託」として専門業者に委託して実施。
	日常点検	○通常巡回 全ての道路施設に対し目視で行う点検。道路巡回（概ね1回／3日）時に随時実施。原則として、車両を使用し、車中から目視で点検する。 ○定期巡回 定期点検において判定区分がランク1又はランク2とされた道路施設に対して、変状の進行状況等を把握するために、ランク1は1年に1回、ランク2は2年に1回、定期的に行う点検。原則として、徒歩による目視で点検する。
	異常時点検	地震・台風・集中豪雨等の災害が発生した場合、災害のおそれのある場合又は、通報や日常点検において異常が発見された場合に、その道路施設に対し、主にその安全性を確認するために行う点検。
	詳細点検	各種点検において、より詳細なデータの収集が必要と判断された道路施設に対し行う点検。目的に応じて特別な点検機械・器具等を用いて専門業者により行うことを原則とする。

※ トンネルについては、表1の点検に加え、各建設事務所が行う定期点検では把握できない事項について、部が平成24年度・平成25年度の2か年で「トンネル詳細健全度調査」を実施している。（判定区分は定期点検と同じ）

(表2) 定期点検結果の判定区分及び措置

判定区分	状況	措置
ランク1：対応の検討	損傷が大きい又は道路利用者へ影響を与える可能性がある	必要な応急処置後、対策工事（補修工事、補強工事）又は詳細点検の実施を検討する。 対策工事を実施していない施設に関しては原則1回／1年の定期巡回を行う。
ランク2：注意	損傷が中程度	原則1回／2年の定期巡回を行う。
ランク3：ほぼ健全	損傷が小さい	次回の定期点検（1回／5年）まで、特に措置を要しない。
ランク4：健全	損傷がほとんどない	

ア 道路施設の定期巡回を適正に実施すべきもの

要領書によれば、定期点検でランク1（対応の検討）又はランク2（注意）と判定された道路施設については、原則として、定期巡回（ランク1は1年に1回、ランク2は2年に1回）を行い、定期巡回を行った場合には、定期巡回記録表（以下「記録表」という。）を作成することとなっている。

ところで、各建設事務所における、定期巡回について見たところ、以下の状況が認められた。

(ア) 第六建設事務所は、所が管理する道路施設について、「道路施設定期点検調査委託」契約（受託者：A、契約金額：566万8,950円、契約期間：平成20.11.17～平成21.3.15）を締結し、要領書に基づく定期点検を実施している。

この契約で調査した道路施設数は全146施設であり、そのうちランク1の道路施設が18施設、また、ランク2の道路施設が51施設と判定された。

ところで、平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、記録表を作成していないことから、定期巡回における点検結果が確認できない。

このため、要領書に基づいた点検内容及び頻度で定期巡回が実施されたとは認められず、適正でない。

(イ) 北多摩南部建設事務所は、所が管理する道路施設について、「道路施設定期点検調査委託」契約（受託者：B、契約金額：154万3,500円、契約期間：平成24.1.6～平成24.3.15）を締結し、要領書に基づく定期点検を実施している。

この契約で調査した施設数は全51施設であり、そのうちランク1の道路施設が8施設、ランク2の道路施設が6施設と判定された。

ところで、平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、記録表を作成していないことから、定期巡回における点検結果が確認できない。

このため、要領書に基づいた点検内容及び頻度で定期巡回が実施されたとは認められず、適正でない。

各所は、道路施設の定期巡回を適正に実施されたい。

(第六建設事務所)

(北多摩南部建設事務所)



イ 道路施設の詳細点検を実施しないと判断したことについて、適正に記録すべきもの

南多摩西部建設事務所は、所が管理する道路施設について、表3のとおり、道路施設定期点検調査委託契約を締結し、実施している。

所が管理する道路施設は800か所以上と数が多いことから、定期点検は、平成20年度及び平成21年度の2か年に分けて実施している。

要領書によれば、受託者は点検でランク1（対応の検討）と判定した道路施設について、詳細点検実施の要・不要の別とその理由を、所に報告する健全度判定表の「判定」欄に記すこととなっている。

ところで、表3の項番2の点検調査の結果、判定区分がランク1と報告された施設のうち、健全度判定表に、詳細点検実施が必要と記されているものが5施設あった。

この5施設について見たところ、表4のとおり、1施設は平成22年度から詳細点検を実施しているものの、残り4施設については、監査日（平成26.4.16）現在、詳細点検等を実施していない。

これについて所は、当該4施設は受託者より詳細点検実施が必要との報告はあったが、職員が現場を確認したところ、緊急性を要さず、目視による経過観察で足りると判断したとしている。

しかしながら、所はそのような判断に至った経緯を記録していないため、実際に現場を確認しているのかが不明確であり、また、詳細点検が不要との判断をしたかどうか確認できないことは適正でない。

所は、道路施設の詳細点検を実施しないと判断したことについて、適正に記録されたい。

（南多摩西部建設事務所）

（表3）道路施設定期点検調査委託の契約状況

（単位：円）

項番	契約件名	契約期間	契約金額	受託者
1	道路施設定期点検調査委託（南西の1）	平成20.10.3～平成21.3.15	7,507,500	C
2	道路施設定期点検調査委託（南西の1）	平成21.11.26～平成22.3.15	9,628,500	D

（表4）健全度判定表に詳細点検の実施が必要と記されている道路施設の事例

管理番号	施設種別	詳細点検の実施	理由	詳細点検実施年度
J160G0160-02	擁壁	要	はらみが見られ、崩壊の危険性あり	平成22年度 平成23年度
J173G0045-00	擁壁	要	はらみが見られ、崩壊の危険性あり	未実施
J173G0016-00	擁壁	要	側面部で剥落のおそれの箇所あり	未実施
J160G0220-00	擁壁	要	剥落防止のための補修が必要	未実施
J160G0230-00	擁壁	要	剥落防止のための補修が必要	未実施

ウ 委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの

(ア) 道路管理部は、都道上のトンネルについて、各建設事務所が5年に1回実施している道路施設定期点検調査では把握できない、ひび割れの内部状況などの事項を詳細に把握し、予防保全型管理に必要となる資料を得ることを目的として、「トンネル詳細健全度調査委託（道管の5）」契約（受託者：E、契約金額：6,192万6,900円、契約期間：平成25.6.13～平成26.3.14）を締結している。

本契約では、第五建設事務所管内のトンネル3か所、南多摩東部建設事務所管内のトンネル5か所を対象とし、受託者は、調査終了後にトンネルの概要（位置や延長など）及び点検結果等を記載した「施設台帳」、施設ごとの現況写真（トンネルの起点、中間、終点など）が掲載された「写真台帳」などを提出することとしている。

ところで、提出された施設台帳及び写真台帳について見たところ、表5の各トンネルの現況写真の一部が、過去に第五建設事務所（平成20年度）及び南多摩東部建設事務所（平成22年度）が実施した、道路施設定期点検調査時の写真と同一であることが認められた。

例えば、新小岩アンダーパスについて見ると、写真台帳には鉄筋が露出した写真が掲載されているが、鉄筋露出は既に補修済みであり、そのため写真台帳と現状が一致していない。一方、施設台帳には、鉄筋露出に関する記述はないことから、写真と点検結果の記述も一致しないものとなっている。

このことについて、部は、両所が平成20年度又は平成22年度に実施した道路施設定期点検調査の電子データを本契約の参考資料として受託者に貸し出したところ、受託者が、今回撮影した現況写真を掲載すべき写真台帳に、誤って当該データの写真を掲載してしまったものであるとしている。

このように、提出された写真台帳などが不十分なものであるにもかかわらず、部が、完了検査を合格として委託代金を支出したことは適正でない。

(表5) 写真台帳の写真が誤っている事例

トンネル名	所管建設事務所	誤りの内容
新小岩アンダーパス	第五建設事務所	平成20年度に実施した道路施設定期点検調査の写真を掲載
山王隧道	南多摩東部建設事務所	平成22年度に実施した道路施設定期点検調査の写真を掲載
小山長池トンネル		
小山内裏トンネル		

(イ) 第六建設事務所は、所が管理する道路施設について、「道路施設定期点検調査委託」契約（受託者：F、契約金額：661万5,000円、契約期間：平成25.12.6～平成26.3.31）を締結し、要領書に基づく定期点検を実施している。

ところで、仕様書により提出すべき成果品は表6のとおりであるが、監査日（平成26.6.10）現在、以下のとおりの不適正な事例が認められた。

- a ①施設台帳、②点検結果総括表、③損傷図、④損傷写真台帳、⑤健全度判定表、⑥箇所別記録表、⑦安定度調査表の成果品については、調査した153施設分全てについて提出が必要とされるが6施設分について未提出であった。
- b ⑧防災カルテ（擁壁等の現状をまとめたもの）の作成が必要な49施設全部について未提出であった。
- c 要領書によれば、定期点検の結果、ランク1（対応の検討）（表2参照）と判定された施設については、⑤健全度判定表の「判定」欄に、詳細点検実施要・不要の別とその理由を記すこととされているが、ランク1と判定された2施設についてその記載がなかった。

このように、成果品が不十分なものであるにもかかわらず、所が、完了検査を合格として委託代金を支出したことは適正でない。

部及び所は、委託契約に係る完了検査を適正に行われたい。

（道路管理部）

（第六建設事務所）

（表6）仕様書により提出すべき成果品の一覧

①施設台帳、②点検結果総括表、③損傷図、④損傷写真台帳、⑤健全度判定表、⑥箇所別記録表、⑦安定度調査表、⑧防災カルテ、⑨構造物リスト、⑩調査記録表、⑪施設別ランク別総括表、⑫施設一覧表、⑬付属施設の設置状況及び変状図、⑭路線特性評価

エ 委託調査に係るデータの確認を適切に行うべきもの

道路管理部は、平成24年度及び平成25年度の2か年度で実施した「トンネル詳細健全度調査」等の結果を踏まえ、都が管理するトンネルの効率的で効果的な維持管理を行うためのトンネル予防保全計画の素案を作成することを目的として、「トンネル予防保全計画検討業務委託」契約（受託者：G、契約金額：1,260万円、契約期間：平成26.1.16～平成26.3.25）を締結している。

仕様書によれば、素案作成に向けた業務として、対策工事実施に向けたトンネルの優先順位を検討することとなっており、報告書では、平成24年度のトンネル詳細健全度調査の調査結果で、ランク1（対応の検討）と判定されたトンネルを、優先的に対策工を検討すべき対象として、素案が作成されている。

ところで、本委託の基礎資料として使用された、平成24年度の「トンネル詳細健全度調査委託（道管の1）」契約（受託者：H、契約金額：4,164万6,150円、契約期間：平成24.8.31～平成25.3.15）の報告書によるランクを見たところ、表7のとおり、ランクの判定が誤っていることが認められた。このため、本委託においても表7の10トンネ

ルについては、誤った判定のままランク 1 としている。

基礎資料を精査せず、ランクの誤りを看過したまま受託者に資料を貸与したことは、適切でない。

部は、委託調査に係るデータの確認を適切に行われたい。

(道路管理部)

(表 7) トンネル詳細健全度調査 (道管の 1) における判定区分のランク正誤表

番号	トンネル名	判定区分	
		誤	正
1	鳩ノ巣トンネル	1	2
2	花折トンネル	1	2
3	新氷川トンネル	1	2
4	橋詰トンネル	1	2
5	白髭トンネル	1	2
6	梅久保トンネル	1	3
7	桃ヶ沢トンネル	1	3
8	川野トンネル	1	3
9	竹の花トンネル	1	3
10	青梅坂トンネル	1	3

#### オ 立体交差及びトンネル設備保守委託について

南多摩東部建設事務所は、東長沼押立立体、綾部原トンネル、小山内裏トンネル及び稲城大橋管理所 (以下「各施設」という。) の設備の維持管理を目的として、「立体交差及びトンネル設備保守委託」契約 (受託者: I、契約金額: 285万2,850円、契約期間: 平成25.4.1~平成26.3.31) を締結している。

受託者が実施する設備保守は、発電機、分電盤等を対象に年に数回行う定期点検と、照明設備等を対象に毎月行う月次点検に種別されている。

本契約による設備保守の実施状況を見たところ、以下のとおり不適切な点が認められた。

#### (ア) 積算を適切に行うべきもの

所は、本契約により、各施設に配備された消火器の定期点検及び更新を行っている。このうち消火器の更新について見たところ、所は、予定価格の積算において消火器の価格に諸経費を加算していることが認められた。建設局の積算基準 (平成24年8月) によれば、業務委託契約における諸経費は、間接費及び一般管理費等を計上するものであり、直接費の額によって定められた諸経費率を乗じて算定するとされている。

しかしながら、消火器更新の作業内容は綾部原トンネルの既存の消火器 (36本) を新しい消火器と交換するだけのものであること、また、本契約により行っているトンネルの月次点検の際に合わせて実施できることを踏まえると、既存の消火器のリサイクル経費以外に諸経費を加算する必要はない。

このことから、表8のとおり、15万7,008円（監査事務局試算）が過大に積算されている。

所は、委託内容を精査し、必要な項目だけに諸経費を加算するよう、積算を適切に行われたい。

（南多摩東部建設事務所）

（表8）過大積算の内訳（監査事務局試算）

区 分	金額及び割合
積算に計上されている直接費（消火器更新金額を含む）A	2,545,439円
直接費のうち消火器更新の金額 B	323,640円
消火器更新に加算した諸経費（税込） C = B × 諸経費率 × 1.05	176,808円
消火器リサイクル経費（非課税） D = 36 × @ 550	19,800円
過大積算額 E = C - D	157,008円

（イ）トンネルの照明設備を適切に修理すべきもの

所は、本契約において、立体交差及びトンネルの設備の状況について月次点検を行うことになっており、この月次点検によって施設ごとの照明設備の故障箇所が報告されている。

この故障箇所の報告を見たところ、監査日（平成26.6.10）現在、小山内裏トンネルの4か所については1年2か月、綾部原トンネルの4か所については1年10か月、故障状態が続いていることが認められた。

道路施設の各設備は、道路管理者として安全な通行を確保するために位置や数量等について設計し、設置しているものであり、速やかに修理すべきところ、1年以上もの間、設備の故障が修理されないことは適切でない。

所は、トンネルの照明設備を適切に修理されたい。

（南多摩東部建設事務所）

（ウ）履行確認を適正に行うべきもの

所は、本契約とは別に、平成25年度に小山内裏トンネルの照明設備の改修工事（上り線のみ、工期：平成25.11.18～平成26.3.14）を施行している。

当該改修工事は、工事着工が平成26年1月6日であり、この日から工期末の平成26年3月14日までの間に順次、故障している照明設備が改修されている。

ところで、本契約による、平成25年度における当該トンネルの照明設備の月次点検報告を見たところ、当該工事着工日（平成26.1.6）以降については、照明設備の故障箇所が順次改修されているにもかかわらず、表9のとおり、報告では、照明設備の故障箇所が減少していなかった。

このため、照明設備の故障箇所数について、所に対して確認したところ、実際の照明設備の故障箇所数は、表9のとおりであり、受託者からの報告が誤っていたことが認められた。

また、綾部原トンネルについても、所に対して確認したところ、表9のとおり、実際の照明設備の故障箇所数と受託者からの報告が誤っていたことが認められた。このように報告が誤っているにもかかわらず、所が完了検査を合格として委託代金を支出していることは適正でない。

所は、履行確認を適正に行われたい。

(南多摩東部建設事務所)

(表9) 受託者からの報告による故障箇所数(誤)と実際の故障箇所数(正) (単位:箇所)

トンネル名	区分	平成25年										平成26年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小山内裏トンネル	報告	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
	実際	17	16	17	17	17	16	16	15	17	5	4	5	
綾部原トンネル	報告	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
	実際	13	14	16	16	17	17	17	17	17	16	11	12	

(重点監査項目)

(2) 橋梁の点検等について

道路管理部は、局が管理する橋梁を安全に保全していくために行う、各種の点検について、「橋梁の点検要領」(平成19年7月 建設局道路管理部。以下「要領」という。)を定めている。点検の概要は、表10のとおりである。

各建設事務所では、所管の橋梁について、要領に基づく各種点検を行い、補修の必要があると判断した場合は、損傷に応じた補修や補強を実施している。

また、要領によれば、各建設事務所において5年に1回実施する定期点検では、表11のとおり、「総合健全度」として、点検結果を5つの判定区分にランク付けしており、ランクE(危険)又はランクD(注意)とされた橋梁に対して、要領に基づき補修工事や詳細調査(損傷原因を詳細に調査する場合や対策工法を決定する場合に実施する。)を必要に応じて実施するほか、徒歩等により目視で行う定期巡回を実施することとなっている。

ところで、これらの橋梁について、点検が適正に実施されているか見たところ、次のとおり、改善を要する事例が認められた。

(表10)「橋梁の点検要領」による点検の概要

点検の対象	道路橋	
所 管	各建設事務所	
点検の種別	定期点検	5年に1回の頻度で対象橋梁に接近して目視に加えて、点検機械・器具、非破壊試験等により行う点検。 各建設事務所では、「一般橋定期健全度調査委託」として専門業者に委託して実施。
	日常点検	○通常巡回 全橋梁を対象として、目視で行う点検。道路巡回点検（概ね1回／3日）時に随時実施。原則として、車両を使用し、車中から目視で点検する。 ○定期巡回 定期点検において点検が必要とされた橋梁（注）に対して3か月に1回徒歩又は船により橋の下から桁、躯体の亀裂、変形等を目視により点検。
	異常時点検	地震・台風・集中豪雨等の災害が発生した場合、災害のおそれのある場合又は、通報や日常点検において異常が発見された場合にその橋梁に対し、主にその安全性を確認するために行う点検。
	詳細調査	橋梁健全度の正確な判定や補修・補強等の必要性を判定し、補修・補強等の対策工法を策定するために、特定の橋梁を対象にして、主に点検機械・器具や非破壊試験等を用いて実施する詳細な調査。

(注) 道路管理部によれば、定期点検の総合健全度の判定区分がランクE、ランクDとされた橋梁としている。

(表11) 総合健全度の判定区分と措置

判定区分 (ランク)	措 置	
A 健全	—	
B ほぼ健全	記録 (注1)	
C やや注意	記録・動態観測 (注2)	
D 注意	記録・詳細調査	
E 危険	確認・緊急補修	

(注1) 損傷の有無、種類、位置等の調査の内容が明らかになるように所定の用紙及びデータベースに記入することをいう。

(注2) 橋梁に何らかの損傷や変状が発見され、発見された損傷や変状の進行性が不明の場合や対策が決定しない場合及び判定が不可能な場合に常時観測となることを指す。

#### ア 橋梁の定期巡回を適正に実施すべきもの

要領及び要領を所管する道路管理部によれば、定期点検で総合健全度がDランク（注意）又はEランク（危険）と判定された橋梁については、3か月に1回の頻度で定期巡回を行うこととされており、定期巡回の実施後は、点検結果を「日常点検日報」（以下「日報」という。）に記録することとしている。

ところで、各建設事務所における、定期巡回について見たところ、以下の状況が認められた。

(ア) 西多摩建設事務所は、平成21年度に「第七次一般橋定期健全度調査委託（西建）」契約（受託者：J、契約金額：3,444万円、契約日：平成21.9.10、履行期限：平成

22. 3. 12) を締結し、所が管理する308橋梁の定期点検を実施している。

この定期点検においてDランクと判定された70橋梁のうち、平成25年度までに補修工事を実施していない45橋梁(表12のとおり)について、平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、日報が作成されていないことから、定期巡回における点検結果を確認できない。

このため、要領に基づいた点検内容及び頻度で定期巡回が行われたとは認められず、適正でない。

(イ) 北多摩南部建設事務所は、平成20年度に「第七次一般橋定期健全度調査委託(北南建)」契約(受託者: K、契約金額: 970万2,000円、契約日: 平成20. 9. 11、履行期限: 平成21. 3. 12) を締結し、所が管理する51橋梁の定期点検を実施している。

平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、定期点検においてEランクとなった1橋梁(関戸橋)及びDランクとなった5橋梁(府中本町橋、野川宿橋、富士見大橋、富士見橋、無名3号橋)について、日報が作成されていないことから、定期巡回における点検結果を確認できない。

このため、要領に基づいた点検内容及び頻度で定期巡回が行われたとは認められず、適正でない。

(ウ) 北多摩北部建設事務所は、平成21年度に「第七次一般橋定期健全度調査委託(北北建)」契約(受託者: L、契約金額: 567万円、契約日: 平成21. 9. 18、履行期限: 平成22. 3. 12) を締結し、所が管理する74橋梁の定期点検を実施している。

平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、定期点検においてDランクとなった2橋梁(清瀬橋、平成橋)について、日報が作成されていないことから、定期巡回における点検結果を確認できない。

このため、要領に基づいた点検内容及び頻度で定期巡回が行われたとは認められず、適正でない。

各所は、要領に基づく日報を作成し、橋梁の定期巡回を適正に実施されたい。

(西多摩建設事務所)

(北多摩南部建設事務所)

(北多摩北部建設事務所)



(表12) 補修工事が未実施のDランク判定橋梁の一覧

番号	橋梁名	番号	橋梁名	番号	橋梁名
1	秋川橋	16	曾利郷橋	31	花立橋
2	新井橋	17	大正院橋	32	羽根撞橋
3	出野橋	18	高橋	33	羽村大橋
4	岩井橋	19	多摩橋	34	東平井橋
5	上の橋	20	丹縄橋	35	桧村橋
6	落合橋	21	築瀬橋	36	二俣尾橋
7	折戸橋	22	坪沢橋	37	福生橋
8	神塚橋	23	留浦橋	38	平和橋
9	北川橋	24	栃谷橋	39	松尾橋
10	大和田平橋	25	蔦巣橋	40	御籠橋
11	鯉川橋	26	中里橋	41	無名3号橋
12	坂久橋	27	成木1号橋	42	無名2号橋
13	下奥多摩橋	28	成木2号橋	43	明治橋
14	新高土戸橋	29	西野橋	44	柳沢橋
15	菅瀬橋	30	馬駐土橋	45	小作橋

イ 委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの

南多摩西部建設事務所は、所管する全127橋梁を対象として、平成25年度に「第八次一般橋定期健全度調査」委託契約（受託者：M、契約期間：平成25. 8. 30～平成26. 3. 7、契約金額：2, 782万5, 000円）を締結している。

ところで、仕様書に定める成果品については、表13のとおりであるが、その内容を確認したところ、以下のとおり、監査日（平成26. 4. 14）現在、不適正な事例が認められた。

- a 仕様書では、橋梁ごとに、「定期点検調査表」を作成し、全橋梁分を提出させることになっているが、9橋梁分の「定期点検調査表」が提出されていない
- b 仕様書では、各橋梁の「基本台帳」に、調査年月日及び総合健全度を記載することになっているが、73橋梁について記載されていない
- c 仕様書では、「総括表（一般橋梁健全度一覧表）」、「基本台帳」及び「定期点検表」に、今回調査した総合健全度を記載することになっている。これらの成果品に記載される総合健全度は、橋梁ごとに同一であるべきところ、4橋梁で一致しておらず、正確な記載となっていない

など、成果品が不十分なものであるにもかかわらず、所が、完了検査を合格として委託代金を支出したことは適正でない。

所は、委託契約に係る完了検査を適正に行われたい。

(南多摩西部建設事務所)

(表13) 仕様書に定める成果品一覧

番号	名称	内容	
1	定期点検調査表	a	定期点検表
		b	径間別定期点検表
		c	一般図
		d	写真台帳
		e	損傷写真台帳
		f	損傷図
		g	総括表(個別)
2	橋梁台帳	a	基本台帳
		b	一般図
		c	写真台帳
		d	高欄図及び高欄写真台帳
		e	耐震補強台帳
		f	落橋防止写真台帳

(3) 道路巡回点検委託実施マニュアル及び当該契約の仕様書を見直すべきもの

各建設事務所では、所管の道路等の破損や異常を早急に発見し、応急的に補修等を行うために、道路巡回を実施している。この道路巡回による点検(表1の通常巡回を参照)は、原則として車両を使用し、車中から目視による点検で行っている。

また、この点検は、所の職員により直営で行うものと、巡回区域を指定して、業者に委託して行うものとに分けて実施しており、業者に委託して行うものは、道路巡回点検委託契約により、実施している。

委託に当たって、道路管理部は、道路巡回点検委託実施マニュアル(以下「マニュアル」という。)を定めており、各事務所は、受託者に対して、このマニュアルに基づいて管内の道路巡回点検を実施させている。

このうち、緊急処置の手順については、マニュアル及び委託契約の仕様書によれば、

- a 受託者は、巡回点検中に通行車両や歩行者の安全を著しく欠く状態を発見した場合は、安全柵の設置や交通誘導等の必要な安全対策を行い、監督員にその状況を報告し、以後の対応については、原則として監督員の判断を仰ぐこと
- b 第三者への被害が想定されるなど特に緊急性が高い場合には、緊急処置等の状況報告は事後でもやむを得ないこと
- c 受託者は、その日の巡回業務の終了後、「道路巡回点検日報」を速やかに作成し、監督員に工事場所及び巡回場所の写真付きで提出することとされている。

ところで、第一建設事務所で行われた表14の路面補修工事については、平成25年5月22日、所に対して、所轄警察署から道路の舗装が損傷して危険な状況であるとの連絡があったことを契機に実施したものである。

当該道路は、受託者が道路巡回点検を実施している区域であったことから、警察署からの連絡

日以前1年分の道路巡回点検日報を確認したところ、当該道路箇所への損傷に関する記載はなく、また他の箇所において別工事契約で対応した事例についても道路巡回点検日報に記載がないことが認められた。

これについて、所は、受託者が自ら対応できない規模の破損等を発見した場合は、マニュアル及び仕様書では道路巡回点検日報に記載しなければならないと明記はされていないことから、道路巡回点検日報への記載を必ずしも求めていなかったとしている。

しかしながら、このような緊急措置が必要な事例について、道路巡回点検日報による記録がないことは、異常の発見を所に連絡したのかどうかを確認できず、また担当監督員が不在などの場合に、所として速やかな対応ができないことから適切でない。

部は、道路巡回点検委託実施マニュアル及び当該契約の仕様書を見直されたい。

(道路管理部)

(表14) 路面補修工事の概要

(単位：円)

件名	期間	契約金額	受託者
路面補修工事(25一の3)緊急施行特例都道赤坂杉並線(第413号)港区南青山二丁目地内	平成25. 5. 24～ 平成25. 7. 16	22,050,000	N
施工理由	平成25年5月22日に所轄警察署から所に対して舗装が損傷しており危険な状況であるとの連絡があったことから、職員が現場の点検を行った結果、複数箇所でも路面に亀裂が生じている等、損傷が激しく、緊急に補修する必要があると判断したため		

#### (4) 総価契約により施工すべきもの

第五建設事務所は、所管の橋梁について、良好な状態を保ち一般交通に支障を及ぼさないようにすることを目的として、表15のとおり、維持補修に係る契約を締結している。

これらの契約は、維持補修に必要な工種ごとに単価を定め、橋梁を緊急に維持補修する必要がある時に、所が受託者に対して指示書によって施工を指示する単価契約である。

このような契約形態については、総価契約では対応が困難な即時性かつ小規模性(点在性)のある工事・委託のみを対象とすること、また、即時性かつ小規模性(点在性)における平均損失時間を算出し、その結果を用いて単価を割り増しすることが、「道路維持関係(単価契約)運用の手引」(平成22年4月道路管理部、以下「手引」という。)によって定められている。

ところで、表15の単価契約による維持工事について見たところ、以下のとおり適正でない事例が認められた。

ア 水神大橋において、歩道に置かれていた自転車などへの放火により高欄(橋の両側に設けられた手すり)が損傷したため、所は、表16のとおり、燃えてしまった自転車等の撤去、歩行者の危険防止用のガードフェンス(工事現場等で使用する仮設のフェンス)の設置、損傷した高欄の交換を指示している。

しかしながら、高欄の交換については、ガードフェンス設置によって当面の歩道の安全な通行は確保されたこと、また、ガードフェンス設置後2か月以上経過してから指示していること

から、即時性は認められない。

イ 豊住橋において、接続する北側の道路との高低差が車椅子利用者にとっては危険であるとして、近隣住民から車椅子用スロープの設置を強く要望されたため、所は、表17のとおり、現況調査した上でスロープと転落防止柵を設置している。

この工事について、所はスロープ設置と転落防止柵設置とを分割して指示しているが、これらは一体の施設であり本来1件の指示で施工すべきものである。

手引では、小規模性の定義を一契約当たりの金額が400万円未満の場合としており、スロープと転落防止柵の設置を1件の指示で行ったものとして金額を合計すると482万余円（監査事務局試算）となることから、この工事に小規模性は認められない。

所は、即時性や小規模性が認められない維持工事について、総価契約により施工されたい。

（第五建設事務所）

（表15）橋梁維持工事の契約状況

契約件名	契約期間	発注限度額(円)	受託者
橋梁維持工事(墨田区その1)単価契約	平成25.4.1～平成25.10.31	4,300,000	O
橋梁維持工事(江東区その1)単価契約	平成25.4.1～平成25.10.31	8,300,000	P

（表16）水神大橋にかかる施工状況

指示日	指示期限	指示内容	金額（円、消費税込み）
平成25.6.5	平成25.6.14	自転車等の撤去、清掃	82,789
平成25.6.6	平成25.6.14	ガードフェンスの設置	45,891
平成25.8.19	平成25.8.30	損傷した高欄の交換	960,324

（表17）豊住橋にかかる施工状況

指示日	指示期限	指示内容	金額（円、消費税込み）
平成25.4.1	平成25.4.15	現況・地下埋設管等調査	733,158
平成25.7.1	平成25.7.31	スロープの設置	2,570,051
平成25.8.1	平成25.8.15	スロープに転落防止柵を設置	2,255,650
スロープ設置と転落防止柵設置の合計金額			4,825,701

港 湾 局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(支出)

(1) 港湾施設及び海岸保全施設の点検について

東京港管理事務所（以下「管理事務所」という。）は岸壁、栈橋等の「港湾施設」を、東京港建設事務所（以下「建設事務所」という。）は外郭防潮堤、内部護岸等の「海岸保全施設」を所管し、それぞれ施設の維持管理を行っている。

これら施設の維持管理を行うに当たり、両所は、施設の機能状態を定期的に把握することなどを目的として、「港湾構造物点検マニュアル」（平成15年6月2日施行。以下「点検マニュアル」という。）を策定し、表1のとおり点検を実施することとしている。

なお、管理事務所が所管する港湾施設のうち、橋梁構造物については、施設の特性に応じた点検要領等を施設ごとに別途定め、点検を実施することとしている。

施設の状态的確な把握を行うためには、点検作業及びその情報の蓄積を適切に行うことが重要である。

そこで、これらの施設について、点検マニュアル及び点検要領等を策定した目的に従って、点検が適切に実施されているか見たところ、次のとおり改善を要する事例が認められた。

(表1) 「港湾構造物点検マニュアル」による点検の概要

施設の種類		港湾施設	海岸保全施設
施設名		岸壁、栈橋等	外郭防潮堤、内部護岸等
所管		東京港管理事務所	東京港建設事務所
点検の種類	一次点検	○一般点検（海岸保全施設については一部委託により実施） 施設管理部署が外観の目視により日常的に行う点検（1か月に1回程度）。 ○異常時点検 ・異常時点検① 地震や台風等が発生した際に、施設管理部署が緊急に行う点検。 ・異常時点検② 一般点検及び異常時点検①による異常報告を受けて、変状確認のために施設補修部署が臨時に行う点検。 ○定期点検 腐食の進行等を施設補修部署が技術的側面から点検し判定を行うもの（施設に応じて年に1回から4回）。	
	二次点検	一次点検により緊急補修が必要な変状が発見された場合や、一次点検では補修の要否判定を十分に行うことができない場合などの一次点検結果を踏まえ、構造物の細部について各種機器を用いるなどして調査する点検。原則委託により実施。	

(写真) 港湾施設・海岸保全施設の例



ア 港湾施設及び海岸保全施設の一次点検を適正に行うべきもの

点検マニュアルでは、港湾施設及び海岸保全施設の点検として、「一次点検」と、その結果を踏まえて実施する「二次点検」を定めている。

このうち、一次点検は、施設の外観について目視で確認できる異常を把握し、補修の必要性を検討するため行う点検である。

ところで、両所における港湾施設及び海岸保全施設の一次点検について見たところ、以下の状況が認められた。

(ア) 港湾施設の異常時点検

- a 港湾施設の一次点検のうち、地震・台風後に緊急で行う異常時点検（異常時点検①）について、点検マニュアルでは、対象の施設ごと、かつ点検項目ごとに異常の有無を点検マニュアル所定の報告書に記載することとしている。

しかしながら、管理事務所は、局内で災害時の状況報告に使用する「災害対策現況報告」を用いて異常のあった箇所のみを記載している。所はこれをもって点検を行ったとしているが、この報告は、点検マニュアルに定める記載事項を網羅していないことから、対象の施設及び項目について漏れなく点検が行われたか確認できない。

- b 港湾施設の一次点検のうち、一般点検及び異常時点検①で異常報告を受けた場合に臨時で行う異常時点検（異常時点検②）について、点検マニュアルでは、一般点検及び異常時点検①による異常報告の報告書に、施設補修部署が補修の要否についての点検・判定結果を記載することとしている。

しかしながら、その状況について見たところ、岸壁側面の剥離などの報告事例について、

施設補修部署の点検・判定結果の記載がないことから、点検が実施されたか確認できない。

(イ) 港湾施設の定期点検

港湾施設の一次点検のうち、腐食の進行等を技術的側面から点検・判定する定期点検について、点検マニュアルでは、対象となる施設ごと、かつ点検項目ごとに判定を点検マニュアル所定の報告書に記載することとしている。

しかしながら、その報告書がないことから、点検が実施されたか確認できない。

(ウ) 海岸保全施設の定期点検

海岸保全施設の一次点検のうち、腐食の進行等を技術的側面から点検・判定する定期点検について、点検マニュアルでは、対象となる施設ごと、かつ点検項目ごとに異常の有無を点検マニュアル所定の報告書に記載することとしている。

しかしながら、建設事務所は、異常発見時に所独自に作成することとされている「施設異常発見報告書」を用いて異常のあった箇所のみを記載している。所はこれをもって点検を行ったとしているが、この報告は、点検マニュアルに定める記載事項を網羅していないことから、対象の施設及び項目について漏れなく点検が行われたか確認できない。

これらの状況は、点検マニュアルに基づいた点検が実施されたとは認められず、適正でない。

管理事務所及び建設事務所は、港湾構造物点検マニュアルに基づき、港湾施設及び海岸保全施設の一次点検を適正に行われたい。

(東京港管理事務所)

(東京港建設事務所)

イ 外郭防潮堤及び内部護岸の一般点検を適正に行うべきもの

点検マニュアルでは、一次点検のうち1か月に1回程度行う一般点検について、その項目及び方法を定めており、点検結果についても、点検マニュアル所定の点検報告書に記入し報告を行うこととしている。

建設事務所は、外郭防潮堤及び内部護岸の一般点検のうち、陸上からの巡回点検について、表2の契約により、委託して実施している。

ところで、表2の契約の仕様書について見たところ、

- ① 業務内容について、点検マニュアルに定める全点検項目及び施設ごとの点検方法を示すべきところ、「沈下、隆起、亀裂、目地開き等の異常の有無を目視にて確認。」のみの記載となっており、「法線の通り」の点検項目がないなど、項目が網羅されていない。また、施設ごとの具体的な点検方法も示されていない
- ② 点検結果の報告は、点検箇所ごとの異常の有無及び異常箇所の内容を記載させるのみとなっており、点検項目ごとの異常の有無となっていない

ことから、点検マニュアルに定める方法により、対象施設の点検項目について漏れなく点検が行われたか確認できない状況となっている。

所は、点検マニュアルに基づいた点検となるよう仕様書を作成すべきであったにもかかわらず、これを行っておらず、その結果、点検マニュアルに基づいた点検が実施されたとは認められず、適正でない。

所は、委託による外郭防潮堤及び内部護岸の一般点検を適正に行われたい。

(東京港建設事務所)

(注) 外郭防潮堤・・・高潮や津波等から国土を防護するため、海岸線の海側にある防潮堤。

内部護岸・・・防潮堤や水門の内側にある区域に位置し、海水の浸入、海水による侵食を防止するため、海岸線にコンクリートなどで連続的に設けた施設。

法線の通り・・・法線（防波堤、護岸等の施設の位置を規定する線のこと。護岸では水際線を指す。）が曲がっていないかを点検する項目。

(表2) 契約状況

(単位：円)

契約名	契約金額 (推定総金額)	契約期間
平成25年度港・港南地区海岸保全区域 護岸等巡回点検業務委託（単価契約）	5,436,900	平成25.4.1 ～平成26.3.31
平成25年度江東・中央地区海岸保全区域 護岸等巡回点検業務委託（単価契約）	6,737,850	平成25.4.1 ～平成26.3.31

ウ レインボーブリッジの日常点検を適正に行うべきもの

レインボーブリッジは、上層は首都高速道路、下層は臨港道路及び東京臨海新交通（ゆりかもめ）の二重構造の吊り橋であり、管理事務所は首都高速道路と東京臨海新交通（ゆりかもめ）を除いた橋梁構造物を管理している。

所は、レインボーブリッジを常に良好な状態に保つため、構造物の異常、破損等を早期に発見することを目的として、「東京港連絡橋点検要領」（平成6年3月）を定めており、点検の概要は、表3のとおりである。これによれば、日常点検のうち道路上の巡回目視点検（昼間）の頻度は1日1回としている。

ところで、所は、レインボーブリッジの点検を「平成25年度レインボーブリッジ橋梁点検委託」（契約金額：3,465万円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）により行っている。

しかしながら、この仕様書について見たところ、日常点検のうち道路上の巡回目視点検（昼間）を年間313日としており、東京港連絡橋点検要領が定める点検頻度と比較して52日分不足していることは適正でない。

所は、委託によるレインボーブリッジの日常点検を適正に行われたい。

(東京港管理事務所)



(表3)「東京港連絡橋点検要領」に定める点検の概要

○日常点検	道路上・高架下の異常、損傷の早期発見、交通の安全・円滑性を確保するため実施する、目視及び車上感覚による点検。 点検頻度：道路上 昼間1日1回、夜間週1回      高架下 週1回
○定期点検	日常点検では点検できない細部について、目視あるいは点検機械・器具を用いて、点検計画に基づき行う点検。(年1回～10年に1回)
○異常時点検	異常時(地震、台風等)発生時に、緊急に行う点検
○詳細点検	点検の結果、ある程度進んだ変状が発見あるいは予想される場合に、点検機械・器具を用いてさらに詳細なデータを得ることを目的とした点検。

(2) 単価契約工事について

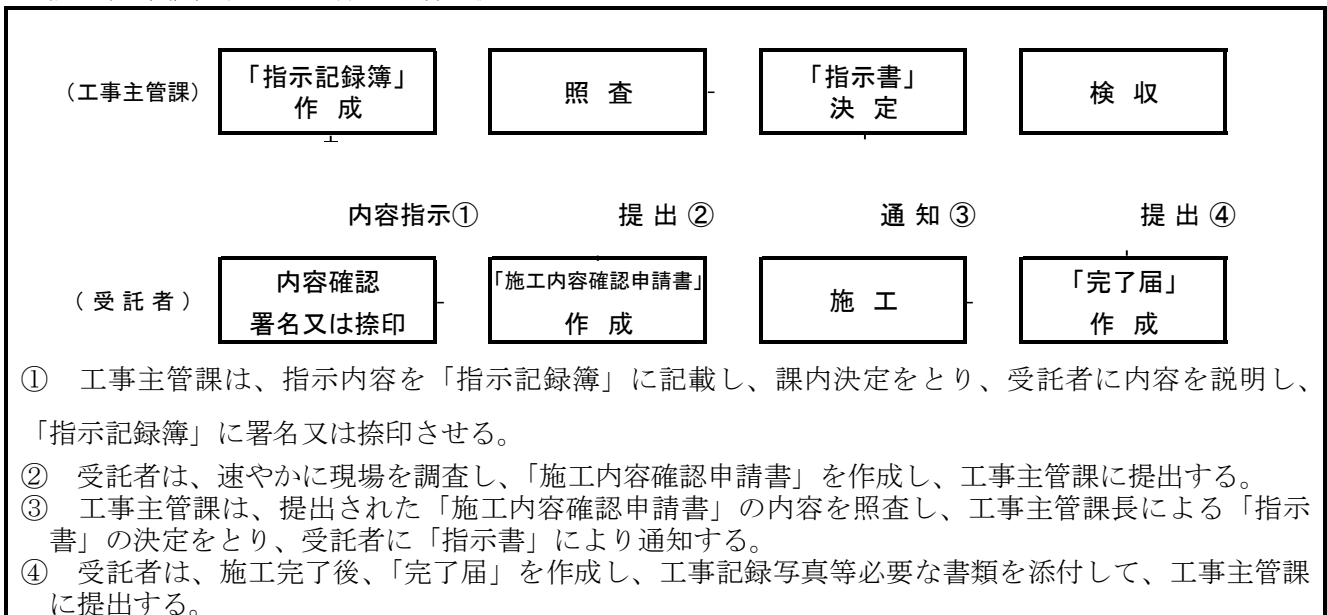
港湾整備部は、港湾施設及び海岸保全施設等の維持管理に関する単価契約工事(作業委託を含む。)について、その適正な執行を図ることを目的として、「単価契約工事实施要領」(昭和56年4月1日施行、平成13年4月1日改正、以下「要領」という。)を定めている。

要領によれば、単価契約工事は、総価契約工事では対応が困難な即時性のある工事又は小規模な工事を対象とし、工種及び単価をもって契約するものである。また、受託者に対する指示に基づいて施工するものであるとしており、その事務の流れは、図1のとおりである。

契約が目的とする給付内容及び契約金額を契約時点で確定させる総価契約とは異なり、単価契約工事は、単価のみを確定させ、施工内容はその都度行われる指示により確定させるものである。このため、単価契約工事の執行は、要領に基づき適正に行う必要がある。

そこで、東京港管理事務所及び東京港建設事務所において締結した表4及び表5の単価契約工事について見たところ、次のとおり、改善を要する点が認められた。

(図1) 単価契約工事に係る事務の流れ



(表4) 東京港管理事務所における単価契約工事

(単位：円)

項番	契約名	契約期間	契約金額等			受託者	割増単価の設定
			発注限度額				
1	ふ頭内通路及びその他補修工事	平成25.4.1～平成26.3.31	発注限度額	—	86,509,000	A	有
			実績	68件	70,486,877		
2	東京港埋立地管理柵等維持工事	平成25.4.1～平成26.3.31	発注限度額	—	72,897,300	B	無
			実績	31件	52,249,010		
3	東部地区道路橋梁維持工事	平成25.4.1～平成26.3.31	発注限度額	—	29,820,000	C	有
			実績	36件	29,793,020		
4	南部地区道路橋梁維持工事	平成25.4.1～平成26.3.31	発注限度額	—	61,320,000	D	有
			実績	43件	47,758,722		
5	レインボーブリッジ及び臨海副都心地区道路橋梁維持工事	平成25.4.1～平成26.3.31	発注限度額	—	29,820,000	E	有
			実績	26件	28,012,878		
6	臨海トンネルほか道路橋梁維持工事	平成25.4.1～平成26.3.31	発注限度額	—	29,820,000	F	有
			実績	34件	28,277,012		
7	道路樹木維持工事	平成25.4.1～平成26.3.31	発注限度額	—	9,765,000	G	無
			実績	27件	9,763,842		
8	東部地区街路灯橋梁灯保守委託	平成25.4.1～平成25.9.30	発注限度額	—	9,980,000	H	無
			実績	26件	6,050,403		
9	南部地区街路灯橋梁灯保守委託	平成25.4.1～平成25.9.30	発注限度額	—	9,980,000	I	無
			実績	32件	7,361,753		
10	南部地区街路灯橋梁灯保守委託その2	平成25.10.1～平成26.3.31	発注限度額	—	7,350,000	I	無
			実績	28件	5,422,284		
11	道路緑地管理委託	平成25.4.1～平成25.9.30	発注限度額	—	9,975,000	J	無
			実績	26件	9,603,646		
12	道路緑地管理委託その2	平成25.10.7～平成26.3.31	発注限度額	—	9,975,000	J	無
			実績	19件	9,822,132		
13	東京港埋立地草刈等委託その1	平成25.4.1～平成25.7.31	発注限度額	—	9,450,000	K	無
			実績	6件	9,187,700		
14	東京港埋立地草刈等委託その2	平成25.8.1～平成25.10.31	発注限度額	—	9,450,000	K	無
			実績	6件	8,954,808		
15	東京港埋立地草刈等委託その3	平成25.11.9～平成26.3.31	発注限度額	—	9,450,000	L	無
			実績	8件	9,364,572		
16	東京港臨海副都心草刈等委託その1	平成25.4.1～平成25.9.30	発注限度額	—	9,450,000	M	無
			実績	7件	8,780,129		
17	東京港臨海副都心草刈等委託その2	平成25.10.1～平成26.3.31	発注限度額	—	4,725,000	M	無
			実績	7件	4,401,334		

(注1) 発注限度額：その契約で発注(指示)できる上限額

(注2) 実績：指示を行った件数と金額

(表5) 東京港建設事務所における単価契約工事

(単位：円)

項番	契約名	契約期間	契約金額等			受託者	割増単価の設定
			発注限度額				
1	東京港海岸保全区域内管理柵及びその他補修工事	平成25.7.17～平成26.3.31	発注限度額	—	6,856,000	N	有
			実績	12件	6,473,113		

(注1) 発注限度額：その契約で発注(指示)できる上限額

(注2) 実績：指示を行った件数と金額

## ア 指示を適正に行うべきもの

単価契約工事は、補修等の対応が必要な事案が発生した場合、契約書に定める工種、発注限度額及び工期の範囲内で、受託者に対し、その都度指示を行い、施工させるものである。

この指示について見たところ、東京港管理事務所では、次のとおり適正でない事例が認められた。

### (ア) 指示記録簿の作成

要領によれば、指示を行う場合には、工事主管課は、指示箇所、指示概要及び指示期限等の指示内容を「指示記録簿」に記載し課内決定をとること、また、受託者に対し「指示記録簿」を基に指示内容を説明し、「指示記録簿」に署名又は捺印させることとしている。

しかしながら、表4の全契約について、「指示記録簿」の作成及び課内決定を行っておらず、また、受託者に対する「指示記録簿」を基にした説明及び確認行為を行っていない。

### (イ) 指示書の決定

要領によれば、受託者は、工事主管課からの指示に基づき速やかに現場状況を確認の上、詳細な施工内容（工種・数量・金額・図面・計算書等）を記載した「施工内容確認申請書」を作成し、工事主管課に提出することとしている。

工事主管課は、提出された「施工内容確認申請書」の内容を照査し、工事主管課長による「指示書」の決定を経て、受託者へ「指示書」により通知することとしている。

しかしながら、指示書及び関係書類を見たところ、表6のとおり指示日より前の施工となっている事例及び表7のとおり補修原因発生又は把握の前の決定となっている事例があり、要領に定めた手続による指示及び施工となっていない。

### (ウ) 執行管理

単価契約工事の契約では、発注の限度額が定められており、この発注限度額を超過しないよう、指示記録簿等による執行管理が必要である。

しかしながら、所は、指示記録簿を作成していないこと、また要領に定める手続どおり施工の指示をしていないことから、発注限度額の超過などを防止できない状況となっている。このため、表8のとおり、「道路緑地管理委託」（表4の項番11）において、受託者へ施工を指示したものの発注限度額の超過により支出できなかった指示5件について、別の契約「道路緑地管理委託その2」（表4の項番12）の指示として取り扱い、支出している。

単価契約工事の指示は、受託者に対して「指示書」をもって工事の内容を示し実施させることであるから、「指示記録簿」を基にした発注、「指示書」の決定などの指示手続及び執行管理を適正に行う必要がある。

所は、単価契約工事の指示を適正に行われたい。

（東京港管理事務所）

(表6) 指示日より前の施工となっている事例

(単位：円)

契約名	指示番号	指示書の指示日	関係書類による施工日	指示金額
ふ頭内通路及びその他補修工事	7	平成25.6.18	工事記録写真：平成25.6.11	693,200
東京港埋立地管理柵等維持工事	3	平成25.6.4	工事監督補助日誌：平成25.6.3	1,053,831
	9	平成25.9.4	工事監督補助日誌：平成25.9.3	1,050,009
	16	平成25.11.11	工事監督補助日誌：平成25.10.21 工事記録写真：平成25.11.9	913,808
	30	平成26.3.14	工事監督補助日誌：平成26.1.21	748,541
南部地区道路橋梁維持工事	19	平成25.9.2	工事記録写真：平成25.8.30	1,235,319
	30	平成25.11.15	工事記録写真：平成25.11.9	133,413
	40	平成26.1.28	工事記録写真：平成26.1.25	2,407,382
道路緑地管理委託	25	平成25.9.12	工事記録写真：平成25.9.9～11 マニフェスト：平成25.9.9	1,995,430
道路緑地管理委託その2	1	平成25.10.7	工事記録写真：平成25.8.19～20 マニフェスト：平成25.8.20	175,809
	2	平成25.10.7	マニフェスト：平成25.8.21	53,940
	3	平成25.10.7	工事記録写真：平成25.8.23～27 平成25.8.26 マニフェスト：平成25.8.23	411,290
	4	平成25.10.7	工事記録写真：平成25.9.7	124,570
	5	平成25.10.7	工事記録写真：平成25.9.9	61,310
東京港埋立地草刈等委託その1	2	平成25.4.2	工事記録写真：平成25.4.1	1,297,976
東京港臨海副都心草刈等委託その2	4	平成26.3.18	工事記録写真：平成26.2.18	192,320

(注1) 工事監督補助日誌：一部の工事について、別途契約により、東京港埠頭柵に工事監督補助業務を委託しており、その業務報告書である。

(注2) 工事記録写真：「港湾局工事記録写真撮影基準」に基づき、完了時に提出するもの。

(注3) マニフェスト：発生材を処理施設に持ち込む際に作成する「一般廃棄物管理票（A票）」である。

(表7) 補修原因発生又は把握の前の指示決定となっている事例

(単位：円)

契約名	指示番号	指示書の指示日	補修原因発生又は把握した日	指示金額
ふ頭内通路及びその他補修工事	4 1	平成25. 10. 29	補修依頼日：平成25. 11. 6	144, 640
	6 1	平成26. 2. 28	工事監督補助日誌：平成26. 3. 8	119, 920
東部地区道路橋梁維持工事	2 9	平成25. 12. 26	事案発見日：平成25. 12. 29 補修依頼書受付日：平成26. 1. 7	820, 506
南部地区道路橋梁維持工事	2	平成25. 4. 8	① 事案発見日：平成25. 4. 8 補修依頼書受付日：平成25. 4. 9 ② 事案発見日：平成25. 4. 13 補修依頼書受付日：平成25. 4. 13	371, 842
レインボーブリッジ及び臨海副都心地区道路橋梁維持工事	5	平成25. 5. 23	事案発見日：平成25. 5. 29 補修依頼書受付日：平成25. 5. 30	84, 288
	8	平成25. 6. 26	事案発見日：平成25. 6. 27 補修依頼書受付日：平成25. 6. 27	150, 316
臨海トンネルほか道路橋梁維持工事	2 9	平成26. 2. 2	事案発見日：平成26. 2. 2 補修依頼書受付日：平成26. 2. 6	358, 876
東部地区街路灯橋梁灯保守委託	2	平成25. 4. 3	事案発見日：平成25. 4. 13 補修依頼書受付日：平成25. 4. 13	374, 178
	1 0	平成25. 6. 4	事案発見日：平成25. 6. 9 補修依頼書受付日：平成25. 6. 10	200, 808

(注1) 工事監督補助日誌：一部の工事について、別途契約により、東京港埠頭㈱に工事監督補助業務を委託しており、その業務報告書である。

(注2) 補修依頼日：「ふ頭内通路及びその他補修工事」において、ふ頭運営課が施設補修課へ「補修依頼書」により依頼した日である。

(注3) 事案発見日：別途契約している「道路等巡回及び埋立地警備業務委託」の受託者から提出された「補修依頼書」に記載された事案発見日である。

(注4) 補修依頼書受付日：別途契約している「道路等巡回及び埋立地警備業務委託」の受託者から「補修依頼書」を受け付けた日である。

(表8) 次契約の指示及び施工として取り扱った事例

(単位：円)

契約名	指示番号	指示及び施工の状況	指示金額
道路緑地管理委託	19	欠番となっており、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」もないが、「指示番号第19号」と表示された工事記録写真（平成25.8.19・20施工）がある。	—
	21	欠番となっており、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」もないが、「指示番号第21号」と表示された工事記録写真（施工日の記載なし）がある。	—
	22	欠番となっており、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」もないが、「指示番号第22号」と表示された工事記録写真（平成25.8.23・26・27施工）及びマニフェスト（平成25.8.26持込）がある。	—
	23	欠番となっており、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」もないが、「指示番号第23号」と表示された工事記録写真（平成25.9.7施工）がある。	—
	24	欠番となっており、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」もないが、「指示番号第24号」と表示された工事記録写真（平成25.9.9施工）がある。	—
道路緑地管理委託 その2	1	指示日：平成25.10.7 指示期限：平成25.10.15 施工日：平成25.8.19～20（工事記録写真） 平成25.8.20（マニフェスト） * 実際には、「道路緑地管理委託」の指示番号第19号で施工させたものであるため、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」の指示日及び指示期限と、施工日に齟齬がある。	175,809
	2	指示日：平成25.10.7 指示期限：平成25.10.15 施工日：平成25.8.21（マニフェスト） （工事記録写真施工日の記載なし） * 実際には、「道路緑地管理委託」の指示番号第21号で施工させたものであるため、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」指示日及び指示期限と、施工日に齟齬がある。	53,940
	3	指示日：平成25.10.7 指示期限：平成25.10.15 施工日：平成25.8.23～27（工事記録写真） 平成25.8.23（マニフェスト） * 実際には、「道路緑地管理委託」の指示番号第22号で施工させたものであるため、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」の指示日及び指示期限と、施工日に齟齬がある。	411,290
	4	指示日：平成25.10.7 指示期限：平成25.10.15 施工日：平成25.9.7（工事記録写真） * 実際には、「道路緑地管理委託」の指示番号第23号で施工させたものであるため、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」の指示日及び指示期限と、施工日に齟齬がある。	124,570
	5	指示日：平成25.10.7 指示期限：平成25.10.15 施工日：平成25.9.9（工事記録写真） * 実際には、「道路緑地管理委託」の指示番号第24号で施工させたものであるため、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」の指示日及び指示期限と、施工日に齟齬がある。	61,310

## イ 検収を適正に行うべきもの

検収は、履行内容が契約内容と適合しているか否かについて、契約書及びその他の関係書類に基づき確認する行為である。要領では、受託者は、施工完了時に、「完了届」とともに工事記録写真及び発生材の処理に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物管理票の写し（以下「マニフェスト」という。）などの関係書類を提出することとしており、工事主管課は、これらに基づき検収を行っている。

この検収について見たところ、東京港管理事務所では、次のとおり適正でない事例が認められた。

### （ア）指示期限

工事記録写真等の関係書類を見たところ、表9のとおり、指示期限までに施工がなされていないもの、指示期限までに施工が完了したかが確認できないものがあるにもかかわらず、指示期限内に施工が完了したものとしており、適正に検収を行っていない。

### （イ）施工内容

要領によれば、「完了届」及び関係書類は、指示ごとに提出させるものとしている。また、施工は指示ごとに行うものとして単価を設定し、指示金額は施工実績に基づき算出することとしている。

ところで、「完了届」及び関係書類を見たところ、表10のとおり、発生材の運搬及び処理について、受託者は複数の指示に係る運搬・処理をまとめて行っていることから、

- ① 指示ごとの施工内容が指示内容と適合しているか確認できない
- ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づくマニフェストを利用した適正な運搬及び処理が確保されているかについて、各指示に対応するマニフェストがないため、確認できない

状況であったにもかかわらず、指示どおりに施工が完了したものとしており、適正に検収を行っていない。

単価契約工事は、即時性のある工事を対象としていることなどから、指示期限や施工内容が指示どおりであるかを検収することは、この契約の適正な執行を確保する上で重要である。

所は、単価契約工事に係る検収を適正に行われたい。

（東京港管理事務所）

(表9) 指示期限に係る検収が不適正な事例(履行遅延・完了日不明)

(単位:円)

契約名	指示番号	指示期限	関係書類による施工日	指示金額
ふ頭内通路及びその他補修工事	6	平成25.6.26	工事監督補助日誌:平成25.6.30	144,261
	40	平成25.11.5	工事監督補助日誌:平成25.11.14	1,287,980
東京港埋立地管理柵等維持工事	1	平成25.5.15	工事記録写真:平成25.5.16 工事監督補助日誌:平成25.7.17	1,988,600
	4	平成25.6.18	工事監督補助日誌:平成25.7.17	352,001
	5	平成25.6.20	工事監督補助日誌:平成25.7.17	1,988,697
	6	平成25.6.21	工事監督補助日誌:平成25.7.17	1,770,468
	15	平成25.11.22	工事記録写真:平成25.12.5	1,217,234
南部地区道路橋梁維持工事	9	平成25.7.19	工事記録写真:平成25.7.25	34,800
	11	平成25.7.31	工事記録写真:平成25.8.19	2,241,392
	12	平成25.7.31	工事記録写真:平成25.8.19	3,198,382
	13	平成25.8.5	工事記録写真:平成25.8.19	2,733,609
	24	平成25.10.16	工事記録写真:平成25.10.21	118,893
	26	平成25.10.16	工事記録写真:平成25.10.21	13,700
	35	平成26.2.10	工事記録写真:平成26.3.9	1,171,999
道路樹木維持工事	7	平成25.9.18	工事記録写真:平成25.9.19 剪定枝葉受入伝票:平成25.9.19	34,210
	10	平成25.10.19	工事記録写真:平成25.10.22 剪定枝葉受入伝票:平成25.10.22	58,360
	17	平成25.11.6	工事記録写真:平成25.11.12 剪定枝葉受入伝票:平成25.11.12	66,140
	24	平成26.2.28	工事記録写真:平成26.3.8	760,800
	25	平成26.3.8	工事記録写真:平成26.3.10・14	1,882,750
	26	平成26.3.15	工事記録写真:平成26.3.17	1,751,640
道路緑地管理委託	1	平成25.5.24	マニフェスト:平成25.6.3	14,900
	2	平成25.6.1		256,115
	3	平成25.6.1		370,985
	14-1	平成25.7.26	マニフェスト:平成25.7.30 平成25.7.31	77,000
	14-2	平成25.7.26		449,130
	14-3	平成25.7.26		125,330
	27	平成25.9.30	工事記録写真:平成25.10.10~12 マニフェスト:平成25.10.10	949,180
東京港埋立地草刈等委託その1	1	平成25.4.15	工事記録写真に撮影年月日がなく、全指示分をまとめた工事記録写真帳が契約完了時に提出されているため、各指示の指示期限までに履行されているか不明である。また、その他、施工日を証する書類がない。	997,527
	3	平成25.4.22		993,400
	5	平成25.5.31		1,155,528
東京港埋立地草刈等委託その2	1	平成25.8.30	工事記録写真:平成25.9.3	1,638,346
	3	平成25.10.18	工事記録写真:平成25.10.21・22	1,733,015
東京港埋立地草刈等委託その3	6	平成26.2.15	工事記録写真:平成26.2.19	369,410

(注1) 工事監督補助日誌:一部の工事について、別途契約により、東京港埠頭(株)に工事監督補助業務を委託しており、その業務報告書である。

(注2) 工事記録写真:「港湾局工事記録写真撮影基準」に基づき、完了時に提出するもの。

(注3) マニフェスト:発生材を処理施設に持ち込む際に作成する「一般廃棄物管理票(A票)」である。

(注4) 剪定枝葉受入伝票:伐採した枯損木を再資源化施設に持ち込む際に作成する「海の森剪定枝葉堆肥化事業剪定枝葉受入伝票」である。



(表10) 施工内容に係る検収が不適正な事例

(単位：円)

契約名	指示番号	指示内容		指示金額
		工種	数量	
道路緑地 管理委託	指示番号第1～3号の発生材（植木くず）について、まとめて運搬・処理			
	1	街路樹剪定 高木夏期剪定 幹周り60～119cm 2tトラック運搬10km 処理費共	1本	14,900
	2	街路樹剪定 高木支障枝剪定 幹周り60cm未満 2tトラック運搬10km 処理費共	16本	256,115
		街路樹剪定 高木支障枝剪定 幹周り60～119cm 2tトラック運搬10km 処理費共	27本	
		街路樹剪定 高木支障枝剪定 幹周り120～179cm 2tトラック運搬10km 処理費共	2本	
		高所作業車（リフト車）運転 作業床高9.9m×積載荷重1000kg	6時間	
		交通誘導員費 誘導員B 昼間 実労8時間 交代無	1日	
	3	街路樹剪定 高木支障枝剪定 幹周り60cm未満 2tトラック運搬10km 処理費共	2本	370,985
		街路樹剪定 高木支障枝剪定 幹周り60～119cm 2tトラック運搬10km 処理費共	17本	
		街路樹剪定 高木支障枝剪定 幹周り120～179cm 2tトラック運搬10km 処理費共	13本	
		高所作業車（リフト車）運転 作業床高9.9m×積載荷重1000kg	12時間	
		交通誘導員費 誘導員B 昼間 実労8時間 交代無	1日	
	指示番号第14-1～14-3号の発生材（植木くず）について、まとめて運搬・処理			
	14-1	街路樹剪定 高木夏期剪定 幹周り60cm未満 2tトラック運搬10km 処理費共	3本	77,000
		街路樹剪定 高木夏期剪定 幹周り60～119cm 2tトラック運搬10km 処理費共	4本	
	14-2	街路樹剪定 高木夏期剪定 幹周り60cm未満 2tトラック運搬10km 処理費共	36本	449,130
		街路樹剪定 高木夏期剪定 幹周り60～119cm 2tトラック運搬10km 処理費共	15本	
		交通誘導員費 誘導員B 昼間 実労8時間 交代無	1日	
	14-3	街路樹剪定 高木夏期剪定 幹周り60cm未満 2tトラック運搬10km 処理費共	11本	125,330
		街路樹剪定 高木夏期剪定 幹周り60～119cm 2tトラック運搬10km 処理費共	3本	
交通誘導員費 誘導員B 昼間 実労8時間 交代無		1日		

(単位：円)

契約名	指示番号	指示内容		指示金額
		工種	数量	
東京港埋立地草刈等委託その3	指示番号第1～3号の発生材（植木くず）について、まとめて運搬・処理			
	1	機械草刈（肩掛・人力集草） 運搬距離5.5km以下	14.6 a	677,900
		機械草刈（肩掛・刈放し）	98.9 a	
		雑木伐採工 幹回り29cm以下	5本	
		雑木伐採工 幹回り60～89cm以下	1本	
		雑木伐採工 幹回り90～119cm以下	2本	
		運搬作業 2 t 車10kmまで	3回	
		剪定枝葉等処分費 海の森みどり資源センター 清掃工場受入料	1.47 t	
	2	機械草刈（肩掛・刈放し）	11.3 a	109,330
		雑木伐採工 幹回り90～119cm以下	1本	
		高・中木手入（基本剪定） 常緑広葉樹90～119cm以下	1本	
		高・中木手入（基本剪定） 常緑広葉樹120～149cm以下	1本	
		運搬作業 2 t 車10kmまで	1回	
		剪定枝葉等処分費 海の森みどり資源センター 清掃工場受入料	0.66 t	
	3	機械草刈（ハンマーナイフ・人力集草） 運搬距離5.5km以下	32.3 a	355,610
		機械草刈（ハンマーナイフ・刈放し）	59.4 a	
		機械草刈（肩掛・人力集草） 運搬距離5.5km以下	12.4 a	
		機械草刈（肩掛・刈放し）	32.7 a	
		運搬作業 2 t 車10kmまで	2回	
		剪定枝葉等処分費 海の森みどり資源センター 清掃工場受入料	0.27 t	

ウ 単価契約工事の運用を適切に行うべきもの

要領において、単価契約工事は、港湾施設及び海岸保全施設等の維持管理に関して、総価契約工事では対応が困難な即時性又は小規模性のある工事を対象としている。これは、総価契約で施工すると設計から契約まで一定の期間が必要となり、①利用に支障を及ぼす事案が発生した際に、管理者として即時にその原因を取り除くことが困難である、②小規模な工事について、その都度契約することは事務処理上非効率であり、必要な補修等を適時に行うことが困難であるなどの考え方によるものである。

また、単価の設定に当たっては、即時性又は小規模性における平均損失時間を算出した労務単価を割り増した単価を設定する場合があります、各所が、契約ごとにその業務内容に応じて、割増単価の設定の有無について判断している。

(ア) 東京港管理事務所において、港湾施設の利用に支障を及ぼす事案に対し、即時に対応する必要があるとして割増単価を設定している「ふ頭内通路及びその他補修工事」(表4の項番1)ほか4件の単価契約工事について見たところ、表11のとおり、補修対象事案の把握から指示までに、特段の理由もなく時間を要している事例が認められた。

しかしながら、即時に対応するために当該単価契約工事を締結しているにもかかわらず、即時に指示しておらず、適切でない。

(イ) 東京港建設事務所において、海岸保全施設の維持管理上必要な補修等を随時施工するため締結している「東京港海岸保全区域内管理柵及びその他補修工事」(表5の項番1)について見たところ、表12の指示番号3・4・5番(指示日:平成25.8.1)及び7・8・9・12番(指示日:平成26.1.31)の7件は、補修事案の発生時期及び補修の要否の判断時期について、記録がなく確認できない状況であった。

これについて、所は、施設の日常管理において発見した補修事案について、その発生状況と発注限度額を勘案して指示しており、その結果、上記7件について、一定時期(平成25年8月と平成26年1月)にまとめて指示したとしている。

しかしながら、単価契約工事により施工する場合は、発生の都度、指示をすべきであるにもかかわらず、一定時期にまとめて指示を行っており、適切でない。

単価契約工事は、総価契約工事では対応が困難な即時性又は小規模性のある工事を対象としていること、また、業務内容に応じて割増単価を設定していることから、その適切な運用により、施設の維持管理を行う必要がある。

両所は、単価契約工事の運用を適切に行われたい。

(東京港管理事務所)

(東京港建設事務所)

(表 1 1) 即時に指示していない事例 (把握から指示まで1か月以上経過しているもの)

(単位:円)

指示 番号	内 容	事案の把握状況		指示及び施工の状況		指示金額
		補修依頼日 又は発見日	回答日又は 受付日	指示日	指示期限	
ふ頭内通路及びその他補修工事						
7	大井食品ふ頭 ゲレチング補修	平成25.5.8	平成25.5.13	平成25.6.18	平成25.7.1	693,200
20	大井海貨5号上屋 ゲートストップ補修	平成25.5.14	平成25.5.21	平成25.7.19	平成25.8.1	68,890
22	10号その2(西) ゲレチング補修	平成25.5.15	平成25.5.16	平成25.8.13	平成25.8.26	399,848
23	10号その2(東) マンホール周囲損壊補修	平成25.4.19	平成25.4.30	平成25.8.13	平成25.8.26	456,103
24	大井海貨3号上屋 舗装補修	平成25.7.3	平成25.7.10	平成25.8.15	平成25.8.28	2,737,703
25	月島ふ頭 フェンス補修	平成25.6.18	平成25.6.21	平成25.8.21	平成25.9.3	138,640
27	大井海貨2号上屋 舗装補修	平成25.6.11	平成25.6.14	平成25.8.28	平成25.9.10	2,893,058
28	大井青果1号上屋 陥没舗装補修	平成25.7.16	平成25.7.22	平成25.9.11	平成25.9.24	2,257,998
30	若洲ふ頭 ゲート補修	平成25.5.13	平成25.5.16	平成25.9.24	平成25.10.7	2,041,280
33	竹芝ふ頭 舗装補修(2か所)	平成25.7.25	平成25.7.30	平成25.9.27	平成25.10.10	299,522
39	芝浦ふ頭 タラップ補修	平成25.5.28	平成25.6.3	平成25.10.23	平成25.11.5	1,796,000
46	芝浦ふ頭 舗装補修	平成25.11.11	平成25.11.22	平成26.1.7	平成26.1.20	2,088,214
47	芝浦ふ頭C24番 陥没補修	平成25.10.21	平成25.10.25	平成26.1.7	平成26.1.20	84,055
50	若洲ふ頭 パトロール鉄蓋交換	平成25.10.29	平成25.11.11	平成26.1.17	平成26.1.30	98,465
54	若洲建材ふ頭 擁壁補修	平成25.8.21	平成25.8.26	平成26.1.17	平成26.1.30	445,900
55	品川ふ頭 マンホール鉄蓋補修	平成25.12.13	平成25.12.24	平成26.1.28	平成26.2.10	143,320
57	大井青果1号上屋 マンホール周辺陥没補修	平成25.10.15	平成25.11.1	平成26.2.12	平成26.2.25	360,009
60	大井海貨1号上屋 路面補修	平成25.11.13	平成25.11.22	平成26.2.25	平成26.3.10	2,834,849
63	10号ふ頭9番ゲート キャスター補修	平成25.12.24	平成26.1.10	平成26.3.5	平成26.3.18	131,920
66	月島ふ頭F6 陥没補修	平成25.12.6	平成25.12.16	平成26.3.13	平成26.3.26	585,743
67	品川ふ頭H野積場 区画線書換補修	平成26.1.29	平成26.2.7	平成26.3.12	平成26.3.26	2,176,545
68	青海流通センター1・2号棟 地盤沈下補修	平成26.1.30	平成26.2.6	平成26.3.13	平成26.3.26	2,506,457
東部地区道路橋梁維持工事						
3	ガードパイプ破損	平成25.4.2	平成25.4.8	平成25.5.14	平成25.5.28	588,938
14	ガードパイプ破損	平成25.4.19	平成25.4.22	平成25.7.25	平成25.8.19	2,962,516
24	ガードパイプ破損	平成25.4.23	平成25.4.23	平成25.10.29	平成25.11.12	142,045

(単位：円)

指示 番号	内 容	事案の把握状況		指示及び施工の状況		指示金額
		補修依頼日 又は発見日	回答日又は 受付日	指示日	指示期限	
南部地区道路橋梁維持工事						
5	雨水桝詰り5か所	平成25.5.5	平成25.5.9	平成25.6.10	平成25.6.21	119,618
1 1	轍ぼれ	平成25.6.8	平成25.6.10	平成25.7.12	平成25.7.31	2,241,392
1 2	轍ぼれ	平成25.6.8	平成25.6.10	平成25.7.19	平成25.7.31	3,198,382
1 7	路面ひび割れ外	平成25.6.22	平成25.6.25	平成25.8.19	平成25.9.5	1,166,512
レインボーブリッジ及び臨海副都心地区道路橋梁維持工事						
1 0	ポストコーン破損	平成25.6.27	平成25.6.27	平成25.8.13	平成25.8.20	485,893
臨海トンネルほか道路橋梁維持工事						
1 7	ガードパイプ破損	平成25.4.30	平成25.5.2	平成25.9.18	平成25.9.27	342,003

(注1) 補修依頼日又は発見日：① 「ふ頭内通路及びその他補修工事」については、ふ頭運営課が施設補修課へ「補修依頼書」により依頼した日である。

② その他の契約については、別途契約している「道路等巡回及び埋立地警備業務委託」の受託者から提出された「補修依頼書」に記載された事案発見日である。

(注2) 回答日又は受付日：① 「ふ頭内通路及びその他補修工事」については、施設補修課がふ頭運営課へ「補修依頼回答書」により回答した日である。

② その他の契約については、別途契約している「道路等巡回及び埋立地警備業務委託」の受託者から「補修依頼書」を受け付けた日である。

(注3) 指示日、指示期限：指示書による指示日、指示期限

(表12) 「東京港海岸保全区域内管理柵及びその他補修工事」の指示の状況 (単位：円)

指示 番号	指示日 指示期限	指示箇所	指示概要	指示金額
1	平成25.8.1 平成25.9.2	江東区枝川1-14 平久運河	フェンス設置	381,649
2	平成25.8.1 平成25.9.2	江東区枝川1-9、10 枝川運河	フェンス設置	206,371
3	平成25.8.1 平成25.9.2	江東区豊洲1-9外1か所 豊洲水門	フェンス設置	365,953
4	平成25.8.1 平成25.10.31	江東区東雲2-7 辰巳水門	クラック補修及び 目地鋼板設置	774,000
5	平成25.8.1 平成25.10.31	江東区豊洲5-1 東雲水門	クラック補修及び 目地鋼板設置	1,498,000
6	平成25.12.19 平成26.1.17	江東区辰巳1-1 辰巳排水機場	給水管新替に伴う 土工ほか	467,730
7	平成26.1.31 平成26.3.28	江東区辰巳1-1 辰巳排水機場連絡通路	腐食鉄板取替え	115,000
8	平成26.1.31 平成26.3.28	江東区豊洲5-1 東雲水門	フェンス忍び返し 設置	324,000
9	平成26.1.31 平成26.3.28	江東区東雲1-1 東雲水門	階段コンクリート 補修	175,555
10	平成26.1.31 平成26.3.28	江東区越中島3-1 豊洲水門	入口フェンス補修 及び擁壁補修	484,705
11	平成26.1.31 平成26.3.28	江東区枝川3-8 枝川運河	フェンス設置	165,000
12	平成26.1.31 平成26.3.28	江東区新砂3-7 砂町排水機場連絡通路	アスファルト舗装	1,515,150

エ 単価契約工事の適正な執行について指導を行うべきもの

単価契約工事は、契約時点において数量・金額等が確定せず、指示により内容を確定し施工するものであることから、単価契約工事の執行については、単価契約工事実施要領に基づき適正に行う必要がある。

本来、要領に基づく指示手続、検収等の契約事務に係る所定の手続を経ることなどにより、各所における内部牽制・統制が有効に機能する仕組みとなっている。

しかしながら、東京港管理事務所及び東京港建設事務所において、要領に基づく事務処理を行っていないことなどから、内部牽制・統制が機能しておらず、これまでに述べてきたように、①指示を適正に行っていないもの、②検収を適正に行っていないものなど、改善を要する事例が多数生じている(表13で一覧として再掲)。

港湾整備部は、各所の工務係長を対象とした会議(年2回程度)を開催し、適正な施工等について指導しているとするものの、両所の実態を把握しておらず、指導・改善に至っていないことから、要領の趣旨を徹底するなど、単価契約工事の適正な執行を図る必要がある。

部は、両所に対し、単価契約工事の適正な執行について指導されたい。

(港湾整備部)

(表13) 改善を要する事例の状況

契約名	改善を要する事項	指 示			検 収		運 用 (表11, 12)
		指示記録簿 (表4)	指示前 施工等 (表6, 7)	執行管理 (表8)	履行 遅延等 (表9)	施工 内容 (表10)	
東京港管理事務所							
	ふ頭内通路及びその他補修工事	全68件	3件		2件		22件
	東京港埋立地管理柵等維持工事	全31件	4件		5件		
	東部地区道路橋梁維持工事	全36件	1件				3件
	南部地区道路橋梁維持工事	全43件	4件		7件		4件
	レインボーブリッジ及び臨海副都心地区道路橋梁維持工事	全26件	2件				1件
	臨海トンネルほか道路橋梁維持工事	全34件	1件				1件
	道路樹木維持工事	全27件			6件		
	東部地区街路灯橋梁灯保守委託	全26件	2件				
	南部地区街路灯橋梁灯保守委託	全32件					
	南部地区街路灯橋梁灯保守委託その2	全28件					
	道路緑地管理委託	全26件	1件	5件	7件	6件	
	道路緑地管理委託その2	全19件	5件	5件			
	東京港埋立地草刈等委託その1	全6件	1件		3件		
	東京港埋立地草刈等委託その2	全6件			2件		
	東京港埋立地草刈等委託その3	全8件			1件	3件	
	東京港臨海副都心草刈等委託その1	全7件					
	東京港臨海副都心草刈等委託その2	全7件	1件				
東京港建設事務所							
	東京港海岸保全区域内管理柵及びその他補修工事						7件

(注) 改善を要する事例がある場合、その指示件数を表示している。

(3) 工事監督補助業務委託を適切に行うべきもの

港湾整備部は、東京港管理事務所及び東京港建設事務所が行う一部の土木工事の工事監督補助業務について、「平成25年度工事監督補助業務委託契約」（契約金額：5,985万円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を東京港埠頭株式会社（以下「受託者」という。）に特命して締結している。

仕様書において、

- ① 受託者は、出来形確認の現場立会等の実施した監督補助の内容について、「工事監督補助日誌」（以下「日誌」という。）に記録し、監督員へ提出すること
- ② 本委託の監督員は、対象工事の監督員が兼務すること
- ③ 本委託の監督員の業務は、受託者が実施した監督補助の実績を確認することとしている。

ところで、本委託の対象工事のうち、東京港管理事務所が実施した表14の単価契約工事については、前述の指摘「(2) 単価契約工事について」のとおり、指示前施工や履行遅延となっている事例が認められた。

これは、指摘(2)で述べた単価契約工事の指示及び検収の問題のみならず、日誌の確認など、本委託の監督員として行うべき監督も適切に行われていないことによるものである。

所は、工事監督補助業務委託の監督を適切に行われたい。

部は、監督を適切に行わせるなど、工事監督補助業務委託を適切に行われたい。

(港湾整備部)

(東京港管理事務所)

(表14) 本委託の対象工事のうち不適切事例のあったもの

契約名	契約期間
ふ頭内通路及びその他補修工事（単価契約）	平成25.4.1～平成26.3.31
東京港埋立地管理柵等維持工事（単価契約）	平成25.4.1～平成26.3.31

(4) 業務委託結果を活用し、道路等の管理を適切に行うべきもの

東京港管理事務所は、臨港道路及び埋立地等（以下「道路等」という。）の管理に万全を期することを目的として、「道路等巡回及び埋立地警備業務委託」（契約金額：1億5,176万7,000円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を締結し、毎日行う道路巡回警備及び年2回行う道路面・設備等の定期調査等を行わせている。

ところで、この契約による道路等の管理について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 補修依頼事案の対応

毎日行う道路巡回警備は、車両巡回により道路面の状況を監視するものであり、所は、補修等の必要な箇所や受託者が応急処置をした軽微な損傷等について「業務日誌」で、また、車の轍など応急処理ができない箇所については「補修依頼書」を用いてその状況を報告させている。

ところで、「補修依頼書」に係る対応状況について見たところ、表15のとおり補修等の対応に係る記録がなく補修等の対応を実施したか確認できない事例、また、表16のとおり事案発生の報告後、速やかに補修等の指示を行っていない事例が認められた。

イ 管理道路調査報告の対応

年2回行う道路面・設備等の定期調査は、道路等の破損などの状況を調査するものであり、所は、その結果を「管理道路調査報告書」により報告させている。

この「管理道路調査報告書」について見たところ、上半期分の表17の事例では、①位置を示す図と事項の記載のみで、現場写真がなく破損等の状況が不明なものがあるにもかかわらず、所は確認を行っておらず、状況を把握していないこと、②補修等の対応を行っていないことが認められた。下半期分の表18の事例では、補修等の対応を行っていないことが認められた。

また、道路等の破損等に係る補修基準や補修計画がなく補修部署による補修の要否の判断が必要な状況であるにもかかわらず、「管理道路調査報告書」は、この契約を所管する管理部署のみの提出・回付となっており、補修部署へ回付されていない。そのため、補修部署による事案の把握及び補修の要否の判断ができない状況となっている。

これらの状況は、受託者に報告を求めているにもかかわらず、所がその報告に対して適時適切な対応を行っていないものであり、所は、業務委託結果を活用した的確な対応により道路等の管理を適切に行う必要がある。

所は、業務委託結果を活用し、道路等の管理を適切に行われたい。

(東京港管理事務所)



(表15) 補修等対応の実施が確認できないもの(例)

補修依頼書番号	補修依頼書(発見日) 補修依頼書受付日	路線名	場所	内容	実地監査で確認した内容
1	平成25.4.2 平成25.4.8	中防内西2号線	東京税関コンテナ検査センター脇	ガードパイプ破損	所は、簡易補修を行ったとしているが、記録がなく、実施状況の確認ができない。
16	平成25.4.21 平成25.4.22	青海縦貫線	江東区青海4丁目テレコムセンター交差点	ガードパイプ破損	所は、軽微につき保留としたとしているが、その記録がなく、判断を行ったことが確認できない。
17	平成25.4.22 平成25.4.22	大井15号線	品川区八潮2丁目第5,6バス	横断禁止標識の傾斜	所は、受託者により対応済みとしているが、その記録がなく、実施状況が確認できない。
32	平成25.5.10 平成25.5.10	大井1号線	品川区八潮2	立入禁止表示板転倒	所は、受託者により速やかに撤去済みであるとしているが、同年12月に、同じ状態であることを受託者が業務日報により報告しており、撤去していなかったことを確認した。
40	平成25.5.23 平成25.5.23	台場2号線	港区台場1	インターロッキング不陸	所は、歩道切り下げ申請者へ依頼したとしているが、その記録がなく、実施状況が確認できない。
57	平成25.6.15 平成25.6.17	台場2号線	港区台場2-9(日航ホテル前)	舗装ポットホール	所は、受託者により対応済みとしているが、その記録がなく、実施状況が確認できない。
73	平成25.6.27 平成25.6.27	大井縦貫線(南行)	品川区八潮2-9	ガードパイプ破損	所は、軽微につき保留としたとしているが、その記録がなく、判断を行ったことが確認できない。
74	平成25.6.27 平成25.6.27	大井14号線	大田区東海5-3	ガードレール変形	
236	平成26.1.3 平成26.1.6	テレポート駅前広場線	江東区青海1-2	ガードチェーン破損	
237	平成26.1.4 平成26.1.6	新木場・若洲線	江東区若洲1-1	街きよ破損	
247	平成26.1.15 平成26.1.16	新砂・夢の島線	江東区夢の島2-1	ポストコーン破損	
263	平成26.1.30 平成26.2.3	有明ふ頭連絡線	江東区有明4-6	轍ぼれ等	
277	平成26.2.26 平成26.2.27	大井縦貫線	品川区八潮2-3	ポットホール	所は、保留(翌年度実施)としたとしているが、その判断を行ったことが確認できない。
278	平成26.2.9 平成26.2.28	大井3号線	品川区八潮1-4(大井北部陸橋)	ガードレール破損	
280	平成26.3.6 平成26.3.6	辰巳21号線	江東区辰巳3-8-10	ガードパイプ破損	所は、軽微につき保留としたとしているが、その判断を行ったことが確認できない。
281	平成26.3.6 平成26.3.10	国際展示場駅前広場線	江東区有明3-7	ボラードチェーン欠損	所は、保留(翌年度実施)としたとしているが、その判断を行ったことが確認できない。
282	平成26.3.10 平成26.3.11	大井縦貫線	大田区東海4-4	舗装クラック	

(表 1 6) 速やかに補修等の指示を行っていない事例

補修依頼書 番 号	内 容	事案の把握状況		指示及び施工の状況	
		補修依頼書 (発見日)	補修依頼書 受付日	指示日	指示期限
2	ガードパイプ破損	平成25. 4. 2	平成25. 4. 8	平成25. 5. 14	平成25. 5. 28
4	ブリンカーライト破損	平成25. 4. 3	平成25. 4. 8	平成25. 5. 24	平成25. 5. 29
1 5	ガードパイプ破損	平成25. 4. 19	平成25. 4. 22	平成25. 7. 25	平成25. 8. 19
1 8	ガードパイプ破損	平成25. 4. 23	平成25. 4. 23	平成25. 10. 29	平成25. 11. 12
2 5	ガードパイプ破損	平成25. 4. 30	平成25. 5. 2	平成25. 9. 18	平成25. 9. 27
2 9	ブリンカーライト破損	平成25. 5. 4	平成25. 5. 7	平成25. 6. 28	平成25. 7. 3
3 0	雨水桝詰り 5 か所	平成25. 5. 5	平成25. 5. 9	平成25. 6. 10	平成25. 6. 21
5 1	轍ぼれ	平成25. 6. 8	平成25. 6. 10	平成25. 7. 12	平成25. 7. 31
6 1	轍ぼれ、 インターロッキングブロック	平成25. 6. 22	平成25. 6. 25	平成25. 7. 22	平成25. 7. 29
6 2	路面ひび割れ外	平成25. 6. 22	平成25. 6. 25	平成25. 8. 19	平成25. 9. 5
7 2	ポストコーン破損	平成25. 6. 27	平成25. 6. 27	平成25. 8. 13	平成25. 8. 20

(注) 指示日、指示期限：補修工事契約の指示書による指示日、指示期限

(表 1 7) 上半期管理道路調査報告書の記載事項（抜粋）

位置等	事 項	写真等 の有無	対応状況
東部班道路調査 青海 1	① ポットホール ② ボラードチェーン金具なし ③ 平板（インターロッキング）がたつき ④ 側溝に落ち葉多く溜まる為、冠水に注 意を要する場所あり	無	補修や補修の要否の 判断の対応を行って いない。
東部班道路調査 東京ビックサイト東	平板（インターロッキング）がたつき	無	

(表 1 8) 下半期管理道路調査報告書の記載事項（抜粋）

位置等	事 項	写真等 の有無	対応状況
青海 1 号線	横断歩道の白線が薄い	有	補修や補修の要否の 判断の対応を行って いない。
青海 2 号線	ポストコーン欠如、道路上クラック、右折 ライン薄い、シーリア前歩道縁石段差	有	
辰巳 1 3 号線	横断歩道白線消えかかっている マンホール割れ、クラック、ポットホー ル、コンクリート剥離	有	
有明 3 号線	横断歩道の白線が消えかけている	有	
有明埠頭連絡線	ポストコーン欠如、道路上クラック、右折 ライン薄い	有	
有明 2 号線	道路標示の白線薄い	有	

(5) ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託を適切に行うべきもの

東京港管理事務所は、ふ頭内の樹木・寄植の剪定及び除草等の緑地維持管理について、表19の契約を締結している。その仕様書では、「街路樹等維持標準仕様書」（平成19年4月、建設局公園緑地部）に基づき、高木・中木・寄植剪定を年1回、除草等の緑地維持管理を年2回行うこととしている。

また、受託者に対し、

- ① 各月の作業の着手に当たっては、事前に所の監督員に連絡すること。また、完了後も速やかに連絡し、業務履行日誌等（月ごとの工程表添付）を提出すること
- ② 高木・中木・寄植剪定及び1回目の緑地維持管理が完了した後、また、2回目の緑地維持管理が完了した後にそれぞれ、出来高に関する資料（工事記録写真、マニフェスト等）をとりまとめ、監督員の確認を受け、完了届を提出し検査を受けること
- ③ 各作業の実施について、提出した着手時の工程表に遅れのないように注意することを求めている。

ところで、表19の契約の履行状況について見たところ、以下の適切でない点が認められた。

ア 業務履行日誌等（月ごとの工程表添付）の提出がなされていない。

イ 高木・中木・寄植剪定及び1回目の緑地維持管理の出来高について、完了届が未提出で検査を行っておらず、契約期限である平成26年3月14日に、2回目の緑地維持管理と一括して提出された完了届により、検査を行っている。

ウ 高木剪定は、契約内訳書において夏期剪定としている。着手時に提出された工程表においても、表20のとおり、平成25年7月から同年10月の実施予定としているにもかかわらず、平成25年11月から平成26年1月に実施されており、実施時期が著しく遅延している。さらに、表20のうち5番、6番、8番の箇所については、完了届に添付された工程表の実施時期と作業記録写真の実施日とに相違がある。

前述ア、イは、契約の仕様書どおりに、所が受託者から書類を提出させていないことによるものであり、適切な確認・検査の実施はもとより、業務実施時期の遅延について、所として、その是非を判断できない状況となっており、適切でない。

前述ウについては、表21の「街路樹等維持標準仕様書」によると、夏期剪定は外観的な樹冠の整正や台風等の強風の風圧低減などのために行うものであり、樹形の骨格作りを主目的とした冬期剪定等とは本質的に異なる剪定であるとされていることから、夏期剪定の時期を逸して実施することの有効性が認められない状況となっており、適切でない。

所は、ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託を適切に行われたい。

(東京港管理事務所)

(表19) 契約状況

(単位：円)

契約名	契約金額	契約期間	契約の相手方
東部地区ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託	8,715,000	平成25.5.31～平成26.3.14	O
南部地区ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託	10,174,500	平成25.5.31～平成26.3.14	P

(表20) 高木夏期剪定の不適切事例

(単位：本)

箇所	種別	数量	実施時期		
			着手時の工程表	完了届の工程表	
東部地区ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託					
1	若洲建材ふ頭	幹周 60cm未満	69	平成25年9月上旬	完了届：平成25年11月上旬～中旬 記録写真：平成25.11.12～16
		幹周 60～120cm未満	77		
		幹周120～180cm未満	6		
2	10号地ふ頭自動車上屋	幹周 60cm未満	5	平成25年9月中旬～下旬	完了届：平成25年11月下旬 記録写真：平成25.11.20～21
		幹周 60～120cm未満	11		
3	フェリーふ頭	幹周 60cm未満	259	平成25年9月下旬	完了届：平成25年11月下旬～平成26年1月上旬 記録写真：平成25.12.26
		幹周 60～120cm未満	197		
		幹周120～180cm未満	23		
4	辰巳ふ頭内賃雑貨上屋	幹周 60cm未満	3	平成25年9月下旬～10月上旬	完了届：平成25年12月下旬 記録写真：平成25.12.26
南部地区ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託					
5	大井ふ頭ポートランド	幹周 60cm未満	42	平成25年9月下旬～10月中旬	完了届：平成25年10月中旬 記録写真：平成26.1.7
		幹周 60～120cm未満	17		
		幹周120～180cm未満	5		
6	芝浦内賃上屋2号棟	幹周 60cm未満	12	平成25年7月下旬～8月中旬	完了届：平成25年11月下旬～12月上旬 記録写真：平成26.1.6
		幹周 60～120cm未満	12		
7	芝浦内賃上屋3号棟	幹周 60cm未満	53	平成25年7月下旬～8月中旬	完了届：平成25年11月下旬～12月上旬 記録写真：平成25.11.24
		幹周 60～120cm未満	18		
		幹周120～180cm未満	2		
8	品川内賃上屋	幹周 60cm未満	98	平成25年10月上旬～下旬	完了届：平成25年10月下旬～11月上旬 記録写真：平成25.11.21
		幹周120～180cm未満	7		

(表21) 「街路樹等維持標準仕様書」(建設局公園緑地部)による各種剪定の内容

剪定の種別	内容
夏期剪定	冬期剪定とは本質的に異なる剪定で、外観的な樹冠の整正、込み過ぎによる障害の防止、台風等の強風の風圧低減などのため、止むを得ず行うものであり、適切な道具と方法により、緑陰を保つように行うこと。
冬期剪定	落葉樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にした剪定で、樹種の特性等に応じた適切な剪定方法により行うこと。
初夏剪定	常緑樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にした剪定で、樹種の特性等に応じた適切な剪定方法により行うこと。
支障枝剪定	樹形の乱れを最小限にとどめる剪定を行うこと。必要以上に切断することは、一層の支障枝を生むだけでなく、美観も損なうので行ってはならない。

(6) 保守点検委託契約の履行確認を適正に行うべきもの

東京港管理事務所は、中防ばら物ふ頭（注1）に配備しているアンローダ（注2）2機及びベルトコンベヤ3基の保守点検を目的として、「平成25年度中防ばら物ふ頭アンローダほか保守点検委託（単価契約）」を締結している（推定総金額：1,518万8,775円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）。

この契約においては、臨時点検整備を行った場合の1人1時間当たり単価を表22のとおり作業時間帯ごとに定めており、委託経費の支払は、該当単価に作業時間数及び人員の実績値を乗じて行っている。

ところで、平成26年3月27日の臨時点検のうち、工種単価区分Bを適用する報告内容について見たところ、保守点検作業報告書では36時間（17時30分から22時までの4時間30分×8人）と記載されているのに対し、業務の指示及び完了届においては44時間（5時間30分×8人）となっていた。

しかしながら、所は、履行内容を確認しないまま検査を合格とし、44時間分の経費の支出を行っており、適正でない。この結果、表23のとおり、6万7,981円が過大に支出されている。

所は、保守点検委託契約の履行確認を適正に行われたい。

（東京港管理事務所）

（注1）ばら物ふ頭：ばら物（包装・梱包をせずにそのまま船に積込んで輸送する貨物）を扱うふ頭のこと。中防ばら物ふ頭では、石炭やケイ砂等を扱っている。

（注2）アンローダ：船から石炭等ばら物を陸揚げする荷役機械のこと。

（表22）臨時点検整備に係る工種単価

工種単価区分	A	B	C
作業時間帯	平日8:30-17:30	平日 5:00- 8:30 17:30-22:00 休日 5:00-22:00	平日・休日とも 22:00-5:00
単 価	7,092円	8,093円	9,791円

（表23）履行内容を確認しないことによる過大支出の内訳

	誤 (a)	正 (b)	差 (c=a-b)
時 間 (①)	5.5時間	4.5時間	1時間
人 員 (②)	8人		—
作業報告量 (③=①×②)	44時間	36時間	8時間
単価(工種単価区分B) (④)	8,093円		—
支出金額(税抜) (③×④)	356,092円	291,348円	64,744円
消 費 税			3,237円
合 計			67,981円

# 交 通 局

## 1 指摘事項

(重点監査事項)

(支出)

### (1) 適正な所属年度により支出すべきもの

建設工務部は、地下鉄駅舎等の維持管理の一環として、漏水等の修繕に緊急的に対応するために、東京都交通局地下鉄駅舎等の修繕業務委託契約（契約期間：平成25. 4. 1～平成26. 3. 31、契約金額：3億2,900万7,000円、契約相手方：東京交通サービス株式会社。以下「本件契約」という。）を締結している。

本件契約は、修繕工事並びにその実施に係る事務等を修繕業務として委託するものであり、部が指導・監督する工務事務所の職員が監督員に任命されている。

本件契約では、地下鉄駅舎等の修繕が必要となった場合に、工務事務所が受託者に対して発注書により個別の作業を指示し、受託者は作業が完了したときに工務事務所へ完了確認印簿及び工事記録写真帳等を提出することとなっている。

また、受託者は、1か月ごとに作業の実績を集計した執行実績報告書を、翌月に、工務事務所を通じて部へ履行完了届とともに提出している。

部は、受託者が月ごとに提出する履行完了届及び執行実績報告書等に基づき完了検査を行い、完了検査に合格した作業について、受託者からの請求に基づいて委託料を支払うこととなっている。

ところで、本件契約に係る履行状況について、完了確認印簿及び工事記録写真帳等で確認したところ、本件契約のうちに、工務事務所が平成24年度内に、発注し修繕が完了しているものが、表1のとおり、2件含まれていた。

工務事務所が、平成24年度に所属する作業を、平成25年度の作業として、発注書により指示し、完了確認印簿により確認したとしていることは適正でない。

また、部が、完了検査を合格させ、代金を異なる所属年度の予算から支出したことは、適正でない。

工務事務所は、発注書による指示及び完了確認印簿による確認を適正に行われたい。

部は、適正な所属年度により支出されたい。

(建設工務部)

(工務事務所)

(表1) 平成24年度の作業を平成25年度の作業として支出した作業

作業実施場所	処理内容	作業実施日	契約金額
馬喰横山駅	天井漏水修理	平成25年3月22日	89,540円
東新宿駅	天井漏水修理	平成25年3月25日	64,260円

(重点監査事項)

(2) 土木工事工種別単価請負工事について

局は、地下高速電車等の構築物の維持管理を行うために、馬込・志村・大島・木場保線管理所を設置している。また、建設工務部はこれら保線管理所業務の調整・指導・監督等を行っている。

部は、地下鉄各路線及び局用地内における土木構造物の補修並びに道路管理者の指示に基づく道路施設の補修について、緊急的に対応することを目的として、土木工事工種別単価請負工事契約（工期：平成25. 8. 1～平成26. 3. 31、推定総金額：3, 885万円、契約相手方：A。以下「本件契約」という。）を締結している。

本件契約では、土木構造物等の補修について緊急的に対応する必要があるときに、各保線管理所が受注者に対して発注書により工事を指示し、工事完了後、部が受注者の請求に基づき完了検査を行い、工種ごとに定められた単価を用いて工事の実績に応じた工事代金の支払いを行うものである。

当該契約の履行状況を見たところ、以下のとおり適正でない状況が見受けられた。

ア 交通誘導警備業務を適正に実施すべきもの

平成21年東京都公安委員会告示第169号（以下「告示」という。）では、東京都内の道路において交通誘導警備業務を行う場合に、「交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員」（以下「検定合格警備員」という。）を1人以上配置しなければならない道路の区間を定めている。

ところで、志村保線管理所及び馬込保線管理所が本件契約により発注した表2の工事について見たところ、告示に基づいて検定合格警備員を配置しなければならない道路の区間での工事であった。

しかしながら、各保線管理所は、受注者が適正な交通誘導員を配置しているか確認を行っておらず適正でない。

また、部は、各保線管理所から提出された契約関係書類からでは、適正な交通誘導員が配置されたことを確認できないにもかかわらず、工事完了検査を合格とし、工事代金を支出しており適正でない。

各保線管理所は、検定合格警備員の配置に係る確認を適正に行われたい。

部は、工事の履行確認及び工事代金の支出を適正に行われたい。

(建設工務部)

(志村保線管理所)

(馬込保線管理所)

(表2) 平成25年度に実施した検定合格警備員を配置すべき工事

(単位：円)

保線管理所	工事名	発注年月日	金額
志村	国道17号志村警察署前付近空洞調査試掘工事	平成25. 11. 25	2,486,803
	国道17号志村警察署前付近空洞調査本復旧工事	平成26. 1. 6	3,841,635
馬込	浅草線通風口他除草工事	平成25. 9. 27	629,157

イ 道路使用許可を適正に受けたことを確認した上で道路上での作業を実施すべきもの

馬込保線管理所は、本件契約により浅草線通風口他除草工事（発注日：平成25. 9. 27。以下「本件工事」という。）を発注している。

本件工事は、交通局用地内にある地下鉄の通風口周辺で刈り取った草を、道路上で待機する車両に積み込むものであり、道路において除草作業等を行う場合、危険防止の必要から、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項により、管轄する警察署長の許可を事前に受けておく必要がある。

ところで、所において、本件工事に係る許可の取得状況を見たところ、受注者は、工事実施日までに管轄する警察署長からの事前許可を受けていなかったことが認められた。

所は、受注者に対して、道路交通法を順守し、管轄する警察署長の許可を事前に受けたことを確認する必要があったにもかかわらず、必要な許可がないまま受注者に道路上での作業を実施させており適正でない。

所は、受注者が道路使用許可を適正に受けたことを確認した上で道路上での作業を実施されたい。

(馬込保線管理所)

(重点監査事項)

(その他)

(3) 防火管理体制を適正にすべきもの

都営地下鉄の各駅の助役は、消防法（昭和23年法律第186号）による防火管理者であり、防火管理に係る消防計画の作成及び消防用設備等の点検・整備等を行う責務がある。

さらに、地下駅舎においては、火災予防条例（昭和37年条例第65号）第50条の3により、防煙壁等の機能を有効に保持する責務がある。

消防法及び火災予防条例に基づく、各駅の消防用設備等に係る点検委託については、建設工務部が実施しており、部が点検結果を駅務管理所を通じて各駅の防火管理者へ報告している。また、点検結果により修繕が必要となった箇所については、部が、排煙設備以外のスプリンクラー設備等については修繕計画に基づき、また、排煙設備については、緊急度が高いと判断する箇所から原因調査を行い、順次修繕を実施している。

ところで、五反田・日比谷・巣鴨・上野御徒町各駅務管理所が所管する各駅において、消防用



設備等に不具合が発生している箇所について、修繕計画及び修繕までの暫定的な対応方針をそれぞれ確認したところ、各駅の防火管理者は、部からの報告がないために、消防用設備等に不具合が生じている箇所の修繕計画等を把握していなかった。

修繕計画等は、消防計画に基づく自衛消防活動にも影響があるため、各駅の防火管理者が、修繕計画等を把握していないことは、消防法の定める責務を十分に果たしているとは言えず、適正でない。

部及び各駅の防火管理者は、消防用設備等に不具合が発生している箇所について、修繕計画及び消防用設備を修繕するまでの暫定的な取扱方法の情報を共有し、防火管理体制を適正にされた。

(建設工務部)

(五反田駅務管理所)

(日比谷駅務管理所)

(巣鴨駅務管理所)

(上野御徒町駅務管理所)

#### (重点監査事項)

#### (4) 高所作業における転落防止策を適正に講じるべきもの

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第519条では、「高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない」と高所作業における転落防止策について定めている。

馬込車両検修場は、都営浅草線の車両を保守管理するために天井走行クレーンを設置しており、その点検を行うため、高さが2メートル以上ある場所に点検台を設置している。

ところで、点検作業の安全対策について見たところ、点検台の床には開口部分があるため、規則に基づいて高所作業における転落防止策を講じなければならないことが認められた。

しかしながら、場は、平成16年1月にクレーン点検台を設置した時点から監査日（平成26.4.21）現在まで、点検台の床等には、覆い等を設ける等の高所作業における転落防止策を講じていないものがあつた。本件については、毎年委託しているクレーンの構造等に関する点検の報告書において、平成22年度からは、転落防止のため点検台機上乗込み口チェーンの取付けを追加すること、平成25年度は、床に開口部分があることから転落・落下防止策を検討することを注意喚起されているにもかかわらず、長期にわたり転落防止策を講じていないのは、適正でない。

場は、高所作業における転落防止策を適正に講じられたい。

(馬込車両検修場)

(支出)

(5) 複数単価契約を適正に締結すべきもの

資産運用部は、交通局の本庁各部が締結する契約に係る事務手続きを所管している。

部は、駅舎照明設備の点検清掃を行うため、「駅舎（ホーム他）照明設備点検清掃委託（単価契約）」（推定総金額：1億505万6,096円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約相手方：東京交通サービス株式会社）及び「駅舎（駅出入口他）照明設備点検清掃委託（単価契約）」（推定総金額：4,851万456円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約相手方：B）に係る契約締結を行っている。

これらの契約は、106ある都営地下鉄駅舎の照明設備の点検清掃を行うものであるが、年度途中における緊急的な駅舎の工事等により数量が確定できないために、複数の項目ごとに単価と年間の予定数量を定めて照明設備の点検清掃を行う複数単価契約である。

複数単価契約において、最も重要な要素が「単価」であることから、部は、複数の項目について、それぞれの単価が予定価格以下であることを要件としており、契約手続きの際には、予定価格を上回った項目すべてについて、最低価格の見積額を提示した者と減価交渉を行い、予定価格以下の単価で契約することとしている。

これらの契約内容について見たところ、表3のとおり、複数の項目において契約単価が予定価格を上回っており適正でない。

これは、部が、契約手続きの際に、相手方との減価交渉を十分に行わないまま、契約を締結したことによるものである。

この結果として、合計16万1,659円（監査事務局試算）が過大に支出されている。

部は、複数単価契約を適正に締結されたい。

(資産運用部)

(表3) 複数単価契約の中で予定価格を超過した項目

(単位：円、件)

契約件名	作業項目	契約単価 (A)	予定価格 (B)	差引 (C=A-B)	発注件数 (D)	過大支出額 (C×D)
駅舎(ホーム他)照明設備点検清掃委託	掲示器点検清掃(夜間)	4,278	4,230	48	280	13,440
	掲示器点検清掃(高所・夜間)	3,160	3,142	18	95	1,710
	蛍光ランプ取替	413	412	1	1,196	1,196
駅舎(駅出入口他)照明設備点検清掃委託	一般照明器具点検清掃	378	347	31	1,937	60,047
	一般照明器具点検清掃	756	694	62	948	58,776
	誘導灯・非常灯・一般照明器具点検清掃	121	111	10	2,218	22,180
	掲示器点検清掃	476	438	38	31	1,178
	HID照明器具点検清掃	318	291	27	64	1,728
	HID照明器具点検清掃	152	140	12	3	36
	HID照明器具点検清掃(高所・夜間)	2,763	2,535	228	6	1,368
合計						161,659

(その他)

(6) 貯蔵品の管理を適正に行うべきもの

「東京都交通局会計事務規程」(昭和30年交通局規程第11号。以下「規程」という。)では、物品のうち、業務に必要ではあるが、使っていない状態で一時的に貯蔵するものについては、貯蔵品として取り扱うこととなっている。

また、工事の際に撤去した旧品をリサイクルして使うため、一時的に貯蔵したときには、貯蔵品を取得したものとして管理することとなっている。

また、規程では、貯蔵品出納員を置いて、貯蔵品に関する事務を執行させることとしており、貯蔵品出納員は、貯蔵品受払簿にその受入れ、払出し及び在庫高を記録し、定期的に貯蔵品受払簿に記録された在庫高と現品とを照合し、在庫高が正しく記帳されていることを確認しなければならないとされている。

ところで、志村保線管理所において、貯蔵品の在庫高の管理状況について見たところ、監査日(平成26.4.15)現在、所は、表4のとおり、「PCまくらぎ」(注)の在庫高を227本としていたが、現品(202本)が25本少なく、突合しなかった。

これは、以下が原因となっていることが認められた。

- ① 平成26年2月20日、「三田線軌道保守その他工事」のために払い出した本数が77本であったのに対して、貯蔵品受払簿には47本と30本過少に誤記したこと。
- ② 不用品(5本)をリサイクル使用するため、貯蔵品としたにもかかわらず、貯蔵品受払簿に記帳しなかったこと(日付不詳)。

所は、貯蔵品の管理を適正に行われたい。

(志村保線管理所)

(表4) 貯蔵品受払簿

(単位:本)

日付	在庫高(A)			現品(B)			差引(A-B)			摘要
	受	払	残	受	払	残	受	払	残	
平成26. 2. 20		47	227		77	197		△30	△30	①三田線軌道保守その他工事
(日付不詳)	0		227	5		202	5		△25	②不用品(5本)リサイクル
平成26. 4. 15			227			202	5	△30	△25	監査実施日

(注)「PCまくらぎ」:プレストレスト・コンクリート製のまくらぎ(現在、最も一般的に使用されているコンクリートまくらぎ)

## 水 道 局

### 1 指摘事項

(重点監査事項)

(その他)

#### (1) 浄水場の維持管理について

浄水部は、各浄水場において、中長期的な視点に立った計画的な維持管理を実施するため、「水道施設点検要領」（平成22年3月浄水部、以下「要領」という。）を定めている。

要領によると、浄水管理事務所及び浄水場は、場内施設の損傷等を早期に発見するため、「簡易点検」（以下「点検」という。）を行うこととしている。点検については、各浄水場で計画を策定し、年2回実施し、その結果を記録すること、また、問題のある箇所を把握した場合には、適切な対応を行うこととしている。

#### ア 要補修箇所への対応を速やかに行うべきもの

金町浄水管理事務所は、金町浄水場の平成25年度第2回の点検を平成25年12月に行っていた。この点検記録では、「凝集剤注入所地下1階壁面にひび割れ（長さ3m程度）」があることが記載され、その評価を「応急処置、補修及び詳細な調査など早急に対応が必要」としているにもかかわらず、所は、監査日（平成26. 1. 29）現在、対応を行っていない。

この状況に至る経緯を確認したところ、平成23年度第1回（9月）の点検では「計画的な補修が必要」、平成24年度第1回（6月）点検では「応急処置、補修及び詳細な調査など早急に対応が必要」とされ、状況が悪化しているにもかかわらず、所は、2年以上の期間において対応を行っておらず適切でない。

所は、点検により判明した要補修箇所への対応を速やかに行われたい。

(金町浄水管理事務所)

#### イ 点検を適切に行うべきもの

東村山浄水管理事務所は、東村山浄水場の平成25年度の年2回の点検について、第1回（5月）及び第2回（12月）を計画していたが、沈でん池ほか2か所については、第1回（5月）分を実施しておらず適切でない。

これらの箇所は、平成24年度第2回の点検で「継続的な観察が必要」とされていた。

所は、点検を適切に行われたい。

(東村山浄水管理事務所)

#### ウ 点検計画を策定し、点検を実施すべきもの

小作浄水場は、要領で年2回行うと定められた点検の計画を策定しておらず、点検を実施していないことは適切でない。

場は、点検計画を策定し、点検を実施されたい。

(小作浄水場)

エ 点検及びその後の対応を適切に行うよう指導すべきもの

各浄水場の点検状況について見ると、要補修箇所への対応が速やかに行われていない、点検が適切に行われていないなどの状況が確認された。

浄水部は、浄水管理事務所及び浄水場に対し、要領に従った点検及びその後の対応を適切に行うよう指導されたい。

(浄水部)

(支出)

(2) 多摩水道維持補修工事請負単価契約について

多摩水道改革推進本部調整部は、送水管等に関する維持補修及び小規模整備工事等を行うため、「多摩水道維持補修工事請負単価契約」（以下「単価契約」という。）を162社（以下「請負業者」という。）と締結している（契約金額：90億8,387万1,313円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）。

単価契約のうち口径400mm未満の送水管等（その附属施設を含む。）の補修工事等の施工監理を「平成25年度多摩地区水道施設管理業務委託契約」（以下「業務委託契約」という。）（契約金額：37億4,125万5,000円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）において、東京水道サービス株式会社（以下「受託者」という。）に特命により委託している。

また、部は、業務委託契約等の仕様書で、地域を所管する給水管理事務所（以下「事務所」という。）が毎月月末に履行確認のため進捗管理を行い、現場状況を把握して的確な指導・改善を行うことを定めている。

受託者に行わせている監理業務の内容は以下のとおりとなっている。

- a 受託者は、部が作成した業者一覧の中から、単価契約の工事（以下「単価契約工事」という。）を担当する請負業者を選定し、工事着手日や工事内容が記載されている「工事着手日指定書」を工事系システム（工事関連業務に係る事務処理システム）を用いて作成し事務所に提出し、事務所の決定を受けた後、請負業者へ交付して作業内容を説明する。
- b 受託者は、補修等に使用する材料検査を実施する。
- c 受託者は、工事系システムに進捗状況等を随時入力して進行管理を行い、請負業者が単価契約工事の完成後速やかに受託者に関係書類を提出するよう指導する。
- d 受託者は、単価契約工事が完成した場合は、事務所に報告し、事務所の検査員による検査を依頼する。
- e 受託者は、請負業者が作成した請負費の請求に係る関係書類を確認し、事務所に提出する。

ア 単価契約工事に係る進捗状況の管理等を適切に行うべきもの

立川給水管理事務所で工事系システムから出力される単価契約工事の受付処理経過簿を見たところ、表1のとおり、完了日、検査日の入力が行われていないもの、工期の延伸手続が行われていないもの、廃番処理が行われていないものなどの適切でない事例が認められた。

これらは、

- ① 部が作成している業務委託契約の仕様書において、受託者から事務所に提出を求めている単価契約工事の進捗に係る報告資料の内容が、請負業者ごとにまとめられた発注件数と金額等となっており個々の単価契約工事の進捗状況が把握できるものとなっていないこと
- ② 仕様書において、受託者が事務所に提出することとされている工事完了日から工事清算終了までの間に行った請負業者への指示の記録については、部が様式を示していないことなどから提出がされておらず、また、事務所が提出するよう指示していないこと
- ③ 事務所が、受託者に対して現場状況を聴取するなどの進捗管理を十分に行っていないことによるものである。

部は、事務所が単価契約工事の進捗状況の管理を適切に行えるよう、業務委託契約に係る提出書類を見直されたい。

事務所は、業務委託契約の履行について受託者を指導するとともに、単価契約工事に係る進捗状況の管理を適切に行われたい。

(多摩水道改革推進本部調整部)

(立川給水管理事務所)

(表1) 受付処理経過簿の入力状況が不適切な事例

指示番号	工事内容	予定工期	備考
7012E	中学校給水管の耐震化工事	平成25. 4. 1～平成25. 4. 26	廃番手続未処理
0007G	水質制水弁室・空気弁室高低調整	平成25. 4. 4～平成25. 8. 28	検査終了未入力
7013G	私道内給水管整理工事	平成25. 4. 22～平成25. 7. 18	〃
7021G	私道内給水管整理工事	平成25. 5. 13～平成25. 11. 14	〃
0023G	配水小管新設工事	平成25. 5. 15～平成25. 7. 25	延伸手続未処理
7022G	配水小管新設工に伴う給水管取替工事	平成25. 5. 15～平成25. 7. 25	〃
0045E	立川市道外東39号線配水小管新設工事	平成25. 5. 20～平成25. 11. 26	〃
7034E	立川市道外東40号線配水小管新設に伴う給水管取替工事	平成25. 5. 20～平成25. 11. 26	検査終了未入力
0046E	立川市道東151号線配水小管新設工事	平成25. 5. 20～平成25. 11. 26	延伸手続未処理
7035E	立川市道東151号線配水小管新設に伴う給水管取替工事	平成25. 5. 20～平成25. 11. 26	検査終了未入力
7069G	小管新設に伴う給水管取替工事	平成25. 5. 20～平成25. 12. 6	〃
0031G	配水小管移設工事	平成25. 5. 27～平成25. 8. 22	〃
0032G	配水小管移設工に伴う配水小管撤去工事	平成25. 5. 27～平成25. 8. 22	〃
0048E	市道内配水小管新設工事	平成25. 5. 27～平成25. 10. 29	〃
7037E	配水小管新設工に伴う給水管取替工事	平成25. 5. 27～平成25. 10. 29	〃
0035G	配水小管新設工事	平成25. 5. 29～平成25. 9. 25	〃
0036G	配水小管新設工事	平成25. 6. 3～平成25. 8. 8	廃番手続未処理
7030G	私道内給水管整理工事	平成25. 6. 4～平成25. 9. 30	検査終了未入力
8070E	サドル分水栓の腐食に伴う補修	平成25. 6. 7～平成25. 7. 17	廃番手続未処理
8202G	給水管漏水修理に伴う舗装本復旧	平成25. 6. 18～平成25. 8. 22	検査終了未入力
7036G	直結切替増径工事	平成25. 6. 21～平成25. 9. 17	〃
8227G	給水管漏水修理に伴う舗装本復旧	平成25. 6. 26～平成25. 8. 13	廃番手続未処理

イ 単価契約工事に係る完了検査を適正に行うとともに、受託者の指導を適切に行うべきもの  
各給水管理事務所において、受託者が監理業務を行っている単価契約工事について見たところ、以下のような状況が認められた。

(ア) 立川給水管理事務所は、配水小管取替え工事後の基準点（測定の基準とするために設置された標識）の復元とそれに伴う測量をAに行わせている（契約金額：125万3,256円、指示日：平成25.4.1、工期：平成25.4.1～平成25.6.28）が、成果品として提出された4枚の測量図のうち、2枚で、測量月日が平成25年2月5日、作図月日が平成25年2月11日となっていた。

これは、事務所が、平成24年度に着手指示して施工させたものの、完了できなかった案件を平成25年度分として完了検査を行ったものであり適正でない。このことは、事務所の処理及び受託者の施工監理が適切でないことによるものである。

(イ) 多摩給水管理事務所は、新大橋の添架管の塗装をBに行わせている（契約金額：45万1,952円、指示日：平成25.4.25、工期：平成25.5.1～平成25.6.14）。

ところで、その施工状況を見たところ、①使用した塗料について、規格証明書が提出されておらず、土木材料仕様書に規定された品質であるか材料検査が行われていない、②塗装について、工事出来形管理基準に規定されている塗装膜厚測定記録が提出されておらず、基準を満たしているか確認していないなど事務所の完了検査が適正でない。また、受託者の施工監理も適切でない。

各事務所は、単価契約工事に係る完了検査を適正に行うとともに、受託者の指導を適切に行われたい。

(立川給水管理事務所)

(多摩給水管理事務所)

(3) 給水装置工事事務の進行管理の確認等を適切に行うべきもの

給水部は、「平成25年度給水装置業務委託契約」（契約金額：19億6,114万8,000円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を東京水道サービス株式会社（以下「受託者」という。）と特命随意契約により締結している。これにより、受託者に、給水装置工事事務（新設及び改造並びに撤去工事等に伴うしゅん工届の提出、完了検査、監督事務費の徴収・清算等の事務）及びその付随業務を包括的に行わせている。

仕様書において、給水装置工事事務については、「給水課事務取扱手続」（平成22年4月給水部、以下「取扱手続」という。）に基づき行うこととしている。取扱手続において、受託者は、給水装置工事事務の進行状況の把握を工事系システム（工事関連業務に係る事務処理システム）の各種整理簿（「給水管取り出し工事等請負整理簿」（注1）、「給水管取付・撤去工事整理簿」（注2）等）により行うこととし、受託者は、進行状況を正確かつ速やかに各種整理簿に入力し、給水装置工事事務が円滑、適正に行われるよう管理する必要があるとされている。

また、取扱手続において、支所は、受託者が行う給水装置工事事務について、工事系システムにより進行管理が適切に行われているかを適宜確認することとされている。

ところで、西部支所における給水装置工事事務の進行管理の確認・指導状況について見たところ、支所は、

- ① 「給水管取り出し工事等請負整理簿」（平成25年度）において、進行状況を記載する全ての項目が未記載（未入力）である工事（整理番号1508）について、その状況を確認していない。当該工事は、平成25年4月11日に完了しているにもかかわらず、速やかに行うべき清算事務等の事務処理が、監査日（平成26. 1. 21）現在、行われていない状況であったが、これを把握していない
- ② 「給水管取付・撤去工事整理簿」（平成24年度）において、清算事務・しゅん工届提出が未了のものについて、表2のとおり、状況を確認していない
- ③ 「給水管取付・撤去工事整理簿」（平成25年度）において、表3のとおり、清算等事務が、速やかに行われていないにもかかわらず、受託者の指導を行っていない

など、円滑・適正に事務処理が行われ、かつ、その進行管理がなされているかの確認・指導を十分に行っておらず、事務の遅滞や処理漏れを防止・改善できない状況となっており、適切でない。

支所は、業務委託契約の履行について受託者を指導するとともに、給水装置工事事務の進行管理の確認を適切に行われたい。

（西部支所）

（注1）「給水管整備及び取り出し工事請負単価契約」における受託工事や、切り離し工事等の局維持工事の進行状況の把握に使用する。

（注2）指定事業者が施工する給水装置の新設、改造及び撤去工事の進行状況の把握に使用する。

（表2）給水管取付・撤去工事整理簿（平成24年度）の不適切事例

整理番号	整理簿の状況	監査日における確認結果
41	清算日及びしゅん工届提出日が未入力	清算事務等が未了となっている理由など、その状況を把握していない。
42	〃	
106	道路管理区分、舗装種別、復旧方法、復旧内容、清算日及びしゅん工届提出日が未入力	
213	清算日及びしゅん工届提出日が未入力	
214	〃	
289	〃	
311	〃	
333	〃	
142	〃	受託者は、平成24年7月6日に清算及びしゅん工届提出を完了していたが、整理簿に未入力であった。支所は、その状況を確認していなかった。
473	検査完了日、清算日、しゅん工届提出日が未入力	平成25年10月に工事が取消となっていたが、受託者は未入力であった。支所は、その状況を確認していなかった。



(表3) 給水管取付・撤去工事整理簿(平成25年度)の不適切事例

整理番号	清算が可能となった日	清算年月日
172	平成25.7.11	平成25.12.6
205	平成25.6.1	平成25.8.2
223	平成25.7.4	平成25.12.6
347	平成25.7.25	平成25.9.6
348	平成25.7.25	平成25.9.6

(4) 還付未済金の管理を適切に行うべきもの

営業所は、過誤納や更正による水道・下水道料金等の還付金について、「東京都水道局営業事務取扱手続」(平成25年4月サービス推進部、以下「事務取扱手続」という。)に基づき、処理している。

事務取扱手続では、還付金の発生等に伴いシステムから現金還付対象リストが配信(出力)された場合は、還付金が長期にわたり還付未済とならないよう、適切な処理を行うとしており、①還付原因に基づき、債主と調整の上、還付方法を決定する、②債主と連絡がとれず、還付できない場合は、その経過を記録し、保管することなどの事務処理を定めている。

また、サービス推進部では、営業所の徴収関係業務における事務処理上の問題点を把握し、解決促進、改善等事務の適正化を目的に、還付金の支出及び処理等を重点指導項目として位置付け、毎年度、全営業所に対して訪問指導を実施している。

ところで、営業所における還付未済金の管理について見たところ、現金還付対象リストに係わる処理について、杉並営業所及び新宿営業所は、表4の事例について、債主へ連絡をとるべきところ、連絡先(電話番号)が判明しているにもかかわらず、債主に連絡をとらないまま還付できない事案として処理しているなど、事務取扱手続に基づく処理を行っておらず、適切でない。

また、部の平成25年度の訪問指導結果について見たところ、現金還付対象リストに係わる処理について、①処理が遅滞していないか、②処理内容が十分に記載されているか、③還付方法は適正か、④過去発生分について適正に処理されているかについて訪問指導を行っているが、部は、両所の訪問指導結果を「適切に処理されている」としており、問題状況の発見・是正に至っておらず、訪問指導の目的が十分に果たされていない。

両所は、還付未済金の管理を適切に行われたい。

部は、還付未済金の管理に係る指導を適切に行われたい。

(サービス推進部)

(杉並営業所)

(新宿営業所)

(表4) 事務取扱手続に基づく処理を行っていない不適切な事例

(単位：円)

営業所名	項番	還付発生日	水道還付金	下水還付金	合計
杉並営業所	現金還付対象集計リスト (料金) 平成25年11月出力分				
	60	平成24. 7. 2	1,120	882	2,002
	61	平成24. 7. 2	2,466	1,522	3,988
	62	平成24. 7.10	1,657	1,176	2,833
	63	平成24. 7.10	1,827	882	2,709
	64	平成24. 7.10	404	294	698
	65	平成24. 7.10	3,066	1,176	4,242
	66	平成24. 7.30	624	294	918
	67	平成24. 8. 6	1,787	1,176	2,963
	69	平成24. 8.27	2,334	1,176	3,510
	70	平成24. 9.24	1,105	588	1,693
	71	平成24. 9.24	2,457	1,176	3,633
	72	平成24. 9.24	1,924	1,176	3,100
	74	平成24.11.26	2,688	1,638	4,326
	75	平成24.11.27	3,441	1,470	4,911
	76	平成25. 2. 4	716	588	1,304
77	平成25. 2.12	639	588	1,227	
78	平成25. 3. 4	339	294	633	
新宿営業所	現金還付対象集計リスト (料金) 平成25年12月出力分				
	221	平成24. 7.17	2,457	1,176	3,633
	222	平成24. 7.30	136	294	430
	223	平成24. 8.13	2,572	1,176	3,748
	224	平成24. 9.18	501	294	795
	225	平成24. 9.18	143	294	437
	226	平成25. 3. 8	2,457	1,176	3,633
	227	平成25. 7. 1	2,503	1,176	3,679
	230	平成25.12. 4	2,022	0	2,022
	231	平成25.12. 9	2,549	1,176	3,725

## (5) 契約変更における契約変更金額の算出を適切に行うべきもの

水質センターでは、給水所など10か所にトリハロメタン計を設置し、水中に含まれるトリハロメタン濃度を自動計測している。これらの計器の保守点検等について、計器製造メーカーであるCと特命随意契約（契約金額：724万5,000円、契約期間：平成25. 4. 16～平成25. 10. 31）を締結し実施している。

ところで、センターでは、最終の10月分点検結果に基づき、契約期間を延長して動作確認を行うことが必要であると判断したため、仕様書を変更し、契約変更（変更後契約金額：803万8,800円、変更後契約期間：平成25. 4. 16～平成25. 11. 29）を行った。

しかしながら、この契約変更手続について見たところ、本来、変更後設計金額に契約落札率を乗じて契約変更金額を算出すべきであるにもかかわらず、これを行わず変更後設計金額のまま契約変更をしており、適切でない。

このため、契約落札率を乗じた場合と比較して、契約変更金額が25万余円過大となっており、同額が不経済支出となっている。

センターは、契約変更における契約変更金額の算出を適切に行われたい。

(水質センター)

#### (6) 研修補佐業務委託を適切に行うべきもの

研修・開発センターは、研修の円滑な運営を確保するため、研修の補佐業務及び研修施設の維持管理に係る業務について、「平成25年度研修・開発センター研修補佐業務委託契約」（契約金額：3,906万円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を、東京水道サービス株式会社（以下「受託者」という。）と特命随意契約により締結している。

ところで、当該契約について見たところ、仕様書においてそれぞれ定めがあるにもかかわらず、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 研修施設維持管理業務について、浄水処理実習プラントは、月例点検（記録保持）を行い、年間2回水抜き及び各槽内部の清掃・点検作業を実施することとされている。

しかしながら、「機器点検表」により確認したところ、表5のとおり、月例点検を行っていない機器があった。また、年2回の水抜き及び各槽内部の清掃・点検作業については、清掃は行っているものの、点検の実施報告及び点検記録がなく、点検の実施が確認できない。この結果、5万4,658円の不経済支出となっている。

イ 支給された資機材等について、受託者は、台帳を作成し、適切な管理を行うこととされている。

しかしながら、センターは、受託者における資機材等の管理について確認しておらず、管理状況を把握していないことが認められた。このため、台帳作成及び管理状況について確認したところ、台帳は作成されていたものの、表6のとおり、監査日（平成26.2.5）現在、在庫が確認できないものが見受けられるなど、適切に管理されていない。

ウ 受託者は、センターと委託業務に関する調整を行い業務全般を総括するため、センターに、総括業務責任者を常駐させることとされている。また、総括業務責任者が不在の時には、副総括業務責任者が代行するものとされている。

しかしながら、この常駐の状況について確認したところ、センターは、総括業務責任者が不在の日があったとしているにもかかわらず、代行の状況について確認していない。また、業務日誌の内容及び報告状況などを見ても、常駐の態勢がとられているか確認できない状況となっている。

エ 業務従事者の職務能力（能力レベル）について、総括業務責任者は、研修補佐業務等を適正かつ円滑に行うための水道技術や局が行う事業に関する知識及び水道業務の実務経験を有する者で、Dが主催する研修及び講習会等における講師の経験を有する者としている。

しかしながら、総括責任者の職務能力（能力レベル）について、契約時に提出された経歴書

等を確認したところ、Dが主催する研修及び講習会等における講師の経験を有しないことが認められた。

センターは、研修補佐業務委託を適切に行われたい。

(研修・開発センター)

(表5) 月例点検の状況(事例)

(監査日(平成26.2.5)現在)

平成25年度の点検状況	機 器 名	
月例点検を行っていない機器	活性炭注入ポンプNo.1	
	活性炭注入ポンプNo.2	
	後PACポンプNo.3	
	後PACポンプNo.4	
	硫酸ポンプNo.3	
	中次亜注入ポンプNo.1	
	原水調整アンモニア注入ポンプNo.1	
	アルカリ注入ポンプNo.4	
1回又は2回しか月例点検を行っていない機器	原水調整アルカリ注入ポンプNo.1	(10月)
	原水調整硫酸注入ポンプNo.2	(10月)
	活性炭貯槽攪拌機	(12月)
	アルカリ注入ポンプNo.3	(10月・11月)
	硫酸ポンプNo.4	(10月・11月)
	原水調整アルカリ注入ポンプNo.2	(10月・11月)
	原水調整硫酸注入ポンプNo.1	(10月・11月)

(注) ()内は、点検を行った月である。

(表6) 実地監査において確認できなかった資機材等(事例)

品名	規格等	数量	受託者の最終確認年月日
模擬配管製作材料キット		5	平成23.7.19
シャコ万力	100(バーコ型)	4	平成23.7.19
切削研磨砥石	1箱10枚入り	15	平成23.7.19
オフセット型研削砥石		25	平成23.7.19
VCT(ケーブル)	3C×2mm 耐油 丸 黒	40	平成23.7.25
IV線	1.6mm 赤色	60	平成23.7.25
VVF(ケーブル)	2C×2.0mm 平 灰色	100	平成23.7.25
マイクコード	2C×0.3mm 100m 灰色	100	平成23.7.25
ジョイントボックス		9	平成22.8.16
CD管用カップリング	ワンタッチ式CDC-16Y	10	平成23.7.26

## 下水道局

### 1 指摘事項

(重点監査事項)

(支出)

#### (1) 管きょ維持補修工事について

局は、区部に7下水道事務所、23出張所(各区に1か所)を設置しており、下水道事務所は出張所業務の調整・指導・監督等を行い、出張所において下水道管路施設の維持管理業務を行っている。

施設管理部は、区部の管路施設において、緊急又は迅速に補修が必要となった場合に維持補修工事を行うため、「管きょ維持補修工事」契約(契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31、契約金額:27億5,369万2,200円、以下「本契約」という。)をA組合(以下「組合」という。)と締結している。

この契約は、維持補修に必要な工種ごとに単価を定め、管路施設を緊急又は迅速に維持補修する必要が生じたときに、各下水道事務所が組合に対して施行通知書によって施行を指示(以下、指示ごとの工事を「指示工事」という。)するものである。施行通知書を受けた組合は、速やかに組合員の中から施工会社を選任して工事を行い、工事完了後、各下水道事務所は、報告書及び工事記録写真等によって、完了検査を行うとともに、各工種の数量を確定して工事代金を支払うこととなっている。

この契約の施行状況を西部第一下水道事務所において見たところ、以下のとおり適正でない状況が見受けられた。

#### ア 適正な所属年度により工事代金を支払うべきもの

新宿出張所管内の指示工事第6号(金額:14万4,824円)の工事記録写真を見たところ、当該工事は平成25年2月25日(平成24年度)に行われているものであった。

しかしながら、所は、本来平成24年度の指示工事として処理するべきところを見落とし、平成25年度の指示工事として、施行を指示し代金を支払っており適正でない。

所は、適正な所属年度により工事代金を支払われたい。

(西部第一下水道事務所)

#### イ 工事請負契約を適正に締結すべきもの

新宿出張所管内の指示工事第60号(金額:49万6,588円)は、取付管の補修工事を行った新宿出張所管内の指示工事第15号(金額:63万7,854円)に伴う路面復旧工事を施行したものである。

この路面復旧工事を行うに当たって、所は、路面仕様の同一性確保等の理由から組合に所属していない特定の業者に再発注することを前提としつつ組合へ施行指示を行った。

所は、当該業者が組合に所属していないことから、当該業者と直接契約を締結すべきであるにもかかわらず、本契約により、組合へ施行を指示したことは適正でない。

所は、工事請負契約を適正に締結されたい。

(西部第一下水道事務所)

(重点監査事項)

(2) 業務実施状況に係るデータ入力の確認を適切に行うべきもの

施設管理部は、業務履歴検索システム（以下「システム」という。）により、管路破損に係る維持補修工事や故障処理作業における業務実施状況の情報などをデータベース化している。

このシステムは、下水道事務所が、各出張所の業務実施状況を確認・把握できるようにすることを目的としており、そのため、部は、出張所職員が行う巡視・点検や故障処理作業等の実施状況をシステムへデータ入力することを各出張所に求めている。

ところで、中部下水道事務所において、システムから出力された「故障処理及び直営作業台帳」を見たところ、作業完了となっている事例において、表1のとおり、記載内容が不十分であるため、出張所が行った処理内容が不明で、所がシステムによる出張所の業務実施状況の確認・把握を十分に行えない状況が認められた。

所は、業務実施状況について、各出張所に対しデータ入力を適切に行わせるとともに、出張所によるデータ入力の確認を適切に行われたい。

(中部下水道事務所)

(表1) システムで処理内容が確認できていない事例

所名	受付番号	受付年月日	受付内容	適切でない点
港出張所	9	平成25.4.3	改築を行うにあたり、台帳で確認はしたが現地調査も依頼された。	現地調査の結果について記載がない。
	14	平成25.4.3	私道内の排水設備を当該道路に面する敷地の住民が無断で使用していることに関する苦情。	備考欄に「平成23年度No.397-529関連」の記載があるのみで、具体的な処理内容の記載がない。
千代田出張所	1-1	平成25.4.8	空洞調査をしたら、下水本管の周りに空洞があり立会の依頼があった。	備考欄に「道路用雨水ますの取付管が破損して空洞になっていた。」と記載されているが、その後の処理内容の記載がない。
	1-2	平成25.4.15	臭気 現場点検中に発見し、待機班外で調査依頼した。	調査依頼の結果について記載がない。
	1-5	平成25.4.3	柵に蝶ばえが大量発生しており、害虫駆除を待機班外で依頼した。	害虫駆除の実施状況・結果についての記載がない。
	18	平成25.4.30	千代田区役所より落ち込み箇所を区土木事務所で掘削した結果空洞を確認した。	備考欄に「当局の取付管に破損があったため、維持補修で対応する予定。」と記載されているが、その後の処理内容の記載がない。
	19	平成25.5.2	人孔周り段差2か所解消 故障処理千代田11号	処理内容の記載がない。

(重点監査事項)

(3) 流域下水道幹線保安作業に係る指示を適正に行うべきもの

局は、流域下水道本部を設置し、多摩地域において、関連市町村が設置・管理している公共下水道からの下水を広域的に収集・処理するため、流域下水道幹線施設の維持管理等の流域下水道事業を行っている。

流域下水道本部技術部は、「流域下水道幹線保安作業」契約（契約金額：3,892万5,668円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を、A組合（以下「組合」という。）と締結している。

この契約は、流域下水道幹線施設等の維持管理に必要な巡視・点検等の作業を行うもので、作業の種類ごとに単価を定めており、部が、流域下水道幹線施設等の維持管理の作業が必要となったときに、作業内容を「指示書」により組合へ指示し、組合は、作業が終了した後、速やかに作業報告書及び作業記録写真等を部へ提出するものとされている。

この契約について見たところ、以下の状況が認められた。

ア 部は、平成25年5月17日付の指示書10号において255か所の空気弁筐清掃点検作業（注1）を、同年6月17日付の指示書11号において167か所の幹線人孔上部点検調査作業（注2）を指示している。

これらの指示に係る各作業報告書を見たところ、表2のとおり、各点検箇所が11か所重複していることが認められた。これについて、部は、指示書11号において、指示書10号の作業の際に臭気が認められた箇所を再確認するよう指示したものとしている。

しかしながら、指示書11号には臭気の再確認の指示が記載されておらず、また指示書10号及び11号の各作業報告書にも臭気に関する報告がないなど、部が臭気について再確認の指示を行ったことを書類により確認できない。

イ 部は、平成25年8月22日付の指示書17号において、人孔内コンクリート腐食調査等を行う幹線人孔内調査作業を12か所について指示しているが、表3のとおり、指示書と作業報告書の調査箇所に1か所相違があることが認められた。これについて、部は、口頭で調査箇所の修正指示を行ったとしているが、指示書の修正をしておらず、部が修正指示を行ったことを書類により確認できない。

このように、部は、組合に対する指示書において作業内容を明示していないため、契約が適切に履行されているか確認できない状況にあることは、適正でない。

部は、流域下水道幹線保安作業に係る指示を適正に行われたい。

(流域下水道本部技術部)

(注1) 人孔（マンホール）の空気弁等の清掃点検作業で、人孔上部点検調査作業を含む。

(注2) 人孔上部の異常の有無についての点検調査

(表2) 幹線人孔上部点検調査作業の重複箇所

重複箇所		点検調査日	
幹線名	人孔番号	指示書10号	指示書11号
北多摩一号東幹線	13-1	平成25.6.5	平成25.7.4
	13-2	平成25.6.5	平成25.7.4
	16-2	平成25.6.5	平成25.7.4
	18	平成25.6.5	平成25.7.3
	19	平成25.6.6	平成25.7.3
北多摩一号西幹線	50-1	平成25.6.6	平成25.7.4
	52-1	平成25.6.6	平成25.7.4
国分寺幹線	4-1	平成25.6.5	平成25.7.1
出水川雨水幹線	1-2	平成25.6.10	平成25.7.2
	2-2	平成25.6.10	平成25.7.2
	3-2	平成25.6.10	平成25.7.2
(11か所)			

(表3) 幹線人孔内調査作業における指示書と報告書の調査箇所の相違

指示書		報告書	
幹線名	人孔番号	幹線名	人孔番号
多摩川上流幹線	174	多摩川上流幹線	175

## (重点監査事項)

## (4) 公共ます設置の承認工事に係る事務手続を適切に行うべきもの

下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が公共下水道施設に関する工事等を行う場合、その施工者は公共下水道管理者である下水道局長の承認を得て行うこと（以下「承認工事」という。）となっている。

承認工事については「承認工事及び承認維持事務要綱」（平成7年4月1日付6下施管第465号）及び「工事しゅん工に伴う施設引継の事務処理要綱」（平成11年4月1日付東京都下水道局）に手続が定められており、施工者は承認工事の申請を行うこと、各下水道事務所長は申請のあった工事を承認し、施工後に申請者から施設を引き継がなければならないとされている。

また、公共下水道施設のうち、下水を公共下水道へ排出するために必要な公共ますの設置については、「公共ます設置事務処理要綱」（平成2年2月28日付元下施管第478号）に手続が定められている。

ところで、東部第二下水道事務所の公共ます設置の承認工事に係る申請から引継までの手続について見たところ、以下のとおり、監査日（平成26.1.31）現在、適切でない状況が見受けられた。

ア 承認工事第12602号（葛飾）のます工事について見たところ、以下の状況となっていた。

(ア) 申請者が提出した承認工事申請書に、提出年月日及び工事期間の記載がない。

(イ) 申請者が提出した引継書に、引継年月日及び工事完了日の立会年月日の記載がなく、引継立会者名及び押印もない。また、工事記録写真に、撮影年月日が記載されていない。



(ウ) 固定資産台帳へ設置数の登録がなされていない。

(エ) 下水道台帳へ公共ますの位置と種類の登録がなされていない。

イ 上記承認工事（第12602号（葛飾））以外の工事について確認したところ、表4のとおり、平成23年度分から監査日現在までに行われた承認工事による公共ますの設置数及び撤去数が固定資産台帳に登録されていない。

ウ 上記承認工事（第12602号（葛飾））以外の工事記録写真について確認したところ、表5の工事に係る工事記録写真には、撮影年月日が記載されていない。

所は、公共ます設置の承認工事に係る事務手続を適切に行われたい。

（東部第二下水道事務所）

（表4）固定資産台帳に登録されていないますの一覧

引継件数		平成23年度	平成24年度	平成25年度（注）
		101件	168件	49件
引継 内容	ます（設置数）	217個	398個	77個
	ます（撤去数）	80個	69個	53個

（注）平成25年度は監査日現在の件数である。

（表5）適切でない工事記録写真の事例

承認工事番号	適切でない点
足立H25-1722号、江戸川13603号、同13604号、同13606号、同13618号、同13623号、同13635号、同13644号、同13651号、同13661号の計10件	工事記録写真に撮影年月日がない

（重点監査事項）

（5）工事変更に係る事務手続を適正に行うべきもの

南部下水道事務所は、表6のとおり、管内の下水道施設の維持補修等を目的とした契約について、工事内容の変更に伴う契約変更を行っている。

ところで、工事請負契約締結後に工事内容・工期などを変更する場合は、東京都下水道局工事施行規程（昭和46年12月23日付下水道局管理規程第35号）及び建設部の作成した「工事変更マニュアル」により、工事変更の手続が定められている。

「工事変更マニュアル」では、所内で工事変更の必要性が認められた場合には、受注者へ変更内容等について書面で通知すること、また、工事変更内容を反映した契約変更の手続以前に、受注者が変更対象の工事に着工する場合には、受注者は書面にて申請を行い、所は承諾書を交付することが定められている。

しかしながら、表6の工事について見たところ、以下のとおり、「工事変更マニュアル」に定められた工事変更に係る事務手続が行われていないことが認められた。

ア 所は、受注者に対して、書面による変更内容等の通知を行わずに、工法や施工時間などの工事変更を行っている。

イ 契約変更手続以前の工事について、受注者からの申請及び所の承諾が書面により行われてい

ないにもかかわらず、受注者が変更対象の工事に着工している。

所は、工事変更に係る事務手続を適正に行われたい。

(南部下水道事務所)

(表6) 契約の状況

(単位：円)

契約件名	契約日 (工期)	契約金額 (当初)	指摘に係る 工事変更の内容	変更対象工事 の施工日	契約変更日
大田区仲六郷一丁目付近外管渠補修工事	平成25. 6. 6 (平成25. 7. 10 ～ 平成25. 11. 5)	41, 963, 250	取付管補修工 3 か所 (変更前) 開削工法 (変更後) 内面被覆工法	平成25. 8. 6 及び 平成25. 8. 8	平成25. 10. 11
南部下水道事務所管内伏越人孔特殊清掃工その2	平成25. 8. 22 (平成25. 9. 27 ～ 平成25. 12. 24)	25, 200, 000	伏越人孔清掃工 4 か所 (変更前) 深夜間施工 (変更後) 昼間施工	平成25. 12. 1 及び 平成25. 12. 16	平成25. 12. 17

教 育 庁

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳入)

(1) 教職員の給与の過払い等について効果的な債権回収を行うよう指導を徹底すべきもの

人事部は、教職員の給与の過払い等について、「学校職員給与返納事務処理手順（平成22年2月）」（以下「手順」という。）に則り、各学校が債権管理事務を行っていることから、各学校から提出される「過払い給与等債権管理台帳」などを基に、適切な債権管理を行うよう指導を行っている。

手順によると、各学校では、催告等を適切に行い、回収の可能性を速やかに判断するなどして、効果的な債権回収を行うこととしている。

ところで、各学校から提出された「過払い給与等債権管理台帳」を基に、人事部における指導状況について見たところ、次のとおり（詳細は表1のとおり）、適切でない事例が認められた。

ア 稔ヶ丘高等学校が、債務者Aの事案について、1年以上債権回収の取組を行っていない。

イ 足立高等学校が、債務者Bの事案について、Bと連絡が取れなかったが、必要な所在調査を行わないまま、2年以上が経過している。

ウ 杉並区立富士見丘中学校が、債務者Cの事案について、1年以上債権回収の取組を行っていない。

部は、各学校に対し、滞納している債権を速やかに回収するため、催告等を効果的に行うよう指導を徹底していく必要がある。

部は、各学校に対して、効果的な債権回収を行うよう指導を徹底されたい。

(人事部)

(表1) 債権管理が適正でない事例

債務者	学校名	収入未済額	発生年度	事 項
A	稔ヶ丘高等学校	161,900円	平成17年度	一部返納：平成22年（時効中断） 催告書送付日：平成24年12月3日 文書や電話による催告： 学校は、催告書送付日から、監査日（平成26.6.2）まで、1年以上債権回収の取組を行っていない。
B	足立高等学校	24,860円	平成22年度	催告書送付日：平成24年4月5日 文書や電話による催告： 学校は、監査日（平成26.6.2）まで、文書を郵送しても返却され連絡が取れなかったが、必要な所在調査を行っていない。 その結果、催告書送付日から、2年以上債権回収の取組が行われなかった。
C	杉並区立富士見丘中学校	209,678円	平成23年度 ・ 平成24年度	催告書送付日：平成25年1月29日 文書や電話による催告： 催告書送付日から、監査日（平成26.6.2）まで、1年以上債権回収の取組を行っていない。

(歳出)

(2) 建物の外壁に係る定期的な診断について

教育庁は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、校舎等の建物の外壁の安全性について、定期的な診断を行っている。

診断を受託した専門業者は、調査の結果、建物の外壁に劣化や損傷があった場合、その危険度を、表2のとおり、一般財団法人日本建築防災協会が定めた区分に基づき報告している。

ところで、以下のとおり、適切でない事項が認められた。

(表2) 一般財団法人日本建築防災協会が外壁調査において定めた危険度の区分

判定結果	補修の必要の度合い
危険度Ⅰ	補修が必要である。
危険度Ⅱ	第三者被害の可能性があり、補修が必要である。
危険度Ⅲ	第三者被害の可能性が高く、安全対策を行い、補修が必要である。
危険度Ⅳ	第三者被害の可能性が非常に高く、安全対策を行い、緊急に補修が必要である。

ア 建物の外壁に係る点検結果を速やかに通知すべきもの

東部学校経営支援センターは、「平成25年度大江戸高等学校外7校施設点検業務委託契約」（契約期間：平成25.11.25～平成26.3.20、契約金額：648万9,000円、契約相手方：D）を締結し、各学校の外壁の定期的な診断の実施を委託している。

各学校は、センターからの連絡を受け、修繕が必要と判定された場所について、適宜修繕を行っている。修繕に準備期間を要する場合は、修繕を行うまでの間、歩行者等の安全確保のために応急の安全対策を行う必要がある。

ところで、調査結果について見たところ、墨田工業高等学校の建物について、表3のとおり、外壁が劣化した箇所があり第三者に被害を及ぼす可能性があるとして、「危険度Ⅱ」や「危険度Ⅲ」と判定されている。これらの建物は、外壁の近くを生徒等が通行しており、学校が安全対策を行う必要があった。

しかしながら、センターは、監査日（平成26.5.12）現在、学校に調査結果を連絡しておらず、その結果学校が安全対策を行っていない状況にあることは、適切でない。

センターは、修繕が必要な学校に対し、建物の外壁に係る点検結果を速やかに通知されたい。

(東部学校経営支援センター)

(表3) 「危険度Ⅱ」・「危険度Ⅲ」と判定された箇所がある建物

学校名	建物	構造/床面積	調査結果
墨田工業高等学校	特別教室・実習室棟	RC構造/ 1, 689 m <sup>2</sup>	要是正・危険度Ⅱ
	管理棟	RC構造/ 10, 454 m <sup>2</sup>	要是正・危険度Ⅲ
	実習室棟	RC構造/ 1, 394 m <sup>2</sup>	要是正・危険度Ⅱ

イ 建物の外壁に係る点検結果に基づき適切に安全対策を講じ速やかに補修を実施すべきもの  
多摩教育事務所は、多摩教育センターの建物の管理を行っており、外壁の状況を調査するため、「外壁赤外線調査委託」契約（契約金額：79万8,000円、契約期間：平成25.7.17～平成25.10.31、契約相手方：E）を締結している。

ところで、調査結果について見たところ、建物西面において外壁タイルの浮が発生している部分の面積が大きく、西側は周辺の住民の通路となっているため、剥落した場合、第三者に被害が及ぶ恐れがあることから、タイルの剥離部分を除去し部分張替えを行うことが望ましいとして、「危険度Ⅱ」と判定されていた。

しかしながら、所は、監査日（平成26.4.25）現在、補修を行っておらず、また、歩行者の立入りを制限するなど応急の安全対策も講じていなかった。

所は、建物の外壁に係る点検結果に基づき適切に安全対策を講じ、速やかに補修を実施されたい。

（多摩教育事務所）

（その他）

（3）都立学校公開講座の実費の管理を適正に行うべきもの

地域教育支援部は、都民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを促進するため、「都立学校開放事業運営の手引（平成25年度版）」（以下「手引」という。）を定め、都立学校が有する人材・施設設備・教材等の教育機能を開放することとしている。

各学校は、都民に学習機会を提供するよう、「都立学校公開講座」を実施している。手引によれば、教材の購入費や傷害保険の掛金などの実費については、開講前に納付させることを原則としている。また、領収書等の保管とともに現金出納簿を作成し、公開講座に係る収支を管理し、剰余金が生じたときには、受講者に返金しなければならないとされている。

ところで、あきる野学園、府中けやきの森学園、品川特別支援学校及び港特別支援学校において、都立学校公開講座の実費の管理について見たところ、以下のとおり、適正でない事例が認められた。

ア あきる野学園において、公開講座「あきる野カレッジ」について見たところ、監査日（平成26.5.16）現在、材料を購入した領収証や受講者から実費を徴収した領収証控えがなく、また、現金出納簿が作成されていなかった。

イ 府中けやきの森学園において、公開講座「朝日カレッジ」について見たところ、傷害保険の掛金を受講者から事前に徴収せずに担当職員が立て替えて支払っていた。また、受講者の一部からは現金を徴収せず、担当職員が自己負担していた。

ウ 品川特別支援学校において、公開講座「ボランティア養成講座Ⅱ」について見たところ、監査日（平成26.5.26）現在、材料を購入した領収証が保管されていなかった。

エ 港特別支援学校において、公開講座「みなとかもめの会」について見たところ、監査日（平成26.5.27）現在、剰余金を受講者に返金せず、現金5万9,257円を保管していた。また、現金出納簿が作成されていなかった。

各学校は、都立学校公開講座に係る実費の管理を適正に行われたい。

部は、平成25年の定例監査において、別の学校でも同様の指摘を受けていることから、各学校に対する指導を徹底されたい。

（あきる野学園）

（府中けやきの森学園）

（品川特別支援学校）

（港特別支援学校）

（地域教育支援部）

#### （4）長期欠席者の転・退学に係る指導内容等を具体的に記録すべきもの

都立高等学校（以下「学校」という。）は、長期欠席者について、長期欠席により単位未履修となり、転・退学に至る事例が多いことから、転・退学の理由を把握し、その原因に応じた適切な指導・対策を行う必要がある。

転・退学に当たっては、生徒及び保護者が、転・退学願を校長あてに提出し、担任が副申書を添えて、校長に提出する。副申書は、生徒から転・退学の申請があったときに、担任が転・退学が適切であることを申し添えるものである。校長は、転・退学願及び副申書により、転・退学が適切であるかを判断し、転・退学を許可している。また、担任等から聞き取りしてきた内容を基に許可をしているとしている。

学校は、一旦生徒に入学を許可したことから、生徒に転・退学を許可するには、必要な指導・対策を適切かつ慎重に行ってもなお、転・退学せざるを得ない状況であったことを確認しておかなければならない。

したがって、転・退学に係る副申書には、

- ① 単位未履修など転・退学に直接結びつく理由
- ② ①の原因となった長期欠席に至った原因
- ③ 学校が講じた指導や対策の内容

について具体的に記載し、転・退学に至った原因・理由・指導内容を客観的に検証することができるようにしておく必要がある。

指導部においても、転・退学の状況を把握し、その予防に向けた対策を講じる必要があることから、「生徒の進路変更にかかわる指導及びその記録について（通知）」（平成22年3月31日付21教指高第564号）により、転・退学に至った原因や理由、指導内容を客観的に検証できるよう、これらを記録するよう指導している。

ところで、町田（定時制）、日野、東大和南及び若葉総合高等学校において、長期欠席が主な原因と認められる転・退学に係る副申書の記載内容について見たところ、表4のとおり、長期欠席に至った原因や学校が講じた指導・対策の内容についての具体的な記載が不足している事例が複数あった。

これらのことから、校長が長期欠席の原因を把握し、指導・対策を行ってもなお、転・退学せざるを得ない状況であったと判断したことの検証ができないのは、適切でない。

その結果、転・退学の妥当性が検証できない状況となっている。

各学校は、長期欠席者の転・退学に係る副申書に指導内容等を具体的に記録するよう徹底されたい。

部は、各学校に対する指導を徹底されたい。

(町田高等学校)

(日野高等学校)

(東大和南高等学校)

(若葉総合高等学校)

(指導部)

(表4) 各学校における長期欠席が主な原因と認められる転・退学に係る副申書の記載状況

(単位：人)

区 分	転・退学者数	長期欠席の原因	学校の行った指導・対策	
		根本的原因の記載がない	実施実績の記載がない	指導内容の記載がない
町田高等学校 (定時制)	7	6	4	2
日野高等学校	6	1	—	4
東大和南高等学校	3	—	—	3
若葉総合高等学校	9	7	4	5
合 計	25	14	8	14

選挙管理委員会事務局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 必要な許可を有する相手方と契約すべきもの

選挙管理委員会事務局では、都議会議員選挙及び参議院議員選挙の周知を目的として、表1のとおり、のぼり旗の作成等に関する契約を締結している。

各契約の仕様書には、①のぼり旗を作成すること、②掲出用のポール及び土台と併せて、都の各部署及び各区市町村の関連部署に納品すること、③一部の納品先においてはのぼり旗の設置をすること、④選挙終了後に、事前に回収要望のあった納品先からのぼり旗、ポール及び土台を回収し廃棄することが定められている。このうち④におけるのぼり旗等の回収・廃棄の状況は、表2のとおりである。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条によると、のぼり旗は一般廃棄物、ポール及び土台は産業廃棄物に該当することから、回収したのぼり旗等の廃棄を委託するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第6項及び第12条第5項により、運搬については一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者に、処分については一般廃棄物処分業者及び産業廃棄物処分業者に、それぞれ委託しなければならない。

しかしながら、表1の受託者は一般廃棄物収集運搬業などの必要な許可を有しておらず、局が必要な許可を有しない相手方と契約していることは適正でない。

局は、のぼり旗等の回収・廃棄に当たっては必要な許可を有する相手方と契約されたい。

(選挙管理委員会事務局)

(表1) のぼり旗の作成等にかかる契約の状況

件名	契約金額 (円)	履行期限	受託者
平成25年6月23日執行東京都議会議員選挙周知用のぼり旗の作成及び取付・回収の委託	1,677,900	平成25.7.12	A
第23回参議院議員選挙周知用のぼり旗の作成及び配送・取付・回収の委託	837,900	選挙期日の19日後	B

(表2) のぼり旗等の回収・廃棄の状況

区分	のぼり旗 大	のぼり旗 小	ポール	土台
都議会議員選挙	52枚	170枚	92本	46個
参議院議員選挙	27枚	90枚	117本	40個
合計	79枚	260枚	209本	86個



平成26年度  
登録第4号

平成26年定例監査報告書（平成25年度執行分）

平成26年9月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課  
新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03（5321）1111（代）  
都庁内線55-531  
03（5320）7017（直通）  
URL <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>

印刷 株式会社 中央謄写堂  
電話 03（3669）8160（代）

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。